

なったのであろう。なお卸売業、代理商、仲立業の減少は、第3次の地方圏層である当町の卸売業、代理商、仲立業がいわゆる流通革命の影響を受けてきた証左であらう。

上述の商店数の増加傾向にある業種の小売業は、当町人口の減少というマイナス要因よりも、むしろ消費者の所得増加というプラス要因に影響を受けたものであろう。

表8-5-8 業種別店舗数の推移（矢掛町）

業種別	年次別	昭和35年	昭和39年	昭和43年	昭和45年	昭和47年
卸売業		51	5	33	27	21
代理商、仲立業		10	12	4	3	2
各種商品小売業		—	—	—	—	—
織物・衣服・身のまわり品小売業		48	42	44	36	34
飲食料品小売業		136	133	135	134	128
飲食店		33	33	34	33	36
自動車・自転車・荷車等小売業		14	13	17	19	16
家具・建具・什器小売業		33	29	29	25	27
その他の小売業		51	66	64	67	74
計		376	333	360	344	338

注 商業統計調査結果より作成。

f) 業種別店舗数、従業者数、年間販売額

昭和47年当町において、卸売業、代理商、仲立業および小売業の商店数338のうち、卸売業は21（当町商店数338の6.2%）、代理商、仲立業は2（同0.6%）、小売業は315（同93.2%）を占めている。

昭和47年当町卸売業をみると（表8-5-9、表8-5-11参照）、商店数21（昭和35年の41.2%）、従業者数96人（同42.9%）、1店当り従業者数4.6人（同1.05倍）、年間販売額47,996万円（同88.8%）、1店当り年間販売額2,286万円（同2.16倍）、従業者1人当り年間販売額500万円（同2.07倍）であり、昭和47年岡山県卸売業では（表8-5-10、表8-5-11参照）、商店数3,209（昭和35年の97.2%）、従業者数34,449人（同1.51倍）、1店当り従業者数10.7人（同1.55倍）、年間販売額69,362,493万円（同52.7倍）、1店当り年間販売額21,615万円（同54.2倍）、従業者1人当り年間販売額2,013万円（同3.49倍）である。すなわち昭和35年～昭和47年の間における当町の卸売業は、その店舗数・従業者数・年間販売額などすべての動向において、岡山県全体の卸売業の水準にはるかに及ばない。

代理商、仲立業は、当町においては、昭和35年の10店舗数が昭和47年には2店舗数に激減しており、販売額がつかめないため、ここでは省略することとする。

表 8-5-9 業種別店舗数、従業者数、年間販売額（矢掛町）

業 種 別	店舗数		従業者数		1店当り従業者数		年間販売額		1店当り年間販売額		従業者1人当り年間販売額	
	昭35	昭47	昭35	昭47	昭35	昭47	昭35	昭47	昭35	昭47	昭35	昭47
卸 売 業	51	21	224	96	4.4	4.6	54,020	47,996	1,059	2,286	241	500
代理商、仲立業	10	2	11	x	1.1	x	117	x	12	x	11	x
各種商品小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
織物・衣服・身のまわり品小売業	48	34	139	107	2.9	3.1	12,011	43,173	250	1,270	86	403
飲食料品小売業	136	128	276	278	2.0	2.2	20,315	8,430	149	699	74	322
飲 食 店	33	36	75	98	2.3	2.7	1,509	15,552	46	432	20	159
自動車・自転車・荷車等小売業	14	16	19	43	1.4	2.7	1,612	12,922	115	808	85	301
家具・建具・什器小売業	33	27	79	130	2.4	4.8	7,305	78,429	221	2,905	92	603
その他の小売業	51	74	96	329	1.9	4.4	8,061	112,532	158	1,521	84	342
小 売 業 計	315	315	684	985	2.2	3.1	50,813	352,038	161	1,118	74	357

注 (1) 商業統計調査結果より作成。

(2) 年間販売額には手数料その他のサービスの収入額を含まない。ただし、代理商、仲立業は手数料その他のサービスの収入額のみ。

表 8-5-10 業種別店舗数、従業者数、年間販売額（岡山県）

業 種 別	店舗数		従業者数		1店当り従業者数		年間販
	昭35	昭47	昭35	昭47	昭35	昭47	昭35
卸 売 業	3,305	3,209	22,851	34,449	6.9	10.7	13,166,955
代理商、仲立業	252	60	734	87	2.9	1.5	23,309
各種商品小売業	60	44	1,423	2,416	2.3	5.4	3,444,49
織物・衣服・身のまわり品小売業	3,309	3,331	10,251	12,160	3.1	3.7	1,105,753
飲食料品小売業	11,380	10,938	24,294	28,644	2.1	2.6	2,259,765
飲 食 店	3,980	6,944	10,989	23,224	2.8	3.3	3,97,031
自動車・自転車・荷車等小売業	1,068	1,254	1,855	7,358	1.7	5.9	13,299,3
家具・建具・什器小売業	1,903	2,281	5,027	9,478	2.6	4.2	639,802
その他の小売業	4,759	6,208	13,043	22,805	2.7	3.7	11,53,257
小 売 業 計	26,459	31,000	66,882	106,085	2.5	3.4	60,330,50

注 (1) 商業統計調査結果より作成。

(2) 年間販売額には手数料その他のサービスの収入額を含まない。ただし、代理商、仲

表 8-5-11 業種別店舗数、従業者数、年間販売額の動向
(昭和35年を100とした場合の昭和47年の数値)

業 種 別	店 舗 数		従 業 者 数		1店当り 従業者数		年 間 販 売 額		1店当り 年 間 販 売 額		従 業 者 1 人 当 り 年 間 販 売 額	
	矢掛町	岡山県	矢掛町	岡山県	矢掛町	岡山県	矢掛町	岡山県	矢掛町	岡山県	矢掛町	岡山県
卸 売 業	41	97	43	151	105	155	89	527	216	542	207	349
代理商、仲立業	20	24	x	12	x	52	x	73	x	308	x	609
各種商品小売業	-	73	-	170	-	232	-	903	-	1231	-	532
織物・衣服・身の まわり品小売業	71	101	77	119	107	119	359	503	508	500	469	423
飲食料品小売業	94	96	101	118	110	124	440	578	469	601	435	490
飲 食 店	109	174	131	211	117	118	1,031	821	939	469	795	389
自動車・自転車・ 荷車等小売業	114	117	226	397	193	347	802	4740	703	4022	354	1,190
家具・建具・什器 小売業	82	120	165	189	200	162	1,074	903	1,314	754	655	480
その他の小売業	145	130	343	175	232	137	1,396	879	963	675	407	506
小 売 業 計	100	117	144	159	141	136	693	783	694	668	482	494

注 (1) 商業統計調査結果より作成。

(2) 年間販売額には手数料その他のサービス料の収入額を含まない。ただし、代理商、仲立業は手数料その他のサービス料の収入額のみ。

売 額	1店当り 年 間 販 売 額		従 業 者 1 人 当 り 年 間 販 売 額	
	昭 35 万円	昭 47 万円	昭 35 万円	昭 47 万円
69,362,493	3,986	21,615	576	2,013
17,000	92	283	32	195
3,109,466	5741	70,670	242	1,287
55,624,67	334	1,670	108	457
13,069,058	199	1,195	93	456
3,259,658	100	469	36	140
630,3849	125	5027	72	857
5,775,602	336	2,532	127	609
10,138,060	242	1,633	88	445
47,218,160	228	1,523	90	445

立業は手数料その他のサービス料の収入額のみ。

次に小売業についてみると(表8-5-9、表8-5-10、表8-5-11参照)、当町における全小売業年間販売額は昭和47年352,038万円で、昭和35年50,813万円の6.93倍であり、それに対して岡山県全小売業年間販売額は昭和47年47,218,160万円で、昭和35年6,033,050万円の7.83倍である。すなわち昭和35年~47年の間に、当町の全小売業年間販売額の伸び率は岡山県全小売業年間販売額の伸び率にやや及ばない。しかし同期間に当町の全小売業1店当り年間販売額の伸び率は6.94倍で、岡山県全小売業1店当り年間販売額の伸び率6.68倍より高いが、これは当町の昭和47年全小売業店舗数が昭和35年と同じであるのに対して、岡山県全体の昭和47年全小売業店舗数が昭和35年の1.17倍に増加しているためである。また全小売業従業者1人当り年間販売額の伸び率においては、4.82倍の当町は、4.94倍の岡山県全体よりやや低くなっている。

さらに小売業を業種別にみると、昭和35年~47年の間に、年間販売額の伸び率において岡山県よりも高い業種は飲食店(当町10.31倍、岡山県8.21倍)、家具・建具・什器小売業(当町10.74倍、岡山県9.03倍)、その他の小売業(当町13.96倍、岡山県8.79倍)で、岡山県より低い業種は織物・衣服・身のまわり品小売業(当町3.59倍、岡山県5.03倍)、飲食料品小売業(当町4.4倍、岡山県5.78倍)、自動車・自転車・荷車等小売業(当町8.02倍、岡山県4.74倍)であり、1店当り年間販売額の伸び率において織物・衣服・身のまわり品小売業(当町5.08倍、岡山県5.00倍)、飲食店(当町9.39倍、岡山県4.69倍)、家具・建具・什器小売業(当町13.14倍、岡山県7.54倍)、その他の小売業(当町9.63倍、岡山県6.75倍)が岡山県より高く、飲食料品小売業(当町4.69倍、岡山県6.01倍)、自動車・自転車・荷車等小売業(当町7.03倍、岡山県4.022倍)が岡山県より低い。なお従業者1人当り年間販売額の伸び率においては、織物・衣服・身のまわり品小売業(当町4.69倍、岡山県4.23倍)、飲食店(当町7.95倍、岡山県3.89倍)、家具・建具・什器小売業(当町6.55倍、岡山県4.8倍)が岡山県より高く、飲食料品小売業(当町4.35倍、岡山県4.9倍)、自動車・自転車・荷車等小売業(当町3.54倍、岡山県1.9倍)、その他の小売業(当町4.07倍、岡山県5.06倍)が岡山県より低い。

9) 商店の経営実態

以上は、商業統計調査結果表および岡山県統計年報の統計資料に基づいて、矢掛町の商業の推移をみてきたのであるが、さらに当町における小売業各商店の経営実態を調査するために、各商店を個別訪問して、次に示すような商業調査票によるアンケート調査を行なった。



写真8-5-1 矢掛町商店街

- (1) 商店名() 所在地(矢掛町)
 店主名() 業種()
- (2) 従業者〔家族()人 使用人()人〕
- (3) いつごろからこの商売を始めましたか。(イ)明治()年から (ロ)大正()年から
 (ハ)昭和()年から
 また以前はどのような商売でしたか。()
- (4) 仕入れの多い順にお店の主要な取扱の商品4種とそれぞれの主要な仕入れ地を教えてください。
 (取扱商品名) 1. 2. 3. 4.
 (主要仕入れ地)
- (5) 主な仕入れの方法 (イ)先方から来るのを買い。(ロ)電話、手紙で注文し配達してもらう。
 (ハ)こちらから出かけて行って買い。
- (6) お店の販売方法について
 (イ)お買上品の配達をする。(ロ)注文取りにまわる。(ハ)外売に出る。(ニ)値びきはしない。
 (ホ)お添え物をする。(ヘ)現金売りには割引する。(ト)まとまった買物には割引する。
- (7) お店の営業時間 午前()時から午後()時まで
- (8) 現在お店にとって一番問題なのは次のどれですか。
 (イ)客を他地域、他都市にとられること。(ロ)生協、農協の活動 (ハ)行商 (ニ)資金難
 (ホ)税金問題 (ト)その他
- (9) 顧客について
 (イ)一日のお客は何人位ですか。()人
 (ロ)客筋は?(多い順に番号をつけて下さい。
 主婦() 勤労者() 農林漁業者()
 学生() その他()
 (ハ)客層
 男(~10) (11~20) (21~30) (31~40) (41~)
 女(~10) (11~20) (21~30) (31~40) (41~)
 地区内()割 地区外()割
 (ニ)購買状況
 一日平均客単価
 現金買()割 掛買()割
- (10) 顧客名簿 有 無
- (11) 得意の有無と数 有()人

(i) 調査商店数とその業種別内訳

昭和47年矢掛町内の小売業商店数279(飲食店を除く)の約33.7%にあたる94商店を調査し、その業種別の内訳は表8-5-12の通りであるが、飲食料点小売業が調査商店数94の55.3%にあたる52も占めているために、この調査もある程度かたよりがみられるかもしれないことを念頭におかなければならない。

表8-5-12 業種別調査商店数

業種	調査商店数
1 織物・衣服・身の回り品小売業	9
2 飲食料点小売業	52
3 自転車・荷車小売業	1
4 家具・建具・什器小売業	11
5 その他の小売業	21
計	94

(ii) 開業年代

表8-5-13 開業年代別商店数

業種	明治以前	明治	大正	昭和10年まで	昭和11~19年	昭和20~29年	昭和30~39年	昭和40年~	計
1		1	2	2		1	2		8
2	1	9	5	7	1	17	10	1	51
3		1							1
4		2			2	5	2		11
5	1	3	5			4	3	5	21
計	2	16	12	9	3	27	17	6	92

表8-5-13によると、昭和20年以後の開業商店数は、回答商店数92の54.3%にあたる50で、昭和20年以前に開業した商店数は42(回答商店数の45.7%)である。ことに大正・明治・明治以前に開業した商店数が30(同32.6%)もあり、商業の歴史の古さが認められる。

(iii) 規模(従業者数による)別商店数

規模(従業者数による)についての回答商店を業種別にまとめると、表8-5-14のようになる。使用人のいない家族だけで営業に従事している店が68店(回答数94の72.3%)で、これらの店は、ほとんど「企業」的存在というよりは「家業」的存在であり、ひとつ屋根の下に店舗部分と住居部分とが同居し、舗店の会計と家計とが「どんぶり勘定」の状態で同居しているものと推測される。また商業の兼業が見られ、戸主は他の産業に従事し、老人や主婦が商業を営んでいる商店もみられた。そして、使用人を雇用している店は26店(回答数94の27.7%)あり、こ

これらのうちには、「家業」的なものから脱してある程度「企業」的色彩を帯びたものも見られる。

表8-5-14 規模(従業員数による)別商店数

従業員数	業種	1	2	3	4	5	回答商店数計
従業員数	1人	2	20	1	1	3	27
	2	2	16		2	6	26
	3	2	8			3	13
	4		4		3	3	10
	5		1		1	3	5
	6		1		1	1	3
	7		1		1	1	3
	8		1			1	2
	9				1		1
	10	1			1		2
	11						
	12						
	13	1					1
22	1					1	
回答商店数計		9	52	1	11	21	94
総従業員数		57	118	1	54	72	302
1店当り従業員数		6.3	2.3	1	4.9	3.4	32
使用人ある店数		3	7		6	10	26
使用人ある店の1店当り使用人数		1.33	3.3		3.2	1.9	3.9

(IV) 営業時間

表8-5-15によると、大体午前9時以前に開店するところが多い。しかし業種別にみると、飲食料品小売業では仕入の関係からも朝早くから開店するものが多い。また閉店時刻については、午後6時以前に閉店するところは、飲食料品小売業2店(しょう油醸造および小売、午後5時30分閉店、鮮魚小売、午後4時閉店)、家具・建具・什器小売業2店(ガラス店、午後5時30分閉店、建材店午後5時閉店)であり、午後8時~10時以前の間閉店するところが多い。営業時間については、10時間以下は少なく、11~15時間以下の店数67(回答数91の73.6%)と多い。

表 8-5-15 開店・閉店時刻と営業時間

時間	業種	1	2	3	4	5	計
開店時刻	午前7時以前		13			3	16
	7~8 "	3	17	1	1	4	26
	8~9 "	4	16		9	8	37
	9~10 "	2	5		1	4	12
	10時以後		1			1	2
	計	9	52	1	11	20	93
閉店時刻	午後6時以前		2		2		4
	6~7 "	2	3				5
	7~8 "	3	3		2	1	9
	8~9 "	4	30	1	5	18	58
	9~10 "		9		2		11
	10時以後		5			1	6
計	9	52	1	11	20	93	
営業時間	8時間以下		1				1
	8~9 "	1	1				2
	9~10 "	1	2		2		5
	10~11 "	1	3		1	1	6
	11~12 "	2	2		2	5	11
	12~13 "	2	13		5	5	25
	13~14 "	2	16	1		6	25
	14~15 "		4		1	1	6
	15~16 "		6				6
	16時間以上		3			1	4
計	9	51	1	11	19	91	

(V) 顧客の状況

表 8-5-16 1日平均客数と客筋の状況

客	業種	1	2	3	4	5	計
一日平均客数	9人まで		3		1	3	7
	10~29人	3	7	1	4	5	20
	30~49人	1	12		2	1	16
	50~99人		10		3		13
	100~199人	1	8			5	14
	200人以上	2	3		1	4	10

客	業種	1	2	3	4	5	計
		回答店数	7	43	1	11	18
	1店当り客数	132.1	75.5	15.0	71.0	123.6	89.9
客筋 (多い順に指 摘第二位)	主婦	6	42	1	7	7	63
	勤労者	3	11		8	9	31
	農林漁業者	2	3		3	4	12
	学生	2	17	1	1	9	30
	その他		1		1	3	5
	指摘数計	13	74	2	20	32	141
	回答店数	8	48	1	10	20	87
客数のうち 矢掛町民の 占め	30%		1				1
	40%		1		1		2
	50%	1	3			1	5
	60%	1	1		1	1	4
	70%	2	2		2	2	8
	80%	1	1			2	4
	90%	1	13		2	4	20
	100%	1	25	1	5	8	40
	回答店数	7	47	1	11	18	84

1日平均客数と客筋の状況をまとめたのが表8-5-16である。まず、客数についてみると、1日1店当り客数は89.9人であるが、業種別では織物・衣服・身の回り品小売業132.1人と最も多く、次いでその他の小売業123.6人、飲食品小売業75.5人、家具・建具・什器小売業71人、自転車・荷車小売業15人の順となっている。このように織物・衣服・身の回り品小売業の客数が最も多いのは、町内に新しく衣料専門のスーパーなどができたことにより、周辺の町からも、衣料の買い物にきていることが推測される。

客筋について全体的にみると、主婦の客が最も多く指摘数63（指摘総数141の44.7%）、勤労者31（同じく22.0%）、学生30（同じく21.3%）、農林漁業者12（同じく8.5%）等となっている。客筋を業種別にみて主婦の客の多いのは、飲食品小売業（指摘数の5.68%）、織物・衣服・身の回り品小売業（同じく4.62%）、家具・建具・什器小売業（同じく3.5%）等であり、学生の客の多いのは、その他の小売業（同じく2.81%）となっている。

また客数のうち矢掛町民の占める割合を全体的にみると、客全部が矢掛町民であると回答した店数は40（総回答店数84の47.6%）、客数のうち90%が矢掛町民であると回答した店数は20（同じく23.8%）、80%が矢掛町民と回答した店数は4（同じく4.8%）、70%が矢掛町民と回答した店数は8（同じく9.5%）等となっている。また回答店数のうち客全部が矢掛町民であ

ると回答した店数の割合を業種別にみると、飲食料品小売業 53.2%、その他の小売業 44.4%、家具・建具・什器小売業 45.5%となっている。

(vi) 販売の状況

表 8-5-17 平均客単価と現金販売・掛販売

金額 %	業種	1	2	3	4	5	回答店数
平均客単価	200円以内		14				14
	201~500円	3	16		1	7	27
	501~1000円	3	11		5	3	22
	1001円以上	1	2	1	2	4	10
	回答店数	7	43	1	8	14	73
現金売・掛売の割合	現金売 100%	2	20		4	4	30
	＃ 90	3	7		2	1	13
	＃ 80	1	8			2	11
	＃ 70		8		3	1	12
	＃ 60		2	1		1	4
	＃ 50	1	2		1	2	6
	掛売 60		1				1
	＃ 70					2	2
	＃ 80				1	1	2
	＃ 100					3	3
回答店数	7	48	1	11	17	84	

顧客 1人・1回当りの平均売上高(平均客単価)を表 8-5-17 によってみると、回答店数 73 のうち 37.0% の 27 店が 201~500 円と指摘し最も多く、次いで 501~1000 円が 22 店(回答店総数の 30.1%)、200 円以内が 14 店(同 19.2%)、1001 円以上が 10 店(同 13.7%)となっている。

つぎに現金売と掛売についてみると(表 8-5-17 参照)、回答店数 84 のうち 35.7% の 30 店が掛売はなく現金売 100% と回答し、現金売 90%・掛売 10% の店が 13 店(回答店総数の 15.5%)、現金売 80%・掛売 20% の店が 11 店(同 13.1%)などと、現金売の割合が圧倒的に多い。これは、顧客の購入商品が商品単価の低い最寄品であることによるのであろうが、単価の高い商品を扱っている家具・建具・什器小売業のなかには掛売 80% の店もある。

つぎに当町の小売商が、販売に際してどのような方法をとっているかをみると(表 8-5-18 参照)、指摘総数 96 のうち 26.0% の 25 が、「買上品を配達する」と指摘し、次いで「外売に出る」が 17 (同 17.7%)、「まとまった買物には割引する」が 16 (16.7%)、「値引きはしない」「現金売には割引する」が、それぞれ 11 (同 11.5%)となっている。このように「買上品を配達する」のは、全体の 26.0% で、配達には割合行なわれており、なかでも飲食料品小売業

業において、かなり行なわれている。また、「外売に出る」のが17.7%を占めており、この地域に見られる特徴であろう。「値引きはしない」が全体の11.5%を占めているが、この地域では、

「買上品を配達する」「注文取にまわる」ことによってサービスにつとめ、また、「現金売には割引する」「まとまった買物には割引する」および「お添物をする」の計が34.4%もあることから、かなり、値引をして販売していることが推計される。これはスーパーマーケットや倉敷市などの他地区との競争によっても考えられるが、昔ながらの人情に満ちた風習のなごりであると推測される。

表8-5-18 販売方法

	1	2	3	4	5	指摘数計
買上品を配達する	1	15		4	5	25 (26.0)
注文取にまわる		6		2	2	10 (10.4)
外売に出る	3	4		4	6	17 (17.7)
値引きはしない	1	6		1	3	11 (11.5)
お添物をする	1	3		2		6 (6.2)
現金売には割引する	1	6	1	1	2	11 (11.5)
まとまった買物には割引する	2	9		3	2	16 (16.7)
指摘数計	9	49	1	17	20	96 (100.0)
回答店数	8	32	1	10	13	64

(vii) 仕入の状況

「仕入は 商売の半分以上だ」あるいは“well bought is half sold”というように内外のことわざにもみられるように、仕入の良否は、直ちに経営活動の成果に影響を及ぼし、仕入の重要性は決して販売のそれに劣るものではない(増地・古川共著「商業通論」103ページ)。このように商売にとって重要な仕入を、当町の小売商は、どのように行なっているのであろうか。

「主要な仕入方法として「先方から来るのを買う」「電話・手紙で注文し 配達してもらう」

こちらから出かけていって買う」の三者をとりあげてみたところ(表8-5-19参照)、全体的にみて、「先方から来るのを買う」の指摘数63(指摘総数131の48.1%)、「電話・手紙で注文し 配達してもらう」の指摘数45(同34.4%)、「こちらから出かけていって買う」の指摘数23(同17.5%)であった。小売商は「生産」と「消費」を連絡調整する流通経路の最末端に位置し、最終消費者に最も密着し、最終消費者のために商品の選択を行ない、これを仕入れて販売する経済活動を行なうものである。商品は、品質がよく消費者の好みに合っていて、しかも値段が格安であれば売行きがよいものであるが、そのような商品を販売するためには、まず仕入にあたってこちらから積極的に出かけていって、仕入商品の選定、仕入値段、仕入の時期と数量、仕入先の選定などについて十分な研究と工夫が大切である。

「流通」をとりまく経済社会の諸環境・諸条件によって、小売商にとって仕入政策がどのようにあるべきかということは、一概には論議されえないが、「先方から来るのを買う」の指摘数が指摘総

表 8-5-19 仕入方法と仕入地

仕入方法		業種					指 摘 数 計
仕入地		1	2	3	4	5	
主要な仕入方法 (指摘数)	先方から来るの を買う	5	34	1	10	13	63 (48.1)
	電話手紙で注文 し配達してもらう	5	21		5	14	45 (34.4)
	こちらから出かけて いって買う	6	10		2	5	23 (17.5)
	指 摘 数 計	16	65	1	17	32	131 (100.0)
	回 答 店 数	9	46	1	11	20	87
主 要な 指 摘 仕 入 地 (指摘数)	岡 山 市	6	23		6	17	52 (29.0)
	倉 敷 市	2	18		5	3	28 (15.6)
	矢 掛 町		9				9 (5.0)
	玉 島 市		16			1	17 (9.5)
	総 社 市		2				2 (1.1)
	笠 岡 市		11	1	2		14 (7.8)
	井 原 市		1				1 (0.6)
	京 都 府	2	2			1	5 (2.8)
	大 阪 府	5	1		2	6	14 (7.8)
	福 山 市	3	10		2	7	22 (12.3)
	東 京 都			1	1	5	7 (3.9)
	名 古 屋 市					1	1 (0.6)
	新 潟 県					1	1 (0.6)
	山 形 県					1	1 (0.6)
	広 島 県					2	2 (1.1)
九 州 国				1	1	2 (1.1)	
四 国				1		1 (0.6)	
指 摘 数 計	18	93	2	20	46	179 (100.0)	
回 答 店 数	9	46	1	11	20	87	

数の48.1%を占めていることから、あまり積極的ではないことが認められる。これは仕入地もさまざまであることや商業が老人や主婦の手にまかせられているという商業の兼業化の原因によるものであると推測できる。

次に主要な仕入地についてみると(表8-5-19参照)、岡山市の指摘数52(指摘総数179の29.0%)、倉敷市の指摘数28(同15.6%)などと、岡山市からの仕入がかなり多く、また広島県に近いという地理的環境から、福山市の指摘数も多く22で指摘総数179の12.3%を占めており、その他玉島市17(指摘総数179の9.5%)、笠岡市、大阪府がそれぞれ14(同7.8%)などとなっている。アンケートの結果から、さまざまな地域から仕入れていることが認められる。

以上は、アンケートによって、商店の経営状態を検討してきたのであるが、商店を個別訪問して感じられたことは、4～5店のスーパー形式の店があるにはあるが、大部分の商店の経営規模が零細で、「企業」的存在というよりは「家業」的存在である。また、戸主は他の産業に従事し老人や主婦が経営に従事している商店数もかなりあった。このために、全体的には新時代への即応努力、商店自体の合理化・近代化への認識・意欲が欠けているようにも認められるが、当町にもスーパーが出現し、商業に意欲的に取り組もうとしている態度が認められる。とくに、矢掛町

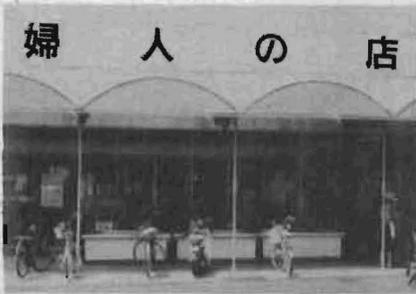


写真 8-5-2

農協スーパー「婦人の店」

農協スーパー「婦人の店」について、昭和48年8月1日の山陽新聞朝刊に『商品の共同仕入れなど経営の合理化をねらいに、岡山県下の10農協は、今秋から全国の大型農協スーパーで組織している「全国Aコープチェーン」に加盟する。中・四国地方では、広島県に次いで2番目。全国Aコープチェーンは、ことしの5月、全農の指導で発足した全国の農協スーパーの集まりで、農協スーパーを組織化することによって①共同仕入れ ②商標マークの統一 ③職員の指導・研修の一本化 ④消費動向の情報交換一な

どを行ない経営の合理化を図ろうというもの。現在、全国で346農協、中・四国地方では、広島県下の19農協が加盟している。岡山県下では、売り場面積が165平方メートル以上で生鮮3品（食肉、魚、青果物）を扱う大型店舗を経営している小田郡矢掛町の矢掛町農協、笠岡市の笠岡市農協、井原市の井原市農協など10農協が、10月1日から加盟する。これら10農協は、先月の20日に発足した「岡山県くみあいマーケットチェーン」（略称KMチェーン、50農協加盟）にも参加しており、岡山県経済連では「10農協の店舗をモデルに県下の農協スーパーの経営改善を期したい」と語っている。』と掲載されているように、流通の近代化への意欲がうかがえる。

参考資料

（阿部恒子）

1. 岡山県統計年報 岡山県企画部統計課編集
2. 『岡山県統計100年史』 "
3. 『商業通論』 増地庸治郎・古川栄一共著
4. 『小売商業構造論』 荒川祐吉著

(ロ) 矢掛町とその商圏 小売市場領域

商圏を簡単に定義すれば、小売店の見込顧客を地理的な領域としてとらえたもの（有斐閣経済辞典）と言えようが、逆に各地域の消費者が、どこの商店あるいは商店街で生活に必要な物資を購入するかと言ってもそれは同義である。なぜなら商品を媒介にして小売店と顧客は表裏一体の行動をとっているからである。しかしこの項でとりあげる問題は後者つまり矢掛町民が生活必需品や、自らの生活をよりエンjoyするための諸々の商品一言わば娯楽品・奢侈品一をどこの商店（街）から購入しているかを解明することである。

さて、一口に商圏と言っても、その拡がりには普通①小売店の競争状態 ②小売店の取扱ひ品目や

特徴 ③購買人口の推移 ④交通機関の発達度等の諸要因に基づいている。従って、それは固定的なものではなく、常に流動的なものである。同町の消費者行動の現況を推察するには上記の諸要因を十分に把握した上でそれを行うのが本筋であろうが、紙面の制限、重複を避けるためにこの項では割愛し、①②は前項（商業の推移と現況）③は“人口構成と人口変動”の項 ④は“交通と通信”の項を参照していただくことを示唆することにとどめたい。願わくは賢明なる読者諸兄に上述の各項を熟読含味した上でこの項を読んでいただきたい。さもなければ、諸商品の購入先分布表も無味乾燥な乱数表になりかねないし、また頻繁に現われる百分率も無意味な数字の羅列でしかないだろうから。

矢掛町民の商圈調査を行なう手段として質問紙法（アンケート方式）を採用した。質問紙は矢掛・横谷両中学校を通じて200世帯に配布を依頼し、有効回答されたのは175で87.5%という高回収率であった。拙い質問に快く応じて下さった各家庭の皆様とにかく感謝すると共に、これを基に同町民の買物圏の概況を十分に推察できるものと自負している。

なお、矢掛町内各地域で標本数（質問紙数）が異なるのは、その地域の世帯数の多少によって生じたものである。標本数は厳密な比例配分ではないが、実勢を表わしているのは事実である。

各地域の標本数は下記のとおりである。

上高末 --- 11	下高末 ---- 4	内田 ----- 4
字角 ----- 3	字内 ----- 2	小林 ----- 9
西川面 --- 41	東川面 ---- 8	本堀 ----- 9
江良 ---- 13	浅海 ----- 8	矢掛 ---- 35
東三成 --- 17	里山田 --- 10	南山田 ---- 9
中 ----- 6	横谷 ---- 14	玉島陶弥高 - 2

諸々の商品は消費者の購入の仕方によって、最寄品（消費者が最寄りの店で、手軽に購入する商品で、例えば、煙草、味噌、醤油、日用雑貨などのように安価で頻繁に購入する商品）、買回品（消費者がいくつかの店を見て回って形状、品質、価格等を比較検討しながら購入する商品で、例えば、婦人既製服、帽子、ネクタイ、装身具類等）、専門品（消費者が価格以外に、特定の品質、意匠、または商標や店の名に魅力を感じて特定の店で購入する商品で、例えば、ピアノ、高級衣服、高級家具類、テレビ、自動車等）に分類されるが、しかし、ある特定の商品をさして上記の三種類に分類することもできかねる。と言うのは、国民の所得増加や趣味・流行に伴う生活様式の変化（多様化・個性化）によって従来買回品の性格の強い商品であったものが、今日では最寄品的な商品になっているものがあるからである。

今回の調査では①酒・調味料類②野菜・果物類③鮮魚・肉類④和洋菓子類⑤金物・荒物類⑥陶磁磁器・ガラス器類⑦薪炭類⑧化学燃料類⑨シャツ・下着類⑩男性洋服類⑪婦人・子供服類⑫服地類⑬具服・反物類⑭靴類⑮下駄・履物類⑯傘類⑰カバン・袋物類⑱夜具・寝具類⑲家具類⑳化粧品・医薬品類㉑時計・眼鏡類㉒文房具類㉓書籍・雑誌類㉔玩具類㉕カメラ類㉖レコード・楽器類㉗ラジ

オ・テレビ②家庭電器用品の計28品目について考察を試みた。

表8-5-20の矢掛町民の買物圏総括表から察し得ることは、大部分の商品が矢掛地区、殊に同商店街から購入されていることである。しかし、一部の商品、例えば男性洋服類(市部での購入率23.4%)、婦人・子供服類(同19.5%)、服地類(同27.1%)、呉服・反物類(同23.5%)、レコード・楽器類(同34.1%)等は、他の商品(同平均5~6%)に比べ、倉敷市、岡山市等の市部からの購入が著しいが、これは矢掛の専門店では、価格、デザイン、流行等の点で飽き足らぬ消費者が、より自分の趣味、個性にあった、また、より満足のいく商品求めた結果であろう。市部の中では倉敷市が他を圧倒しているが、これは矢掛町より最短距離にある都市という地の利のためであろう。次に個々の商品について逐一考察することにしてしよう。

(1)酒・調味料類(2)野菜・果物類(3)鮮魚・肉類(4)和洋菓子類

(1)~(4)の4品目は矢掛町内での購入率が非常に高く(平均97.4%)、しかも、例えば、東三成地区民は東三成の商店で購入する。というように町内でも購入地区が明確に分割されている。まさに最寄品的性格を如実に表わしているといえよう。しかし、野菜・果物類は農家がある程度自給物として栽培し、賄っているものと推察される。若干市部からの購入もあるが、これは通勤帰途の買物であろう。

(5)金物・荒物類

この商品も上記同様同町内での購入率(表元滞留率)が97.6%と極度に高い。ただ上述商品と異なる点は矢掛地区のみから購入されていることである。その理由としては他地区には専門店がないのか、あるいはあっても限られた種類のものしかないためであろう。

(6)陶磁器・ガラス器類

一口に陶磁器・ガラス器類といっても、茶碗・コップ等の低廉で実用的なものから、水盃・ガラス工芸品等の室内装飾品として重宝がられるものまで多種多様にある。町内での購入率89.8%が示すように、これらほとんどを町内の専門店で購入していることは事実であるが、アクセサリーとして陶磁器・ガラス器を求める場合、使用価値それ自体より、柄、デザイン等に重きがおかれる。従って充分満足のいく商品を探めようとするなら在庫の豊富な市部の専門店で購入しなければならぬ。10.2%と市部での購入率が比較的高いのは上述に因るものと推察される。また、これらの商品は度々購入するものではないのでたまのショッピングを利用し、安価な実用品であれ市部で購入されることも考えられる。

(7)薪炭類

薪炭は、LPG(液化プロパンガス)をはじめとする化学燃料に押され、その利用が徐々に減少している。ここ矢掛町でも例外でなく、総括表でも明らかのように、他の商品と比較してあまり購入されていない。しかし、例えば、煉炭のように料理にも暖房にも同時に利用されたり、料理によっては炭火がよいというように他の燃料にはない利点があり、化学燃料及び電気を主、薪炭類を従として利用している家庭が多い。その購入方法は家庭と商店が契約を結び宅配方式になっている。したがって購入地区は矢掛地区が中心になっているものの各地域に分散しているのも納得できよう。

(8) 化学燃料類

矢掛町では主にLPG(液化プロパンガス)が利用されている。購入方法は上記の新炭類同様宅配が行われている。購入地区は矢掛地区を中心としているが、注目すべきは農協である。購入率10.4%と1店舗にしては高率である。その理由としては、農家向けを中心とした強大な販売網を利用したものと思われる。

(9) シャツ・下着類

シャツ・下着類の軽衣料品は、買回り品の性格を強く帯びている。町内の商店街には、岡山市、倉敷市に比べても少しも遜色のないストアーがあり、十二分に用を足せる。地元滞留率93.8%がそれを雄弁に物語っている。比較的安価な軽衣料品を買い求めるのに、わざわざ市部へ外出するような暗愚な消費者は矢掛町にはいまい。市部での購入率は6.2%であるが、これは通勤・通学帰途に購入したものか、あるいはディスカウント(割引)商品を買求めたのかは定かでないが、市部隣接地地区民を除外すれば、常時市部で購入しているわけではないと考えられる。

(10) 男性洋服類

スーツ、ジャケット、トラウザーズ(ズボン)等を中心とした男性洋服類は、市部での購入率23.4%と全商品の中でも五指に入る。主に倉敷市(10.8%)、岡山市(6.8%)から購入されている。一昔前のドブネズミルックから今日ではスタイル、配色、流行等を考慮した洋服が好まれ、その上、価格、縫製(オーダーかレディメイドか)、用途、種類等を加味すれば結局男性の数ほど男性洋服の種類はあるといっても過言ではない。総じて高額な洋服の、その町内での購入率が76.6%とは、優秀なテイラー、在庫を充分に取り揃えた良心的な専門店が多いという証左である。しかし、高額なゆえに、より信用のある店を選択するというのも消費者の常である。その結果が町内の成年男子をして市部での購入をなさしめた主因であろう。

(11) 婦人・子供服類

若い女性用の洋服を含めた婦人服、ベビー服をも対象とした子供服は、今日では、ビッグストアーにおいては各コーナーを設けたり、商店ではそれぞれ独立し専門化している。従ってこの項でも個別に考察した。

婦人服の中心はなんと言ってもヤングレディを対象にしたものになろう。オシャレに敏感な女性は男性洋服以上に流行に左右される。俗に言う「よそ行き」は一層その感が強い。そのため新製品を早く買い求めるために市部へ走るのは当然であろう。倉敷市での購入率12%はそのあたりに起因するものと思われる。また不斬着はやはり機能が最重視されるため、町内の商店で十分購入される。

子供服は、ほとんど流行にとらわれない、丈夫さを優先したものが多い。また学生服は学校指定のものがある。どちらにしても市部で購入するよりは地元で買い求めた方が便利であり、購入価格外の諸経費を考えあわせると経済的な場合が多い。

(12) 服地類

顧客は主にホームメイドを楽しむ女性であろう。既製服が主流の今日とはいえ、趣味を生かし、

個性にあった服装、加えて昨今のインフレの中で比較的安価な洋服と云えば生地自体を購入し、自ら縫製することに限る。この点で服地類購入の強い人気がある。市部での購入率は27.1%とレコード・楽器類の34.1%に次いで第2位である。とりわけ倉敷市、井原市に集中している。倉敷市は矢掛町を商業勢力圏内としており、井原市は繊維の町である。服地は前述の婦人・子供服類（特にヤングレディ）と同様に、流行に左右される傾向がある。その点を考慮すると市部での購入率が高いのもうなずける。

(13) 呉服・反物類

今日では、和服は不断着としてではなく、訪問着、晴れ着として着用される場合が多い。また、和服に帯等の小物を加えると相当高額になり、専門品の部類に属する。購入頻度も生涯に数回と低く、それだけに消費者の購入時の慎重さが要求される。幸いにも矢掛町内の呉服商は、伝統を誇る店舗を構え、商売人気質に富んでおり、吟味された反物を豊富に品揃えしている。専門品の性格帯びている商品にもかかわらず、町内での購入率76.5%は特筆に値する。市部では倉敷市、岡山市が多い。

(14) 靴類

一昔前までは機能一点張りだった靴も、今頃では、ファッション性も加味され、T・P・O（時、場所、機会）に応じて履き換えるため数足持つ消費者もいる。しかし、老若男女全体から考察すると、機能を重視した通勤靴、運動靴のような無難なものが買い求められている。地元滞留率87.2%とほとんど10人のうち9人が地元で購入しているのもその辺に原因があると思われる。市部では倉敷市が12/23と過半数を占めている。

(15) 下駄・履物類

下駄は、昨今、懐古趣味の人を除いては、ほとんど履かれることもなく、また下駄専門店もなく、履物店の片隅に追いやられている状態である。ために購入頻度もさほど高いものではない。流行に左右されず、低廉なものが多く、町内で充分間に合うものと思われる。

履物は本来ならば日本固有の草履を指すのであろうが、ここでは広義に解釈してサンダル等も加えておく。

草履も下駄同様に今日ではあまり履かれず、履き捨てのサンダル等が不断よく用いられる。サンダルは安価で頑丈なものが多く、そのために購入頻度が高く、しかも、そのほとんどは矢掛町商店街で購入されている。地元滞留率は93.8%である。

(16) 傘類

傘は典型的な買回り品で、さして高価なものではない。しかも一部の女性用を除外すれば、流行にとらわれず、機能本位のものが多く、もちろん、折畳傘等その用途に適した種類もいくらかあるが、それとても容易に入手できないわけではない。町内での購入率89.8%がそれを如実に示している。また、今日では、200円～300円の安価で使い捨てのような傘も出回っている。そのため不意の雨にも対処するため、最寄品の商品として購入されることが少なくない。

(17) カバン・袋物類

現在では、カバン・袋物類は、本来の機能の外に、アクセサリーとしての機能も充分考慮されている。ハンドバッグがアクセサリーとしての比重を増せば増すほど、流行に左右され、一人で数個も所有するようになる。しかも、素材が吟味されるほど高価になる。そのような商品は市部、特に倉敷市で購入されている。しかし、カバン・袋物類全体を考察すると、従来の風呂敷、買物カゴ、そして学生カバンから、今日では、手軽で経済的な簡易バッグ（ペーパーバッグ）まで数多く利用されている。カバン・袋物類の本来の機能のみを要求するならば市部での購入を待たずとも、地元で充分間に合うわけである。町内での購入率86.5%がそれを端的に示していると推察される。

(18) 夜具・寝具類

一部枕のようなものを除外すれば、ふとん、ベッドのように嵩（かさ）的にも、価格的にも大型商品で、購入頻度も極めて低い。専門品の商品である。矢掛町ぐらゐの商圏規模からすれば、これらの商品は都市部で購入されるのが通常であるが、地元滞留率93.8%と驚異的な数値を示している。これは矢掛町にストックの豊富な大規模商店があり、その上商品の性質上、宅配、信用等を考慮するならば、同町で購入するのが最も賢明な方法であると判断されるからであろう。

(19) 家具類

マガジンラック等のような比較的安価な商品もあるが、総じて夜具・寝具類同様に高価で専門品の商品である。同町での購入率は94.3%と高率である。これは上述の夜具・寝具類と同一の理由と推察される。なお、市部では低率ながら井原市、倉敷市からの購入が目立つ。

(20) 化粧品・医薬品類

一昔前まではこれらの商品のコーナーを設けて同時に販売する専門店が数多くあったが、今日では、化粧品はボランティアチェーンの発達によって、医薬品はその激増に対処するため医薬品のみによって販売する専門店が増加した。そのため、この項でも化粧品と医薬品とに分けて考察した。

化粧品は国内大手メーカー、外国メーカーのボランティアチェーン化によって、全国津々浦々どこでも自分の好きな化粧品を容易に入手できるようになった。矢掛町とて例外でない。地元滞留率95.0%がその証拠である。また、この総括表では明らかでないが、セールスマンによる戸口販売も考慮しておく必要がある。

医薬品は町内ならば容易に購入できる。また、従来の富山、奈良を中心とした置薬も考慮しなければならぬであろう。

小田地区での購入が目立つが、この主因は、同地区が矢掛地区に次いで商店が集中しているからであろう。特に、浅海、本堀地区の消費者の購入である。

(21) 時計・眼鏡類

時計にしる眼鏡にしる、従来の機能一辺倒から今日では多分にデザイン等も加味されるに至っている。眼鏡は近年レンズの研究の発達により、需要者個人個人の要求にほぼ合致している。それだけ眼鏡レンズのみを考えても、バラエティに富んでいる。地元滞留率83.6%は、ほぼ消費者の要求を満たしていると思われる。しかしながら、特に眼鏡は他の諸商品と性格を異にしている。

すなわち、少しでも欠陥があれば、すぐさま生活に支障をきたす。それだけに視力検査等の事前調査、充分な商品吟味が必要である。となると在庫の豊富な、設備、技術の整った都市での専門店で購入される傾向にある。もちろん、矢掛町にも良心的な眼鏡店は多い。が、倉敷市や岡山市には有名な（信用のある）眼鏡店が多いという消費者意識が、自らの足をして、そこで入手させることは否めない事実である。精神的購買動機は専門品購入に顕著に表われる。この時計・眼鏡類も決して例外ではない。

(22) 文房具類

全般的に安価なものが多く、頻繁に使用される鉛筆、ノート等は、インフレの今日でも100円前後かそれ以下である。町内での購入率は98.3%と酒・調味料(98.8%)、新炭類(98.5%)について第三位であり、最奇品の性格を如実に示している。また、学校の購買部を通じて、より安価に入手していることも忘れがたい事実である。

(23) 書籍・雑誌類

これらの商品は、週(月)刊誌、漫画本等の大衆雑誌から、参考書、学術書等の高級書籍まで多岐にわたっており、限定されたスペースに如何なる書籍・雑誌を陳列するかは書店は腐心する。しかし、結局は多読される通俗的な雑誌が本棚を独占する。が、読者は自分の希望する本のみを購入する。代替品はない。特に小規模書店での研究書は入手しがたく、勢い都市部で購入される傾向がある。その意味で市部での購入率7.4%は筆者には理解しかねるが、ともあれ、町内での購入率92.6%は、情報源の一つである書籍・雑誌類が町内ではほとんど不自由なく買い賄えることを充分示している。

(24) 玩具類

一口に「おもちゃ」と言っても、その種類は極めて多く、素材によって分類すれば、木製おもちゃ、紙製おもちゃ、布製おもちゃ、陶磁製おもちゃ、金属製おもちゃ、ゴム製おもちゃ、セルロイド製おもちゃ、プラスチック製おもちゃ等となり、このほかに人形、羽子板、搖籃(ヨウラン)、歩行補助器等もおもちゃとして取り扱われている。また価格の点からみれば、大物、小物に分類せられ、大物の部類に入れられるものは、主として小児の小遣銭では買えない程度の比較的高価なおもちゃ類を包含し、小物は大体において安価なもので、例えば笛、風船等その種類は非常に多い。

このように商品の種類が多様にわたっているため、末端配給を担当する小売部門においても、専門のおもちゃ店から万屋、駄菓子店に至るまで、おもちゃと名のつく商品を扱う小売店は非常に多い。従って、矢掛町内での購入率94.6%と高率であることも理解される。

(25) カメラ類

これまでは、専門品であるカメラは都市の専門店で購入されるのが一般的であった。しかしながら、地元滞留率82.7%と高く、同町のカメラ店の健闘ぶりがうかがえる。かつて資沢(ゼイタク)品であったカメラも、国民所得の増加によって、今日では生活必需品的色彩が濃くなってきたことによるものと思われる。市部では倉敷市からの入手が目立つ。

(26) レコード・楽器類

レコードは多種類少量商品の典型であり、例えば希望するベートーヴェンのシンフォニーNO5

に代えて、NO6を購入するわけにはいかない。代替はないことを意味している。従って在庫の豊富な市部のレコード店で入手しようとする傾向が見られる。また楽器にしても、ギター等一部の楽器を除いては、一般家庭で購入されることはほとんど稀である。これらの商品は、その意味で町村部の小売店では専門店として経営し難い一面を持っている。地元滞留率65.9%、市部での購入率34.1%はそれを明白に表わしている。

(27) ラジオ・テレビ

ラジオ・テレビは、現代人にとって生活必需品といっても過言ではない。そのため家庭電器店もその販売はもちろんのこと、修理、調整等のアフターサービスにも力を入れている。従って専門品とはいえ、地元滞留率90.7%と数多く購入されている。またトランジスターラジオ(ラジオ付カセットテープレコーダーをも含む)を筆頭とする小型ラジオは最近、本来の機能に加え、例えばレシーバーとしても利用できるように付属的機能のついた機種が特にヤング層に喜ばれている。ためにいち早く新製品を市部で購入しようとする。市部での購入率9.3%と全体的には低いが、上述の要因が多分にあることは否めないであろう。小田地区からの購入が比較的多いが、これは小田に近い浅海、本郷等の消費者が購入している。

(28) 家庭電器用品

家庭電器用品と一口に言っても、電球等の安価なものから、冷蔵庫、クーラー、ステレオのように高価なものまで様々な商品がある。総じて前項のラジオ・テレビと同様な結果が表われている。町内での購入率91.0%市部90%である。

最後に今一度、調査結果を総括すると――

- ・ 最寄品は町内の各地区で、買回り品は矢掛地区特に商店街で購入されている。専門品は矢掛地区と市部から買い求めている。
- ・ 市部での購入地区は倉敷市で過半数を占め、次いで岡山市である。
- ・ 市部で購入する消費者は主に会社員、OL等の通勤者および学生である。
- ・ 小売店の少ない地区では行商からの購入が見られる。

(金 沢 兼 男)

表 8-5-20 (5) 金物・荒物類の購入先分布表

購入先 地区別	郡 部																	計										
	矢 掛 町																											
	上高末	下高末	内田	字角	字内	小林	西面	東面	本堀	江良	浅海	矢掛	東成	里田	南田	横谷	美川		小田	農協	その他	真備町	福山市	井原市	笠岡市	旧高市	倉敷市	岡山市
上高末											10																	10
下高末											4																	4
内田											7																	7
字角											3																	3
字内											2																	2
小林											7															1		8
西面											10																	10
東面											8																	8
本堀											8							1										9
江良											13																	13
浅海											8																	8
矢掛											32																	32
東成											16															1		17
里田											10																	10
南田											9																	9
中											5																	5
横谷											14																	14
高																									1	1		2
計											166						1								1	3		171

表 8-5-20 (6) 陶磁器・ガラス器類の購入先分布表

購入先 地区別	郡 部																	計										
	矢 掛 町																											
	上高末	下高末	内田	字角	字内	小林	西面	東面	本堀	江良	浅海	矢掛	東成	里田	南田	横谷	美川		小田	農協	その他	真備町	福山市	井原市	笠岡市	旧高市	倉敷市	岡山市
上高末											10																	10
下高末											4																	4
内田											6												1					7
字角											3																	3
字内											2																	2
小林											7															1		9
西面											10																	10
東面											8																	8
本堀											8												1					9
江良											13																	13
浅海											7												1					8
矢掛											30															3	3	36
東成											15															2		17
里田											9																	9
南田											9																	9
中											6																	6
横谷											12															3		15
高											1														1	1		3
計											160												3		1	10	4	178

表 8-5-20 (13) 呉服・反物類の購入先分布表

購入先地区別	郡 部																	計											
	矢 掛 町																												
	上高末	下高末	内田	字角	字内	小林	西面	東面	本堀	江良	浅海	矢掛	東成	里田	南田	横谷	美川		小田	農協	その他	真備町	福山市	井原市	笠岡市	旧吉野市	倉敷市	岡山市	
上高末											10																1	11	
下高末											3																		3
内田			1								6																		7
字角											2											1							3
字内											2																		2
小林											5														1	2		8	
西面											8															3		11	
東面											4											1			3			8	
本堀											8															1		9	
江良											9												1	1		2		13	
浅海											7																	7	
矢掛											24											3	1		1	2	4	35	
東成											14												1			2		17	
里田											9														1			10	
南田											7											1			1			9	
中											5																	5	
横谷											10											1	1	1		4	1	18	
農協											1														2			3	
計			1								134										2	6	4	1	4	15	12	179	

表 8-5-20 (14) 靴類の購入先分布表

購入先地区名	郡 物																	計										
	矢 掛 町																											
	上高末	下高末	内田	字角	字内	小林	西面	東面	本堀	江良	浅海	矢掛	東成	里田	南田	横谷	美川		小田	農協	その他	真備町	福山市	井原市	笠岡市	旧吉野市	倉敷市	岡山市
上高末											11																	11
下高末											4																	4
内田											7																	7
字角											3																	3
字内											2																	2
小林											8														2	1		11
西面											11																	11
東面											7															1	1	9
本堀											8												1					9
江良											12											1		1				14
浅海											7												1					8
矢掛											28															3	2	33
東成											15															3		18
里田											9														1			10
南田											9																	9
中											5																	5
横谷											10															2	1	13
農協																									2			2
計											154											1	2	1	2	12	5	179

表 8-5-20 (21) 時計・眼鏡類の購入先分布表

購入地区別	郡 部														市 部					計									
	上高末	下高末	内田	宇角	宇内	小林	西川	東川	本郷	江良	浅海	矢掛	裏成	里山	南山	横谷	美川	小田	農協		その他	真備町	福山市	井原市	笠岡市	旧吉島市	倉敷市	岡山市	
上高末											10																1	11	
下高末											4																		4
内田											7																		7
宇角											3																		3
宇内											2																		2
小林											5															4			9
西川											11																		11
東川											4																3		8
本郷									1		9																1		9
江良											11																	1	13
浅海											7																1		8
矢掛											29											1					2		32
裏成											12												1			1	2	1	17
里山											7															1			8
南山											7															1	1		9
横谷											5																		5
美川											10														1	2			13
小田																									2				2
農協																									2				
その他																													
真備町																													
福山市																													
井原市																													
笠岡市																													
旧吉島市																													
倉敷市																													
岡山市																													
計											143											1	1	1	4	16	5	171	

表 8-5-20 (22) 文房具類の購入先分布表

購入地区別	郡 部														市 部					計									
	上高末	下高末	内田	宇角	宇内	小林	西川	東川	本郷	江良	浅海	矢掛	裏成	里山	南山	横谷	美川	小田	農協		その他	真備町	福山市	井原市	笠岡市	旧吉島市	倉敷市	岡山市	
上高末											11																		11
下高末											4																		4
内田											7																		7
宇角											3																		3
宇内											2																		2
小林											9																		9
西川											11																		11
東川											7																1		8
本郷									1		9																		10
江良											13																		13
浅海											8																		8
矢掛											31																		31
裏成											17																		17
里山											10																		10
南山											9																		9
横谷											6																		6
美川											14																		15
小田																													
農協																													
その他																													
真備町																													
福山市																													
井原市																													
笠岡市																													
旧吉島市																													
倉敷市																													
岡山市																													
計									1		173											1			1	1		177	

表 8-5-20 (23) 書籍・雑誌類の購入先分布表

購入地区別	郡 部														計												
	矢 掛 町													真備町													
	上高末	下高末	内田	宇角	宇内	小林	西川	東川	本堀	江良	浅海	矢掛	東成			里山	南山	横谷	美川	小田	農協	その他	福山市	井原市	笠岡市	旧玉島市	倉敷市
上高末											10																10
下高末											4																4
内田											7																7
宇角											3																3
宇内											2																2
小林											8																8
西川											10														1	11	
東川											8																8
本堀											8											1					9
江良											13																13
浅海											6											1	1				8
矢掛											32																32
東成											16														1		17
里山											10																10
南山											8														1		9
横谷											5														1		6
美川											12													1	1	2	16
小田											1													2			3
農協																											
その他																											
真備町																											
福山市																											2
井原市																											1
笠岡市																											3
旧玉島市																											4
倉敷市																											5
岡山市																											5
計											165																176

表 8-5-20 (24) 玩具類の購入先分布表

購入地区別	郡 部														計												
	矢 掛 町													真備町													
	上高末	下高末	内田	宇角	宇内	小林	西川	東川	本堀	江良	浅海	矢掛	東成			里山	南山	横谷	美川	小田	農協	その他	福山市	井原市	笠岡市	旧玉島市	倉敷市
上高末											11																11
下高末											4																4
内田											7																7
宇角											3																3
宇内											2																2
小林											8																8
西川											10																10
東川											8																8
本堀											9																9
江良											12											1					13
浅海											6																6
矢掛											28													1	3	1	33
東成											16														1		17
里山											9																9
南山											8																8
横谷											5																5
美川											13														1		14
小田																											
農協																											
その他																											
真備町																											
福山市																											1
井原市																											2
笠岡市																											5
旧玉島市																											1
倉敷市																											5
岡山市																											1
計											159																168

表8-5-20 (25) カメラ類の購入先分布表

購入先 地区別	郡 部														真備町	市 部					計						
	上高末	下高末	内田	宇角	宇内	小林	西川面	東川面	本堀	江良	浅海	矢掛	東成	里山田		南山田	横谷	美川	小田	農協		その他	福山市	井原市	笠岡市	旧玉野市	倉敷市
上高末											9																9
下高末											3																3
内田											7																7
宇角											3																3
宇内											1													1			2
小林											5													2	1		8
西川面											10														1		11
東川面											5													2			7
本堀											8											1					9
江良											10											1		1	1		15
浅海											3												1		1		5
矢掛											26													2	1		28
東成											13										1			2	1		17
里山田											7													1			8
南山田											6													1	1		8
横谷											5																5
美川											6													2	1	2	11
小田											1													1			2
農協																											
その他																											
真備町																					1						1
福山市																						1					1
井原市																											3
笠岡市																											
旧玉野市																											3
倉敷市																											14
岡山市																											6
計											128										1	1	3	3	14	6	156

表8-5-20 (26) レコード・楽器類の購入先分布表

購入先 地区別	郡 部														真備町	市 部					計						
	上高末	下高末	内田	宇角	宇内	小林	西川面	東川面	本堀	江良	浅海	矢掛	東成	里山田		南山田	横谷	美川	小田	農協		その他	福山市	井原市	笠岡市	旧玉野市	倉敷市
上高末											9																9
下高末											3																3
内田											6														1		7
宇角											3																3
宇内											1											1					2
小林											3													2	3		8
西川面											8													2	2		12
東川面											5													3			8
本堀											7											1					8
江良											10											1		1	1		13
浅海											3											1	1	1			6
矢掛											18											1			7	6	32
東成											11														3	2	16
里山田											8													2			10
南山田											6													1	1		8
横谷											4													1			5
美川											3													2	5	3	13
小田																											
農協																											
その他																											
真備町																											
福山市																						2					2
井原市																						4					4
笠岡市																											
旧玉野市																											1
倉敷市																											27
岡山市																											19
計											108										2	4	1	3	27	19	164

表 8-5-20 (27) ラジオ・テレビの購入先分布表

購入先 地区別	郡 部														計													
	矢 掛 町																											
	上高末	下高末	内田	宇角	宇内	小林	西面	東川	本堀	江良	浅海	矢掛	東成	里田		南田	横谷	美川	小田	農協	その他	真備町	福山市	井原市	笠岡市	旧玉島市	倉敷市	岡山市
上高末											11																	11
下高末											4																	4
内田											7																	7
宇角											2						1										3	
宇内											2																2	
小林											7														1		8	
西面											10						1										11	
東川											8																8	
本堀											7						2										9	
江良											10											3					13	
浅海											3						3					1	1				8	
矢掛											30											1					31	
東成											13	1							1						1		16	
里田											9														1		10	
南田											7												1		1		9	
中											5																5	
横谷											11											1			2	1	15	
陶高																								2			2	
計											146	1					7	1			1	6	1	4	5		72	

表 8-5-20 (28) 家庭電器用品の購入先分布表

購入先 地区別	郡 部														計												
	矢 掛 町																										
	上高末	下高末	内田	宇角	宇内	小林	西面	東川	本堀	江良	浅海	矢掛	東成	里田		南田	横谷	美川	小田	農協	その他	真備町	福山市	井原市	笠岡市	旧玉島市	倉敷市
上高末											10																10
下高末											4																4
内田											7																7
宇角											2						1										3
宇内											2																2
小林											9														1		10
西面											9						1										10
東川											8														1		9
本堀											7						2										9
江良											10											3			1		14
浅海											4						1						1				7
矢掛											31										1				2	1	35
東成											14	2															16
里田											10											1					11
南田											9																9
中											5																5
横谷											12													1	2		15
陶高											1													1			2
計											154	2				5				1	5	1	2	7	1		178

㌻) 商工会の活動

㊦) 矢掛町商工会の歴史

矢掛町には、大正10年ごろ有志の人たちによって商工会の萌芽的なものが誕生したが、昭和10年ごろ任意団体としての商工会が創設され、昭和16年～20年ごろの戦時中における物資の統制下で、生活必需品の配給を行っていた。戦後しばらく空白が続いたが、昭和22年の後半になって、復員してきた商業者たちによって、矢掛商店連盟がつくられた。同商店連盟は店頭看板をそろえたり、中元・年末の大売出し、夏期の木曜夜市の実施など、矢掛町の発展のために尽力し、昭和32年ごろまで活躍していた。その後昭和33年ごろ同商店連盟などが中心となって任意団体としての商工会がつくれ、現在の商店会の母体としての役割を果たした。

町村における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的として「商工会の組織等に関する法律」(商工会法)が昭和35年5月20日公布され、同年6月10日施行されたので、既存の任意団体としての商工会は発展的に解散し、この法律にもとづいた矢掛町商工会が昭和35年10月1日に新しく発足した。また、小田、美星にもこの法律にもとづいた商工会が設立されたが、矢掛町商店会は経営改善普及事業について小田、美星の2商工会から委託された形で、つまり矢掛、小田、美星の3商工会が共同して2人の経営指導員をおいて事業活動を始めた。

昭和36年1月15日矢掛町と小田町の合併により、行政単位としての小田町は発展的に解消し、矢掛町の1地区としての小田地区となるに及び、昭和38年4月矢掛町商工会は小田町商工会を吸収合併することになった。吸収合併当時小規模事業者数870で、850以上の場合は2名の経営指導員をおくことができることにより、経営指導員が2名おかれた。その後昭和42年9月美星町商工会も経営指導員をおくことになったので、矢掛、美星の各商工会は、それぞれ単独に地域の小規模事業者の経営や技術の改善発展に努めることができるようになった。

矢掛町商工会は、昭和47年度末(昭和48年3月31日)現在、会員数559で、岡山県下でも有数の商工会として地域商工業の発展のために日々活動している。

㊧) 矢掛町商工会の現況

1) 組織

矢掛町商工会の役員は会長1名、副会長2名、理事20名、監事2名の計25名で構成されており、役員は会員の中より選任され、任期は2年である。なお当商工会は「会員の総数が200人をこえる商工会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の10分の2(会員の総数が500人をこえる商工会にあっては、100人)を下ってはならない。」(商工会法第48条)にもとづく総代会制度を採用しているが、その総数の定数100名の地区別定数は表8-5-21の通りである。

また当商工会には企画委員会、商業委員会、工業委員会の3委員会があり、各委員会の委員長副委員長はそれぞれ1名で、委員は企画委員6名、商業委員12名、工業委員6名で運営されている。

表8-5-21 総代の地区別定数

地区	総代の定数	地区	総代の定数
1 矢掛第1地区 栄町田町上本町小林	15	7 山田地区 8 美川地区	2 4
2 矢掛第2地区 西町旭町	11	9 川面地区 10 中川地区	3 3
3 矢掛第3地区 胡町相生町	10	11 小田第1地区 堀越西その他	8
4 矢掛第4地区 中町	13	12 小田第2地区 堀越中	8
5 矢掛第5地区 元町東町金谷西三成	13	13 小田第3地区 堀越東	7
6 三谷地区	3	総代の定数計	100

注) 矢掛町商工会事業報告書(昭和47年度)より作成。

当商工会の事務局は事務局長1名、経営指導員2名、経営指導補助員1名、記帳指導専任職員2名、記帳指導員1名の計7名で構成されている。

小田町商工会を吸収合併した直後の昭和38年度から37年度に至る10年間の会員数の推移をみると(表8-5-22参照)、昭和38年度の453から昭和47年度(年度末)の559(法人71、個人488)に増加している。なお昭和47年度会員数559を業種別にみると、小売業357、製造業111、サービス業29、建設業16、卸売業15、運輸通信業10、金融保険業5、鉱業3、電気・ガス・水道業3、不動産業1、その他9となっており、また使用人のいない家族だけで営業に従事しているもの369、使用人1人~2人使用しているもの76、3人~5人使用しているもの51、6人~20人のもの50、21人以上のもの13人となっている。

表8-5-22 会員数の推移

年 度	昭38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
会 員 数	453	447	450	452	460	479	488	532	518	559
会員数の増減	△8	△6	3	2	8	19	9	44	△14	41

- 注 (1) 昭和47年度は矢掛町商工会調べ。
 (2) 昭和46年度までは岡山県商工会連合会調べ。
 (3) △印は減少。

II) 事業

「商工会法」第11条によれば、商工会の行なう事業は次に掲げる事業の全部または一部となっている。

1. 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行なうこと。
2. 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

3. 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
4. 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。
5. 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
6. 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
7. 前各号に掲げるもののほか、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行なうべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理し、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

次に現在の矢掛町商工会の活動状況を、昭和47年度矢掛町商工会事業報告書から紹介してみよう。

1. 経営改善指導事業

① 経営指導員の相談および指導

表8-5-23 経営指導員への相談事項別件数（昭和47年度）

区分	金融	税務	経理	経営	労働	取引	その他	計
巡回指導	260 (28.4)	67 (7.3)	24 (2.6)	5 (0.5)	530 (57.8)	3 (0.3)	28 (3.1)	917 (1000)
窓口指導	298 (32.3)	440 (47.7)	38 (4.1)	29 (3.1)	109 (11.8)	0 (0.0)	9 (1.0)	923 (1000)
計	558 (30.3)	507 (27.6)	62 (3.4)	34 (1.8)	639 (34.7)	3 (0.2)	37 (2.0)	1840 (1000)

注：(1) 矢掛町商工会事業報告書（昭和47年度）より作成

(2) ()内の数字は構成比。

表8-5-23によれば、商工会への相談件数は労働面639（相談総件数1,840の34.7%）と最も多く、次いで金融面558（同30.3%）、税務面507（同27.6%）、経理面62（同3.4%）、その他37（同2.0%）、経営面34（同1.8%）、取引面3（同0.2%）となっている。さらに、これを経営指導員巡回の際の相談指導と窓口相談指導に分けてみると、巡回相談指導においては、労働面530（巡回相談総件数917の57.8%）と過半数を占め、次いで金融面260（同28.4%）、税務面67（同7.3%）、その他28（同3.1%）、経理面24（同2.6%）の順であり、窓口相談指導においては、税務面440（窓口相談総件数923の47.7%）と最も多く、金融面298（同32.3%）、労働面109（同11.8%）、経理面38（同4.1%）、経営面29（同3.1%）等となっており、巡回と窓口では相談内容に幾分差異がみられるようである。

② 講習会等の開催による指導

表 8-5-24 講習会等の開催状況 (昭和47年度)

区 分	集 団 指 導			個 別 指 導		
	回 数	時 間 数	参加人員	回 数	時 間 数	参加人員
税 務	11	25.4	523	5	28.0	27
経 営				1	6.0	6
記帳継続				6	3.0	39
労 働	1	2.4	133			
計	12	28.2	706	12	70.0	72

注) 矢掛町商工会事業報告書(昭和47年度)より作成。

当商工会では巡回・窓口相談指導だけでなく、金融・税務・労働等に関する問題について会員の研修を目的とした講習会等を開催しているが、昭和47年度において開催された講習会等の内訳を表示すれば、表8-5-24のようであるが、その外、新規青申者が毎年増加(昭和47年度50名)しているため、経理(税務を含む)指導として青色学級8回、記帳講習会4回、記帳指導2回実施した。

③ 金融のあっせん

表 8-5-25 金融のあっせん状況 (昭和47年度)

区 分	あ っ せ ん		貸 付 決 定			
	件 数	金 額	(A)件数	(B)金 額	(B)の構成比	(B)/(A)
国民金融公庫	95	17,559.0千円	87	15,135.0千円	50.4%	1,740千円
その他の金融機関	105	156,370	102	148,870	49.6	1,460
計	200	331,960	189	300,220	100.0	1,588
上記のうち信用保証つき	63	125,350	60	118,850	39.6	1,981

注) 矢掛町商工会事業報告書(昭和47年度)より作成。

金融のあっせん状況(表8-5-25参照)をみると、貸付決定総金額300,220千円のうち、国民金融公庫が151,350千円(貸付決定総金額300,220千円の50.4%)、その他の金融機関148,870千円(同49.6%)とほぼ同じ程度の状況である。また貸付決定1件当たり平均金額は、国民金融公庫が1,740千円、その他の金融機関1,460千円となっている。昭和47年度は、政府系金融機関のほか、県保証協会、地元金融機関の理解を得て、昨年(7月水害による災害特別融資を含む)の実績であった。

④ 経営指導員による調査研究

昭和47年度において、経営指導員によって行なわれた調査研究を表示すれば、表8-5-26のようであり、矢掛町の商工業発展のために様々な調査研究が行なわれている。

表 8-5-26 経営指導員による調査研究状況 (昭和47年度)

47.7	2企業	バンコック帽体製造業界実態調査
47.7	32企業	7月豪雨による災害実態調査
47.10	22企業	中小企業経営調査
47.10	2企業	機械金属加工下請実態調査
48.1	3企業	小規模企業景況調査
48.2	4企業	ドルショックによる影響調査
48.2	5企業	スーパーマーケットの調査

注) 矢掛町商工会事業報告書(昭和47年度)より作成。

⑤ その他経営指導員・補助員研修会として、税務記帳指導研修会に4回、指導員特別研修会に1回、指導員協会研修会に2回参加し、また職員研修会として職員協会研修会に2回参加した。

2. 一般事業

- ① 笠岡駅特急停車陳情および西地区駐車場設置について意見活動
- ② 中元大売出し・土曜夜市(昭和47年7月30日~同年8月1・3日、参加店126店、売上総額約1,600万円)
- ③ 年末大売出し(昭和47年12月14日~同年12月30日、参加店123店、売上総額3,855万円)
- ④ 矢掛大仙院春の大祭に協賛、連合折込広告によって宣伝(昭和48年2月26日、参加店29店)
- ⑤ 都市照明の推進(照明推進委員会を中核にスポンサーの協力を得て、ハイウェイ水銀燈照明の設置—小田町道(小田小学校前~藤枝運送店前)8基、玉成線(美山川ダムえん堤下)7基、県道井倉線(谷本食鳥前~浅海入口)5基)
- ⑥ 矢掛嵐山月見の会(恒例の観月会は6回を迎え、詩吟会、婦人会、町観光協会、中国電力、矢掛新聞社などの協力で、昭和47年9月22日嵐山頂広場において行なわれた。)
- ⑦ 貯蓄共済事業(昭和48年3月31日現在加入件数177件、口数277口、なお融資あっせん5件、227万円)
- ⑧ 社会保険等に関する事務の代行(現在の取扱い状況は表8-5-27のとおりであり、約131事業所の委託を受けており、労働保険として一元化された。)

表 8-5-27 社会保険等に関する事務の代行状況

区 分	委託事業者数	対象従業者数	備 考
失業保険	45	430	
労災保険	86	578	うち特別加入 53
小規模企業共済	198	76	
計	329	1,084	

注) 矢掛町商工会事業報告書(昭和47年度)より作成。

- ⑨ 岡山市商工共済の火災共済事業（昭和48年3月31日現在火災共済契約取扱件数131件、契約高24,090万円）
- ⑩ 小規模企業共済制度の加入状況（事業主の退職金で国の小規模企業共済事業団が取り扱うもので、昭和48年3月31日現在加入件数76件、口数198口）
- ⑪ 全国商工会珠算検定試験実施（矢掛商業高校において実施、昭和47年6月4日受験者数66人合格者数14人、同年11月19日受験者数65人合格者数25人、昭和48年2月11日受験者数55人合格者数11人）
- ⑫ 駐車場開設〔町当局の援助により商店街裏通り（中町）に駐車場開設（10月）〕

Ⅲ) 昭和47年度収支決算書

昭和47年度収支決算は（表8-5-28参照）、収入合計14,995,441円、支出合計14,976,880円、収支差引計18,561円である。収入のうち県補助金が4,690,490円（総収入の31.3%）と最も多く、次いで特別賦課金3,643,998円（同24.3%）、町補助金3,366,911円（同22.4%）、会費1,345,600円（同9.0%）、寄附金1,092,229円（同7.3%）などとなっている。

表8-5-28 昭和47年度収支決算

科 目	金 額	構成比(%)
収入の部	14,995,441円	100.0
經常収入	13,322,426	88.8
会 費	1,345,600	9.0
県補助金	4,690,490	31.3
町補助金	3,366,911	22.4
特別賦課金	3,643,998	24.3
手数料	275,427	1.8
臨時収入	1,326,799	8.9
雑収入	234,570	1.6
寄附金収入	1,092,229	7.3
引当戻入収入	300,000	2.0
前年度繰越金	46,216	0.3
支出の部	14,976,880	100.0
経営改善普及事業費	7,209,049	48.1
一般事業費	4,707,985	31.4
管理費	3,059,846	20.4
収支差引計	18,561	

注）矢掛町商工会収支決算書（昭和47年度）より作成。

また支出のうちでは経営改善普及事業費が総支出の4.81%である7,209,049円と最も多く、次いで一般事業費4,707,985円(総支出の3.14%)、管理費3,059,846円(同2.04%)となっている。

このように当商工会においては、総収入のうち県補助金が3.13%、町補助金が2.24%すなわち県・町補助金が総収入の5.37%と過半数を占めているが、岡山県下において県・町補助金が総収入の70%~80%程度を占めている商工会が多数みられる現状のもとでは、異例の存在であるように思われる。これは、特別賦課金、寄附金などにみられるように、当商工会関係者たちが積極的に収入源の開拓に努力されている証左であろう。

iv) 昭和48年度事業計画と収支予算

昭和48年度事業計画書には基本方針として「昭和48年度は地場企業の高度化、組織化、知識集約化、立地公害対策、下請等の施策の推進と新しい町造りに対応できる商業対策に重点をおき、地域商工業の発展に町当局と法調を合わせ努力していきたい」と掲げられている。さらに少し詳しく事業計画の内容をみると、経営改善指導事業としては商工業に関する経営指導員による個別相談及び指導(金融、税務及び経理に関する相談指導、経営の合理化近代化に関する相談指導、労働及び社会保障に関する相談指導、取引、技術の改善、工業所有権に関する相談指導、その他中小企業に関係ある法律及び制度の紹介と普及)、前記の相談指導事項に関する講習、講演会及び専門指導による個別指導指導、記帳継続指導が掲げられており、一般事業としては商工業に関する情報及び資料の収集ならびに提供(地区内商工業者の実態調査、生産及び消費動向の調査、市場対策の調査研究、その他各種情報資料の収集と提供)、振興対策(合理化・高度化事業の推進と実施、都市照明事業の推進、矢掛観光の推進と宣伝と紹介、先進地視察と調査研究、大売出し・夜市行事の実施、大仙院大祭等への協賛、優良従業員の表彰、青年部の推進と指導、経営者の団結と経営研究の推進、広域診断と県への協力、全国商工会週間行事の実施など)、その他決算検定の実施、小規模企業共済・貯蓄共済・中小企業退職金共済の推進、商工共済事業の促進、国金等の償還事務、労働保険事務組合の委託事務、商工会館建設の推進、会報の発行などが計画されている。

次に昭和48年度収支予算書を見ると(表8-5-29参照)、県補助金を5,282,660円(前年度予算額より1,392,170円増)、町補助金を3,450,000円(同43,495円増)、特別賦課金を3,390,000円(同210,000円増)、会費を1,680,000円(同56,200円増)、寄附金を1,336,500円(同246,500円増)、手数料を4,030,000円(同168,000円増)、雑収入を200,000円(同90,000円増)などを見積っている。このように昭和48年度予算においても、県補助金が総収入の3.31%(昭和47年度予算においては2.91%)、町補助金が2.16%(同2.55%)、すなわち総収入のうち県・町補助金が5.47%(同5.46%)を占めている。

また支出は、経営改善普及事業費8,730,920円(前年度予算額より2,072,420円増)一般事業費4,635,000円(同80,000円増)、管理費2,594,801円(同43,209円

表 8-5-29 昭和48年度収支予算

科 目	昭和47年度予算		昭和48年度予算		増 減
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
収入の部	13,376,211	100.0	15,960,721	100.0	2,584,510
經常収入	11,829,995	88.4	14,205,660	89.0	2,375,665
会 費	1,118,000	8.3	1,680,000	10.5	562,000
県補助金	3,890,490	29.1	5,282,660	33.1	1,392,170
町補助金	3,406,505	25.5	3,450,000	21.6	43,495
特別賦課金	3,180,000	23.8	3,590,000	21.2	210,000
手数料	235,000	1.7	403,000	2.5	168,000
臨時収入	1,200,000	9.0	1,536,500	9.6	336,500
雑収入	110,000	0.8	200,000	1.3	90,000
寄附金収入	1,090,000	8.2	1,336,500	8.3	246,500
引当戻入金	300,000	2.2	200,000	1.3	△100,000
前年度繰越金	46,216	0.4	18,561	0.1	△27,655
支出の部	13,376,211	100.0	15,960,721	100.0	2,584,510
経営改善普及事業費	6,658,500	49.8	8,730,920	54.7	2,072,420
一般事業費	4,555,000	34.0	4,635,000	29.0	80,000
管理費	2,162,711	16.2	2,594,801	16.3	432,090

注) 矢掛町商工会 昭和48年度収支予算書より作成。

円増)と見積っており、総支出額に占める各費目金額の割合は、経営改善普及事業費54.7%、一般事業費29.0%、管理費16.3%である。

e) むすびにかえて

わが国の経済は、戦後の復興段階を経て、世界に類例をみないほどの高度成長を続け、民主主義を基盤とした完全雇用政策が見事に開花したのであるが、その高度成長過程において物価の持続的な上昇現象がみられるようになり、ことに昭和48年10月以降の石油ショックによる物価の高騰は、産業活動および国民生活に多大の影響を与えることになった。自由資本主義経済のもとでは、

かりに物価が上昇しても、市場原理の働きによって需要は抑制され、供給は増加し、やがて自動的に新しい均衡点を回復することができた。かつて完全雇用のためには、多少の物価上昇もやむを得ないとか、あるいは高度成長のためには物価上昇は必要悪であるとかいわれた。しかし今や物価は、経済の自動調節作用を越える社会的、政治的理由によって根強く上昇を続けている。

このため昭和48年1月より物価安定をめざして厳しい総需要抑制策がとられているが、いわゆるスタグフレーション(景気停滞とインフレの併存)の色合いが濃くなってきた。このようなスタグフレーションは、程度の差こそあれ、現在世界各国の共通現象となっている。世界経済は「ロンド

ン・エコノミスト」誌が警告した「スランプレーション」の状態にはまきみつがある。政策的に総需要を抑制して不況をつくり出しても、インフレを抑えることは困難である。現代経済学の理論をもってしても、このメカニズムは十分には解明されておらず、現在のところ、このような状態から脱出する対策の決め手は発見されていない。

このような情勢のもとで、矢掛町商工会の機能、任務はまことに重大といわなければならない。最近の内外の厳しい経済環境のもとで、矢掛町の商工業界を育成していく中枢機関として、矢掛町の発展に寄与されることを切に期待してやまない。

(小林元子)

第 9 章 社 会 構 造

1. 調査地の概況

小林は矢掛町のほぼ中央に位置し北西部は美星町と境を接している。矢掛の町から広がる平地の北端にあたるために、南を除いて周囲を山に囲まれているが、この地区の西を矢掛と高梁を結ぶ県道が通っているため交通の便は比較的良好、また矢掛の町からも 1.5 km～2 km と距離的にも近い。県道に沿って美山川が流れその流域にわずかながらの耕地を有して展開している。

小林地区は、さらに上小林（6組）と下小林（3組）に分かれている。実際の調査に当って対象となったのは、この地区の中央の平地に位置する上小林的鶏飼部落と、そこより北西の山すそに位置する岡本谷部落で、それぞれ 17 戸、21 戸の計 38 戸で聞き取り調査を行なった。



図 9-1-1 調査地小林の位置

表 9-1-1 耕地利用形態

	総 経 営 耕 地		田		畑		果 樹 園	
	反	%	反	%	反	%	反	%
鶏 飼	83.6	100	63.8	76.3	12.9	15.4	6.9	8.3
岡 本 谷	123.8	100	73.3	59.2	18.8	15.2	31.7	25.6
計	207.4	100	137.1	66.1	31.7	15.3	38.6	18.6

この両部落の 38 戸の内、寺の住職をされている 1 戸を除けば、37 戸が規模の大小こそあれ一応農業を営んでいる。

昭和 45 年農業センサスによれば、総耕地面積は 20 町 7 反 4 畝で田 66.1% 畑 15.3% 果樹園 18.6% を占め、山林 14 町 4 反 5 畝で経営面積の大部分は水田である。果樹園面積について両部落間の差が著しい。農家の土地所有規模をみると両部落とも総体的に狭いようである。表 9-1-2 にその状況をまとめてみると、最高は 1 町～1.5 町でわずかに岡本谷に 2 戸のみで、その他はすべて 1 町以下となっておりその上 5 反以下が 37 戸中 16 戸までを占めている。

表9-1-2 土地所有規模別戸数

	鶺 飼	岡 本 谷
以上 未満	戸	戸
1町 ~1.5町	0	2
7.5反 ~1町	1	6
5反 ~7.5反	7	5
3反 ~5反	6	3
3反未満	3	4

(1970年農林業センサス)

表9-1-3 土地所有規模別山林所有規模

土地所有 山林所有	3反未満	3反~5反	5反~7.5反	7.5反~1町	1町~1町5反	計
なし	5	4	1	1	0	11
3反未満	2	2	5	1	1	11
3反~5反	0	0	1	2	0	3
5反~7.5反	0	0	2	1	1	4
7.5反~1町	0	1	2	0	0	3
1町~1.5町	0	2	0	1	0	3
1.5町~2町	0	0	1	0	0	1
2町~2.5町	0	0	0	1	0	1

(1970年農林業センサス)

山林所有規模に関しては、11戸が無所有であり、最高は2町~2.5町が1戸、1町未満が21戸と所有農家の80%を占め、土地所有と同様小規模であることを示している。そして、表9-1-3に見られるように土地所有規模と山林所有規模には関連はみられないようである。土地所有1町以上5.5%に象徴されるように、この地区の農業は零細農業であり、特に鶺飼においてその傾向の強いことを示している。このことを農産物の販売額という面からみてみよう。山からの収入である林産物の販売は5万円未満(栽培きのこ類、原木)が2戸のみであり、ほとんど農家の収入源としては期待できない状態である。

表9-1-4 階層別農産物販売状況

土地所有	鶺 飼					岡 本 谷						
	販売なし	5万円未満	5万円~20万円	20万円~50万円	50万円~70万円	70万円~100万円	販売なし	5万円未満	5万円~20万円	20万円~50万円	50万円~70万円	70万円~100万円
3反未満		2	1				2	1	1			
3反~5反			2	3	1			2	1			
5反~7.5反			1	3	3				3	1	1	
7.5反~1町					1					1	4	1
1町~1.5町											1	1

(1970年農林業センサス)

表9-1-4のように土地所有の広狭が販売額に関連しているようで、一部の農家以外は非常に少ない販売額になっている。年間販売金額50万円以下が24戸と約65%を占めそのうち2戸は販売なしであるが、その生活はかなり自給自足的なものも多いのではないと思われる。しかし反面岡本谷では100万円以上2戸、また50万~100万も全体で11戸あってかなり収入の高い農家も見られる。

表9-1-5 農産物部門別売上金額の順位

土地所有	鶴 飼						岡 本 谷						
	1 位			2 位			1 位			2 位			
	いね	工芸作物	果樹	麦	いね	麦	いね	工芸作物	果樹	いね	果樹	園芸	野菜
3 反未満	2			1			2				1		
3 反~5 反	4	2			2	3	3						
5 反~7.5反	3	3	1		4	1	4	1		1	1		1
7.5反~1 町		1			1			4	2	6			
1 町~1.5町							1		1	1			1

(1970年農林業センサス)

収穫面積の面では稲作中心であるが、その他たばこなどの工芸作物、果樹栽培もかなりみられることから、部門別売上金額の順位を示したのが表9-1-5である。土地所有の低い層では大部分1位にいねをあげ、売上産物が1種類しかない。そして土地所有が高い層では工芸作物、果樹が1位にあげられているものが多く、2位にいねをあげている。しかし全体的にみればこれらの占める割合は低く、やはり稲作中心の零細農業という状態にかわりない。最近稲作中心の農家として生活を維持していくためには2町~2.5町あるいはそれ以上といわれているが、経営耕地が小さいということはこの地区の農家にとって決定的であり、農業経営のみで生活を維持させていくことはほとんど困難であろうと思われる。従ってここで農業経営の低収入を補うために、農外収入を求めて兼業農家、その中でも農業従の第2種兼業農家がふえるのも当然のことであろう。

表9-1-6 鶴飼・岡本谷の専業別経営規模

	鶴 飼 + 岡 本 谷		
	専 業	第1種兼業	第2種兼業
3 反未満			7
3 反~5 反	2	1	6
5 反~7.5反	1	3	8
7.5反~1 町	1	6	
1 町~1.5町		1	1
計	4	11	22

(1970年農林業センサス)

兼業についてみると、昭和45年農業センサスでは37戸中33戸約90%が兼業を行っており、昭和45年の全国の兼業農家の全体に対する割合が8.4%であることと比較すればやや高い率を示している。兼業の内容は、事務職員12戸、賃労働者12戸と半数以上を占め、労働日の不規則な人夫、日雇はわずか

7戸である。兼業農家全体をみると、その内の22戸70%が兼業を主とする第2種兼業で、これも全国平均の60%に比べれば高い率を示しているといえよう。また第2種兼業農家は土地所有規模の低い層で多くなっており、内容的にも第1種兼業農家に比べ、定収入の得られる事務職員、賃労働者が多いが、これらのことは農業の形態、農業収入の点から当然であろうと思われる。その上世帯主又は後継ぎが兼業の主になっていることが多いこと、特に世帯主の兼業ということを考えあわせると、この地区の兼業化は早い時期から始まっていたことが想像される。

表9-1-7 兼業種別による労働力の存在形態

	雇われ兼業			自営兼業
	事務職員	賃労働者	人夫日雇い	
第1種兼業農家	戸 2	戸 2	戸 7	0
第2種兼業農家	10	10	2	0

(1970年農林業センサス)

表9-1-8 経営規模別雇庸状況

	臨時雇い	手間替	手伝い
3反未満	10		3
3反~5反			35
5反~7.5反	158	20	20
7.5反~1町	54		40
1町~1.5町	90		
計	312	20	98

次にこれら小規模農家の労働力はどのようにして補われているのか、また充分であるのかみていくと、臨時雇い312人、手間替20人、手伝い98人を必要としているが、なかでも臨時雇いが多く、5反以上になるとほとんどがそうである。1戸平均9人であるが、家族構成の項でふれる家族員の減少化とも関連があるようである。そして田畑の一部を請負に出して労働力の負担軽減を行なっている農家もみられる。

鶴飼，岡本谷において、現在大体の農家で何らかの形で兼業が行なわれているが、兼業への比重は今後さらに強まっていくだろう。

(光森淑子)

2. 家族構成

大正9年以来、第2次大戦後の昭和30年まで、世帯数は人口の伸びに見合ったゆるやかな増加を続けてきたのに対して、昭和30年以降は人口の伸びの数倍に相当する急激な増加を示している。これらの増加はいうまでもなくその大部分を核家族によって占められているのであり、言い換えれば、昭和30年以降、日本の家族は著しい核家族化現象を表わしてきているのである。しかしながら、核家族の増加現象は、地域的にかなりの差があり、都市と農村ではその差は大きく開いている。また同じ農村でも、社会的経済的諸条件の如何によって、家族の形態は異なり、従って核家族化へ進む傾向にも差ができることが多いのである。

ここでは前述の調査地である小林地区の鶴飼部落，岡本谷部落についてその家族構成をみていくことにする。調査対象は鶴飼部落17世帯，62人，岡本谷部落21世帯，80人である。

なおここで扱う世帯とは、住居、生計をともにしている世帯員の集まりをいい、世帯員を構成単位

としている家族が調査対象である。また表9-2-2の家族員数とは、他出家族員（未婚で戸籍が独立していないもの）と世帯員を合わせたもので、非家族員とは、同居人、使用人をさす。

表9-2-1 年令別人口構成

地域 年令(才)	鶺 飼	岡 本 谷	鶺飼+岡本谷
0~9	9	10	19
10~19	(1) 6	(3) 6	(4) 12
20~29	(7) 4	(7) 10	(14) 14
30~39	7	(1) 8	(1) 15
40~49	12	20	32
50~59	12	11	23
60~69	3	6	9
70~79	7	6	13
80~89	2	2	4
90~99	1	0	1
100以上	0	0	0

まず家族構成を検討する前にその構成員である両部落の年令別人口構成についてみてみよう。表9-2-1の如く、部落の中心的年令層は40歳代、50歳代であり、農家の労働力を支えるという点から当然であろう。反対に10歳代、20歳代、30歳代の人々が少ない。ところで20歳代では、部落内構成員と同数の他出者がみられ、若い人々の離農ということが考えられる。この傾向は30歳代にもあてはまるものではないだろうか。しかし他出地でそのまま世帯を

構えたものが多いために、この年令層が少ないと考えてよいのではないか。このようにみていくと、20歳代での他出者も大部分、そのまま他の土地に留まる可能性が強いといえるのではないだろうか。また戦争のためか60歳代が少なくなっている。全体的にみて、この地区における人口分布はわずかながら老令化しているようである。

以上のことをふまえた上で、世帯の構成についてみていこう。

表9-2-2 世帯及び家族構成員

地域	鶺 飼	岡本谷	鶺飼+岡本谷
世 帯 数	17	21	38
世 帯 員 数	62	80	142
家 族 員 数	70	91	161
非家族員数	0	0	0
他出家族員数	8	11	19

表9-2-3 一世帯平均世帯員数及び家族員数

地域	鶺 飼	岡本谷	鶺飼+岡本谷
世 帯 員 数	3.65	3.81	3.74
家 族 員 数	4.12	4.33	4.24
他出家族員数	0.47	0.52	0.50

まず世帯及び家族構成員を地域別に示したのが表9-2-2であるが、これを一世帯平均人員として表わしたのが表9-2-3である。鶺飼が岡本谷に比較して若干少ないが、岡本谷では農業の規模が鶺飼よりは大きく、耕地は谷合いから山にかけて多いのに対して、鶺飼では水稻中心の小規模であり、水田は大部分平地にあり、現世帯主の比較的早い時期からの兼業が多いためかと思われる。

表9-2-4をもとに比較してみると、全国3.69人、岡山県(昭和45年国勢調査)3.71人とほ

表9-2-4 全国、市郡部別一世帯当り人員数

	全 国	市 部	郡 部
昭和10年	5.03	4.74	5.18
15年	5.00	4.62	5.25
22年	4.85	4.25	5.20
25年	4.97	4.45	5.34
30年	4.90	4.64	5.29
35年	4.54	4.36	4.95
40年	4.05	3.86	4.48
45年	3.69	3.54	4.12

(各年国勢調査報告)

ほ同じであり、郡部4.12人、岡山郡部3.95人より少なくなっている。また矢掛町4.04人よりも少ない。鶴飼、岡本谷と比較すれば若干差はあるものの、全体として小規模経営であり、このため、兼業についてみると鶴飼、岡本谷ともに多く、現調査時では専業わずか3戸、第1種兼業9戸と第2種兼業の占める割合が大きいことが影響している。

表9-2-5 世帯員数別世帯分布

地域	鶴 飼	岡 本 谷	鶴飼+岡本谷	全 国	市 部	郡 部
1人家族	11.8(2)	4.8(1)	7.9(3)	10.8	12.2	6.6
2人 "	19.0(4)	35.3(6)	26.3(10)	15.4	16.2	13.4
3人 "	11.8(2)	23.8(5)	18.4(7)	19.7	20.5	17.4
4人 "	11.8(2)	23.8(5)	18.4(7)	25.5	26.3	23.3
5人 "	5.9(1)	9.5(2)	7.9(3)	14.5	13.4	17.3
6人 "	17.6(3)	9.5(2)	13.2(5)	8.4	7.0	12.5
7人 "	0	9.5(2)	5.3(2)	3.5	2.7	6.1
8人 "	0	0	0	1.4	1.1	2.3
9人 "	0	0	0	0.5	0.4	0.8
10人 "	0	0	0	0.2	0.1	0.2
10人以上	5.9(1)	0	2.6(1)	0.1	0.1	0.1

(昭和45年国勢調査報告)

次に世帯の員数別分布をみてみよう。表9-2-5によれば、全国、同市部では2、3、4人世帯、同郡部では3、4、5人世帯が多くなっており、それに対して鶴飼+岡本谷では2、3、4人世帯が多く全国、市部と同じ傾向を示している。そしてその占める割合も全国60.7%、市部63%と鶴飼+岡本谷の63.1%とほぼ同じである。しかし各世帯への集中度には差がみられ、全国の4人世帯が全体の4分の1を占めて最も多くついで3人、2人世帯の順になっているのに対し、鶴飼+岡本谷では反対に2人、3人、4人世帯の順に多くなっており、2人世帯は鶴飼においては35.3%と圧倒的に高い比率を示している。全体的にみて1人~4人の小家族世帯が多いと言えるのである。なお鶴飼における10人以上の世帯は、世帯主夫婦と2組の子供のある息子夫婦が同居しているものでこの地

区では他に例がない。

表9-2-6 世帯主との続柄別世帯員数(世帯主を100とする)

地域	続柄	世帯主	同配偶者	直系卑属	同配偶者	直系尊属	その他の家族員数	その他
鵜飼		100	82	129	22	29	0	0
岡本谷		100	91	124	19	43	5	0
鵜飼+岡本谷		100	87	126	21	37	3	0
全国		100	79	191	12	19	8	2

(昭和40年国勢調査報告)

以上家族の構成を量的に検討してきたのであるが、続いてこれを家族における親族構成という面について質的に検討していきたいと思う。まず世帯主を中心とした続柄別世帯員を表9-2-6に従ってみると直系卑属では全国平均より下廻った値を示しており、子供の小数化傾向があることを意味している。これとは反対に直系尊属では全国平均より高い比率を示し、直系卑属の配偶者においても若干上まわっている。このことから直系的家族世帯もかなりあることがうかがえる。ここでもう一度直

表9-2-7 15才以上の子女の生活状況

他出	進学	16%	60%
	就職	44%	
同居	高校	13%	40%
	就職	18%	
	その他	9%	

系卑属、その他の世帯員(傍系親族……特に世帯主の兄弟姉妹)が少ないことから、15才以上の未婚の子女について同居、別居(他出)を調べてみたのが表9-2-7である。他出子女は進学、就職によるもので全体の60%を占め、進学者、就職者ともに今後この地区へ帰省する見込みは、就職先の関係、卒業後の就職の関係から薄いといえる。同居者では40%の内高校生より就職、そ

他の方が多いがこの中にはいずれ嫁として家を出る女子が多く含まれているのでこの比率はますます下がることが予想される。このことから表9-2-6における直系卑属その他の世帯人の占める割合が低くなるという予想もたてられると思う。

表9-2-8 世代構成

	一世代家族	二世代家族	三世代家族	四世代家族	五世代家族
鵜飼	41.2	29.4	29.4	0	0
岡本谷	19.1	47.6	33.3	0	0
鵜飼+岡本谷	28.9	39.5	31.6	0	0
全国	19.0	56.7	22.3	2.0	
郡部	13.1	51.4	32.1	3.4	

(昭和40年度国勢調査報告)

次に世代構成という点からみたのが表9-2-8である。全国、郡部ともに2世代世帯が最も多くなっており、鶴飼+岡本谷でもこの傾向を示してはいるがその比率は低く、鶴飼では1世代世帯より低くなっている。そして3世代世帯が全国平均よりも高いが、このことは表9-2-6より直系尊属が高率を示していたことから父母→世帯主夫婦→子供という形態をとる例が多いことがわかる。その反面1世代世帯も多く夫婦のみの世帯も多いことを示している。これらのことは後述の結婚後の親との同居問題とも関連してくる。

表9-2-9 形態類別世帯分布

	鶴 飼	岡 本 谷	鶴飼+岡本谷	全 国
I 単 身 世 帯	1 1.8	4.8	7.9	8.1
II 夫 婦 世 帯	2 9.4	1 4.1	2 1.1	9.9
III 無配偶子女を含む世帯	2 3.5	3 3.3	2 8.9	5 3.5
IV 有配偶子女を含む世帯	1 7.6	1 4.1	1 5.8	1.0
V 直系尊属を含む世帯	5.9	9.5	7.9	} 2 7.5
VI 直系尊卑属を含む世帯	1 1.8	1 9.4	1 5.8	
VII 傍系親族を含む世帯	0	4.8	2.6	

(昭和40年度国勢調査報告)

さらにこれらのことを詳しくみてみよう。表9-2-9は続柄関係の範囲によって家族形態を類別したものである。全国平均ではⅢの世帯主夫婦・子供で営む世帯に集中しており、鶴飼+岡本谷でもⅢの形態が一番多いが、Ⅱ・Ⅳ・Ⅵの形態へとその比率は分散されている。Ⅲの形態および鶴飼に特に多く見られるⅡの形態は世帯主夫婦、又は世帯主夫婦・子供の世帯でありいずれも後継者は離農して都会などで働いているのであり、小規模な農業経営の影響によるものであるといつてよいだろう。その反面Ⅳ・Ⅵの形態が3 1.6%を占め特にⅣは全国に比へ高率を占めていることは、依然として従来の自然条件のもとで農業を営むための家族が生活単位となっていることを示すものであり、具体的には直系家族の形態をとることを意味し、この傾向はより岡本谷でみられ、農業の規模とも関係しているようである。

表9-2-10 家族形態別世帯分布

	鶴 飼	岡 本 谷	鶴飼+岡本谷	全 国
A 一人家族	1 1.8	4.8	7.9	1 0.8
B 夫婦家族	5 2.9	4 7.6	5 0.0	6 3.7
A+B 核 家 族	6 4.7	5 2.4	5 7.9	7 4.5
C 直系家族	3 5.3	4 2.8	3 6.8	1 5.0
D 傍系家族	0	4.8	5.3	1 0.5
C+D 拡大家族	3 5.3	4 7.6	4 2.1	2 5.5

(昭和45年国勢調査報告)

以上のことを表9-2-10をもとにまとめてみよう。まず核家族は57.9%を示しており、拡大家族の42.1%よりわずかながら多いが、全国平均74.5%に比べるとまだまだ低い値である。そのうち、夫婦のみ又は夫婦と子供とからなる夫婦家族が全国より若干低率を示し、反対に直系家族が全国の2倍の比率を占めていることから伝統的な縦のつながりを今なお維持させている面が見られる。

表9-2-11 直系家族類型

	鶴 飼	岡 本 谷
世帯主夫婦+父母	83%	40%
世帯主夫婦+息子夫婦		10%
世帯主夫婦+息子夫婦+父母	16%	20%
世帯主夫婦+父		20%
世帯主夫婦+母		10%
世帯主+母		

ここで直系家族の実態についてももう少し詳しくみてみよう。表9-2-10による分類では、片親のいない場合でも息子が結婚していれば直系家族に教えるという無理が生じると思われるので、その欠損状況をまとめてみたのが、表9-2-11である。この表によれば、二世代に渡る夫婦のどちらか一方でも夫婦形態が解体されている不完全な直系家族の割合

を見ると、鶴飼では16.3%と低いが、岡本谷では50%と半数を占めている。どちらかといえば、直系家族の割合の多い岡本谷で、直系家族として分類された世帯の半数は不完全なものであったといえる。

表9-2-12 家族形態別平均世帯員数

	鶴 飼	岡 本 谷	鶴飼+岡本谷
核 家 族	2.2人	2.9人	2.5人
拡 大 家 族	6.3	4.8	5.4
総 数	3.6	3.8	3.7

次に核家族と拡大家族の1世帯平均の大きさを比較してみたのが表9-2-12であるが、核家族では2.5人と低く核家族がやはり小家族であることを示している。子供の少ないことと、表9-2-9より夫婦のみの世

帯が多いことからこのことは明らかになる。拡大家族において岡本谷が鶴飼に比べて低いのは、一つの理由として表9-2-11の直系家族の欠損状況のらがいあげてよいと思われる。

表9-2-13 家族形態別平均世帯年令

	鶴 飼	岡 本 谷	鶴飼+岡本谷
核 家 族	55.1	51.6	53.4
拡 大 家 族	56.2	52.6	53.9
総 数	55.5	52.1	53.6

以上家族の形態面からその実態をみてきたのであるが、ここで取り扱うそれぞれの家族の形態がこのままの状態に継続されることは普通あり得ない。家族の形態は世帯主の年令とともに変化していくものであると思わ

れる。そこで核家族と拡大家族の世帯主の平均年令を表わしたのが表9-2-13であるが、鶴飼+岡本谷では核家族、拡大家族間の年令の差はみられず、またそれぞれ鶴飼、岡本谷においても両家族

間には大差は見られない。拡大家族において若干地域差が見られるが、これは直系家族の欠損状況を考慮に入れ、鶴飼において息子の結婚後も親が世帯主にとどまっている例が岡本谷に比べて多いためである。しかし夫婦関係を中心とする核家族と親子関係特に直系家族を中心とする拡大家族の世帯主の年齢には何らかの差がみられると思われるので、これを詳しく検討するために家族の形態類別に平均年齢を求めたのが表9-2-14である。

表9-2-14 家族形態類型別世帯主平均年齢

	鶴 飼	岡 本 谷	鶴飼+岡本谷
I 単身世帯	65才	57才	62.3才
II 夫婦世帯	57.6	56	57
III 無配偶子女を含む世帯	47	49	48.3
IV 有配偶子女を含む世帯	67	65.3	66.2
V 直系尊属を含む世帯	56	45.5	49
VI 直系尊卑属を含む世帯	40	47.8	45.2
VII 傍系親族を含む世帯	0	48	48

表9-2-12では核家族と拡大家族における差はみられなかったが、実際の内容として年齢的に最高を示す形態はIVの有配偶子女を含む世帯である。表9-2-11を参考にすればIVが鶴飼に多いことが納得できるであろう。またIVは表9-1-9より全国平均と比べても圧倒的に多いのである。このことは後述するように農村における世帯主の移動について問題になる点である。これに反して世帯主の平均年齢の最も低いのは、鶴飼、岡本谷いずれもVIの直系尊卑属を含む世帯であり特に鶴飼では他の世帯とは異なり40才である。これらは父母のいずれかの欠如によるもの、父の老齢化、又は家業上の理由によるものであり最近世帯主の交代があったことを示している。またIVについてI単身世帯、II夫婦世帯が高い年齢であり、いわゆる老人の1人住まい、老人夫婦だけの世帯を思い出させる。

表9-2-15 世帯主の年齢別数

	単身世帯	夫婦世帯	比率
40才~49才		2	5.3
50 ~59	2	3	13.2
60 ~69		2	5.3
70 ~79	1	1	5.3

ここでI、IIを世帯主の年齢別に分類してみると表9-1-15の如くであるが、そのうち老人世帯(65歳以上の親族のいる普通世帯のうち家族類型が夫婦のみ、単身世帯を合わせたもの)に分類されるものは、全国平均(昭和45年国勢調査報告)3.7%に比べ鶴飼+岡本谷8.0%で

あり、60歳以上については10.6%である。その他の40歳、50歳代の世帯についても直系家族の世帯にまでなる可能性は薄いと思われ、老人世帯が徐々に増えていく傾向を表わしている。

以上家族の構成をいろいろな面から検討してきたが、表面的には第2種兼業農家が多く平均世帯人員も郡部的傾向よりも市部的傾向を示しており核家族化が急速に進んでいるように見えるが、実際に

は縦の関係を重んじる直系家族がまだまだ存在しているといえる。

(光 森 淑 子)

3. 家族の権威構造と役割分担

家族の機能は、社会の機能と密接に関連している。社会の変化にともない、家族の機能が縮小したようにいわれる場合は、その機能のし方の変化が意味されている事が多い。核家族化という家族形態の変化と共に、家族の機能が変化してきていると都市社会では、いわれているが、農村社会ではどうか。矢掛では、兼業化の進行と共に、若年層が勤めに出ていることが多く、家族労働と農業を結ぶ機能にも影響を与えている。家族機能を論じる場合、農業社会における家族を原型として、その機能は次のようにまとめられる。

- (1) 生産・消費の経済的な機能
- (2) 夫婦の愛情と性的欲求を満たす機能
- (3) 子供を生む(生殖)機能、扶養する機能
- (4) 疾病・傷害・外敵などから家族員を保護する機能
- (5) 教育的機能
- (6) 宗教的機能
- (7) 娯楽的機能
- (8) 社会的地位付与の機能

ところで、家族構成員は、その家族集団の中でそれぞれの地位と役割を持っている。そして、それぞれの地位には、社会的に期待される一定の行動様式又は、行動基準があり、それが家族構成員の役割である。個々の役割は、前述した家族の機能を遂行する為に割当てられた役目である。家族の役割には、家事労働・職業労働・家計管理・外部交渉・宗教活動・育児・教育活動があるが、これが具体的に、家族内でどのように分担され、遂行されているかについては、その家族の職業によっても役割代替の可能性が大きくなるだろうし、家族人員・家族類型によっても異なってくるであろう。職業については、専業・第一種兼業と第二種兼業との違い、又、兼業をしている人の持っている職業の内容と収入の相違、家族については、世帯主の年令と、それを中心とした家族構成の違いによって、相異を特に生じるのではないと思われる。

(1) 家長権の移動

家族の役割構造を分析するにあたっては、まず、家長権の移動に重点を置いて、考察していきたい。

現在では、家長に代わるものとして、戸主→世帯主があげられると思うので、世帯主の移動を中心に検討していく事にする。家長権の移動については、お寺は先代と現在の住職とは血縁的關係もないので、統計の中からは省いている。

「あなたが世帯主となったのは何歳頃で、どんな理由でしたか。」の質問に対する結果は、表9-3-1

表9-3-1 家長権の移動—世帯主となった時—

地区	年令	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代以上	まだ
		%	%	%	%	
鶺鴒 飼		12	29	24	35	—
岡本谷		11	16	47	26	—
鶺鴒+岡本谷		11	22	36	31	—

地区	理由	父の死亡	父の老令隠居	結婚	分家、別居	その他
		%	%		%	%
鶺鴒 飼		47	18	—	18	17
岡本谷		47	26	—	16	11
鶺鴒+岡本谷		47	22	—	17	14

鶺鴒 飼 17戸

岡本谷 19戸

の通りである。30歳代が最も多いのは職業的にも、人間的にも意欲を持ち、また落ち着きを求める年代であり、親は身体的にも急に衰えていく頃でもあり、うなづけるが、40歳代以上が30%と比較的多いのが問題である。しかし、40歳代の前半が殆んどで、45歳迄には、殆んど世帯主になっていると考えられる。世帯主になるのが、比較的高令なのは、世帯主になった理由と特に関係すると思われる。

世帯主になった理由は、表の通り、父の死亡=即ち前世帯主の死亡によるものが、ほぼ50%を占め、父の老令・隠居を含めると80%になり、前世帯主の年令的・身体的条件に、主として左右されていると考えられる。結婚がその理由となることは、この地域では、全くなかった。分家をした家も、結婚してからしばらく後か、又は子供ができてから分家をしている。結婚と同時に分家をした例は余りなかった。従って、若い頃に世帯主になるというより、より高令で世帯主になるという傾向が一般的になっている。

次に前世帯主との続柄について検討する。20歳未満では、長男75%、三男25%である。20歳代+30歳代では、次男~四男までが50%を占め、長男は20%にすぎないが、40歳代以上では、長男が54%、次男~四男15%である。長男になる程、年をとってから家長→世帯主になっている。これは、やはり次男以下になると、父との年令の差が大きく、世帯主になる理由としての父の死亡や老令化が、次男以下が若い時代に起こるからであろう。分家をするにしても、父の死亡よりもずっと早い時期であるだろうし、当然といえよう。20歳未満で世帯主になるのは、75%が世帯主の死亡が理由であり、75%が長男である。全体として、長男41%、次男~四男38%で、長子相続とは限らないようにみえるが、その内容をみると、1戸が長男が分家している場合で、やや例外的であるが、次男~四男が世帯主になっている場合は、長男が戦死などで死亡しているか、又は次男~四男が分家して世帯主になっている場合のいずれかであり、依然として、長

子相続がくずれていない事を示している。

全体としての問題点は、世帯主になるのが、分家か別居か、又は前世帯主としての父の年令的身体的条件によらなければならないという事ではなからうか。そこでは能力——経済的能力など——というものはあまり関与していないのである。以上は、総合的な意味での家長権の移動、即ち世帯主の移動をみたのであるが、これを家計・農業経営権・外に対する代表権の三つの面から、具体的に検討していく事にする。

a) 家 計

表 9-3-2 家長権の移動——家計——

地区	年令	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳以上	ま だ
		%	%	%	%	
鶴 飼		18	23	23	36	—
岡 本 谷		11	21	42	26	—
鶴飼+岡本谷		14	22	33	31	—

地区	理由	父の死亡	父の老令 隠居	結 婚	分家・別居	そ の 他
		%	%		%	%
鶴 飼		40	24	—	18	18
岡 本 谷		42	26	—	16	16
鶴飼+岡本谷		41	25	—	17	17

地区	当時の家族員	父(母)+夫婦	父(母)+夫婦 +子供	夫婦+子供	夫婦+父(母) +弟妹	夫婦+父(母)+ 子供+弟妹	夫 婦	その他
		%	%	%		%	%	%
鶴 飼		6	24	18	—	6	18	28
岡 本 谷		5	26	21	16	5	5	22
鶴飼+岡本谷		6	25	19	8	6	10	26

父(母)は父か母のどちらか又は両方がいる場合を示す。

「財布をまかされたのは何歳頃からで、それはどういう事情によるものですか。また当時の家族員は誰々でしたか。」という質問に対する結果は表9-3-2の通りである。20歳未満と20歳代36%、30歳代以上64%が、家計をまかされた年代である。世帯主になった年令と比較すると、殆んど差がみられない。20歳未満が鶴飼では12%→18%とふえ、20歳代が岡本谷では16%→21%とふえているのは、世帯主になるよりも少し早く、家計担当者となる事を示しているのではなからうか。家計はまかしても「世帯主」としての地位はまかされていないことを意味していると考えられる。家計をまかされた理由としては、父の死亡が、世帯主になった時と比べると47%→41%、父の老令・隠居22%→25%となっている。このこともやはり、家計担当者と

なってから世帯主になるという移行を説明しているのではなからうか。しかし、まだ多くの場合、分家して独立するほかは前世帯主の死亡か、老令・隠居によってしか、家計を担当することはできないのである。家族構成は父(母)+夫婦、父(母)+夫婦+子供、夫婦+父(母)+弟妹、夫婦+父(母)+子供+弟妹と乱立しており、直系家族である。夫婦と子供を含むものが50%と多く、夫婦のみが10%と低い。子供を含む状態になるまで、家計を担当することができないのは、直系家族であることも考慮すると、夫婦対両親、又はその他の家族員との間にトラブルが起こる原因ともなると考えられる。そこまで調査するに至らなかったけれども、勤めに出ている若い人は、自分の給料をどのように、使っているのかも興味のあることである。

b) 農業経営

表9-3-3 家長権の移動 — 農業経営 —

地区	年令	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳以上	まだ	その他		
		%	%	%	%	%			
鶴 飼		18	29	18	29	6	—		
岡 本 谷		11	16	47	26	—	—		
鶴飼+岡本谷		14	22	33	28	3	—		
地区	理由	父の死亡	父の老令・隠居	結 婚	別居・分家	その他			
		%	%		%	%			
鶴 飼		29	29	—	18	24			
岡 本 谷		4.2	3.2	—	1.6	1.0			
鶴飼+岡本谷		3.6	3.0	—	1.7	1.7			
地区	当時の家族員	父(母)+夫婦	父(母)+本人+弟妹	父(母)+夫婦+子供	夫婦+子供	夫婦+父(母)+弟妹	夫婦+父(母)+弟妹+子供	夫 婦	その他
		%	%	%	%	%	%	%	%
鶴 飼		6	18	24	18	—	6	18	10
岡 本 谷		5	1.6	2.6	2.1	1.6	5	5	6
鶴飼+岡本谷		6	1.7	2.5	1.9	8	6	10	9

「あなたが先代から農業経営をまかされたのは何歳頃からですか。それはどういう事情によるものですか。また当時の家族員は誰々でしたか。」という質問の結果は表9-3-3の通りである。前記の2つの場合と比べると、家計をまかされた時と、ほぼ同じ割合を示している。「まだ」というのが3%あるのは、世帯主が勤めに出ていて、農業に余りタッチしていないので、農業経営はまかされていないのであって、あまり意味を持たない。しかし、鶴飼では家計をまかされた時と比べると、20歳代が23%→29%、30歳代23%→18%となり、その理由も父の死亡よりも老令化・隠居の方が%がふえており、世帯主になる前、家計をまかされる前に、農業経営をまかされているような傾向がみられる。岡本谷では数字の上からは、はっきりしたことはない。どちらの組の場合もサンプルが少ないので、そこにすこし問題があると思う。

o) 家の代表権

表 9-3-4 家長権の移動 — 家の代表権 —

地区	年令	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳以上	まだ	その他	
鶴 飼		18%	29%	29%	24%	—	—	
岡 本 谷		11	21	47	21	—	—	
鶴飼+岡本谷		14	25	39	22	—	—	
地区	理由	父の死亡	父の老令・隠居	結 婚	分家・別居	その他		
鶴 飼		18%	47%	—	12%	23%		
岡 本 谷		42	36	—	11	11		
鶴飼+岡本谷		30	42	—	11	17		
地区	当時の家族員	父(母)+夫婦	父(母)+夫婦+子供	夫婦+子供	夫婦+父(母)+弟妹+子供	夫 婦	父(母)+夫婦+弟妹	その他
鶴 飼		6%	11%	24%	6%	11%	11%	31%
岡 本 谷		11	26	21	5	—	16	21
鶴飼+岡本谷		8	19	22	6	6	14	25

「正式に家の代表として部落の会合などに出席するようになったのは、何歳頃からですか。それはどういう事情によるものですか。また当時の家族員は誰々でしたか。」という質問に対する結果は表9-3-4の通りである。家の代表権の場合は、40歳以上が、家計、農業経営と比べると、31%→22%と減少しており、その分だけ30歳代、20歳代がふえている。理由としても、父の老令・隠居が25%→42%とふえており、家計や農業経営の面では、世帯主が実権を握っていても、家の代表としての部落の会合には、比較的若い時から出席するようになっているようである。外部から代表しはじめ、そののち家庭の内部での管理をするようになるのだろうか。

家長権の移動とはいうが、代表権は世帯主へ、又家計・農業経営は世帯主夫婦へ移動するのである。特に家計は、後述するけれど、世帯主へ移動するというより、世帯主の妻に移動するのである。世帯主ということばは、人によって形式的なものと考える場合が、多少あるが、家族員としての共同生活の支柱となる家計を管理し、農業を経営し、外に対し共同体としての家を代表する役割を持つものであることは、今まで検討した限り、この三つがほとんど同時に、次の世帯主へ移動していくことから明らかになった。同時的といっても、三つを比べると、家の代表権→農業経営権→家計→世帯主になるという順序が、気分的には支配している様子が、数字のずれによって示されている。

この家長権の移動は、本人が結婚し、親元から独立していかない限り、本人の年令的身体的条件

よりも、むしろ父の年令的・身体的条件に左右されている。家長権の移動が終わり、世帯主となった時には、結婚をしても、子供も幼児期から児童期にさしかかり、青年期にもさしかかろうとする。この間、世代の対立、権力を持つ地位と、実質的に重要な役割を果たす者との様々な対立・矛盾が発生する事は、当然予想されることであり、ここにも大きな問題が潜んでいるといえよう。

(ロ) 家族内の役割分担

a) 農業労働の分担

鶴飼では、専業農家3戸、第1種兼業3戸、第2種兼業が11戸となっている。岡本谷では非農家(お寺)1戸、専業1戸、第1種兼業3戸、第2種兼業が17戸である。お寺を除いては、すべて何らかの形で、農業を営んでいる。第2種兼業が多いので、農業労働の分担においても当然、それを特徴づけるような傾向が予想される。核家族(実質的夫婦家族)=N(略号)と拡大家族(実質的直系家族)=E(略号)ではその分担においても差異が生じると思われるので、この2つを分けて、その分担を検討していく。

表9-3-5と表9-3-6に示されている。

o 核家族における農業労働の分担

表9-3-5 核家族における農業労働の分担

仕事の割り振り		世帯主	妻	世帯主+妻	一家で	その他	
地区		%	%	%	%	%	
鶴飼		64	18	9	9	—	
岡本谷		56	22	—	11	11	
鶴飼+岡本谷		60	20	5	10	5	
農業労働を主とする人		世帯主	妻	世帯主+妻	一家で	その他	
地区		%	%	%	%	%	
鶴飼		36	46	9	9	—	
岡本谷		—	45	33	11	11	
鶴飼+岡本谷		20	45	20	10	5	
家畜の世話		世帯主	妻	世帯主+妻	一家で	その他	非該当
地区		%	%	%	%	%	%
鶴飼		18	27	—	—	—	55
岡本谷		—	—	—	—	—	100
鶴飼+岡本谷		10	15	—	—	—	75
山仕事		世帯主	妻	世帯主+妻	一家で	その他	非該当
地区		%	%	%	%	%	%
鶴飼		18	—	9	—	—	73
岡本谷		22	11	—	—	—	67
鶴飼+岡本谷		20	5	5	—	—	70

鶴飼 11戸
岡本谷 9戸

4つの項目にわたって調査した結果が表9-3-5である。核家族は、鶴飼11戸、岡本谷9戸で、そのうち1人暮らしが鶴飼に2戸、岡本谷に1戸含まれている。そのうち専業は、鶴飼の3戸すべてが核家族であり、1人暮らしの2戸と、老人夫婦の2人で営んでいる1戸である。

家畜は鶴飼で45%の家がにわとりを飼育しているだけで、牛や馬はいない。農業はかなり機械化されている。山仕事は、現在殆んど行かない家が多く、だれが行くかについて、回答してくれた家も、殆んど行く機会はないという事である。まず、仕事の割振りについてみると世帯主が60%と、世帯主の管理的な権威が強い事を示している。次に妻が20%というのは、農業労働を主としてする人に妻がほぼ50%を占めることからいっても当然であろう。しかし、世帯主と妻とを比べて、妻の地位の低さも暗に示している点で、妻の地位を考える意味では問題である。

農業労働を、主としてする人は、前にも少し述べたように、妻が45%、世帯主が20%、世帯主+妻が20%と、妻の方が比重において大きな割合を示している。鶴飼での世帯主が36%というのは、1人暮らし2戸、妻が世帯主の家を1戸含んでいるので、世帯主が主となる場合は、夫婦と子供が揃っている核家族においては殆んど無いといってよい。世帯主は、主として農業以外の職業に従事している場合が殆んどであるということである。岡本谷では世帯主が、農業を主としてする人である場合は全くない。しかし、世帯主+妻と夫婦で農業労働に主として従事している場合が、33%と多いのは興味深い事である。

家畜の世話は、世帯主も妻も、同じ割合の分担を示している。しかし、誰か一人がその係になって担当しているようである。家畜が、現在は、この地域ではほとんど重要性を持っていないせいであろう。山仕事は、世帯主が行く場合が20%と、行く場合の3分の2を占めている。

○ 拡大家族における農業労働の分担

拡大家族は、鶴飼が6戸で、岡本谷が11戸である。まず、仕事の割り振りは、47%が世帯主と、その権威を保ち、農業経営の管理権において優位にたっていることを示している。しかし、核家族の場合と比較すると、世帯主の年齢も高い場合が多く、妻24%、世帯主の父母6%、息子が6%と比較的分立しており、世帯主の権力が移行していつている様子がみられる。農業労働を主としてする人は妻26%、世帯主+妻24%と、核家族の場合と比較すると、妻の割合が少ない。そこで、その他が20%と多いので、その内容をみると、世帯主+妻+母、妻+世帯主の父と、妻に加えて、世帯主の父母が農業労働に加わってきている。山仕事の場合は、世帯主が、ほとんど行く事になっている。

概括すると、世帯主は、農業経営上の管理的役割を妻以上に果たして、その権威を保ち、実際の農業労働は、大体妻が中心となっており、父母がそれを補助するという形になっている。従って、父母の存在は労働過剰になりがちな妻を補助するという意味においても、重要であるところが、農業労働において、息子や息子の妻というものの存在が小さいことが数字の上にもあらわれている。これは、若い人が勤めにでていくことにもよるのだろうが、家長権の移動とも関わって、今後の重大な問題の1つであろう。

表 9-3-6 拡大家族における農業労働の分担

地区 \ 仕事の割り振り	世帯主	妻	息 子	世帯主+妻	息子夫婦	世帯主の母 又は父	その他	非該当
鵜 飼	5 0 %	1 7 %	1 7 %	—	—	1 7 %	— %	— %
岡 本 谷	4 6	2 7	—	—	—	—	9	1 8
鵜飼+岡本谷	4 7	2 4	6	—	—	6	6	1 2
地区 \ 農業労働を主としてする人	世帯主	妻	息 子	世帯主+妻	息子夫婦	世帯主の母 又は父	その他	非該当
鵜 飼	1 7 %	1 7 %	—	3 3 %	—	—	3 4 %	— %
岡 本 谷	9	3 6	—	1 8	—	9	—	1 8
鵜飼+岡本谷	1 2	2 6	—	2 4	—	6	2 0	1 2
地区 \ 家畜の世話	世帯主	妻	息 子	世帯主+妻	息子夫婦	世帯主の母 又は父	その他	非該当
鵜 飼	—	3 3 %	—	— %	—	3 3 %	—	3 3 %
岡 本 谷	—	—	—	9 %	—	—	—	9 1
鵜飼+岡本谷	—	2 0	—	6	—	2 0	—	5 4
地区 \ 山 仕 事	世帯主	妻	息 子	世帯主+妻	息子夫婦	世帯主の母 又は父	その他	非該当
鵜 飼	6 7 %	—	—	—	—	—	— %	3 3 %
岡 本 谷	9	—	—	—	—	—	9	8 2
鵜飼+岡本谷	2 6	—	—	—	—	—	6	6 8

鵜 飼 6 戸

岡本谷 1 1 戸

b) 家事労働の分担

家事の労働は、一般的に当然女性であると考えられている。そこで女性の家庭内での地位、すなわち母(姑)・妻・娘・嫁という地位によって役割も各々異なってくると考えられる。その為、一応核家族と拡大家族とに分けて考えていきたい。

o 核家族における家事分担

第一に、核家族の役割分担について検討してみる。まず家庭管理面の分担について調査した結果が表 9-3-7 である。食料品の購入は、家事分担の項目に入れてもよいが、食料品の管理という意味でこちらにいた。これは妻が関与しているのは 76% で、ほとんど妻が管理しているといえる。妻+女の子が、19% と多いのは、女の子の役割が、過剰になりがちな妻の労働を助けるのに必要であり、大きいものであるという点で、これからの家族の在り方にもか

かわるものと思われる。普段のお金の出し入れは、世帯主19%、妻52%と妻がその責任をもって管理しているようである。

表9-3-7 家庭管理面の分担——核家族において——

食料品の購入		世帯主	妻	世帯主+妻	妻+女の子	その他	
地区		%	%	%	%	%	
鵜飼		27	46	18	9	—	鵜飼 11戸
岡本谷		10	40	10	30	10	岡本谷 10戸
鵜飼+岡本谷		19	43	14	19	5	
小金の出し入れ		世帯主	妻	世帯主+妻	妻+女の子	その他	
地区		%	%	%	%	%	
鵜飼		18	73	—	—	9	
岡本谷		20	30	30	10	10	
鵜飼+岡本谷		19	52	14	5	5	
家計の管理		世帯主	妻	世帯主+妻	妻+女の子	その他	
地区		%	%	%	%	%	
鵜飼		45	45	10	—	—	
岡本谷		20	60	10	10	—	
鵜飼+岡本谷		33	52	10	5	—	
毎晩の戸締り		世帯主	妻	世帯主+妻	その他	非該当	
地区		%	%	%	%	%	
鵜飼		18	37	—	36	9	
岡本谷		20	50	10	10	10	
鵜飼+岡本谷		19	43	5	18	5	

家計の管理においては、妻が52%と大きな割合を占めて、家計の管理を握っていて、家計が世帯主よりも、むしろ妻に移動する事を、裏付けるものであるが、小金の管理と違って、世帯主が19→30%とふえており、まだ世帯主が家計を実際にも担当している事が多い。これは、それだけ家計の管理が重要である事を示している。毎晩の戸締りはしない家も多いが、する場合はやはり妻が43%と、妻にその役割がかかっている。純粋には、家庭管理とはいえないかもしれないが、この中に入れた。

次に家事の分担についての8項目の調査結果について検討していく。表9-3-8の通りである。洗濯・炊事・掃除と妻にかかる負担が多いのが顕著にみられる。寝床のあげおろしが、岡本谷では各自が60%とをっているのは、家族の役割分担の改善を考える上でも当然といえよう。鵜飼で、これが少ないのは岡本谷の家族に比べると、家族数が少ない——(11戸中、

1人暮し2戸、家族数2人が4戸ある)一ことから、妻がまとめてする場合が多いからである
う。

表9-3-8 家事労働の分担——核家族において——

地区	洗濯	妻	女の子供	妻+女の子供	世帯主	その他
鶴岡	飼	73%	—	—	27%	—
岡本谷		70	—	20%	—	10%
鶴岡+岡本谷		70	—	10	14	6
地区	炊事	妻	女の子供	妻+女の子供	世帯主	その他
鶴岡	飼	64%	—	—	27%	9%
岡本谷		50	—	30%	—	20
鶴岡+岡本谷		58	—	14	14	14
地区	食後のあとかたづけ	妻	女の子供	妻+女の子供	世帯主	その他
鶴岡	飼	64%	—	—	27%	9%
岡本谷		80	—	10%	—	10
鶴岡+岡本谷		70	—	5	15	10
地区	掃除	妻	女の子供	妻+女の子供	世帯主	その他
鶴岡	飼	73%	—	—	18%	9%
岡本谷		50	10%	20%	—	20
鶴岡+岡本谷		62	5	10	10	13
地区	寝床のあげおろし	妻	女の子供	妻+女の子供	世帯主	各自
鶴岡	飼	73%	—	—	18%	9%
岡本谷		40	—	—	—	60
鶴岡+岡本谷		57	—	—	10	33
地区	風呂たき	妻	女の子供	妻+女の子供	世帯主	その他
鶴岡	飼	46%	—	—	27%	27%
岡本谷		40	20%	—	—	40
鶴岡+岡本谷		43	10	—	14	33
地区	簡単な大工仕事	世帯主	男の子供	世帯主+男の子供	その他	
鶴岡	飼	82%	9%	—	9%	
岡本谷		70	10	—	20	
鶴岡+岡本谷		76	5	—	19	
地区	つくろい	妻	女の子供	妻+女の子供	世帯主	その他
鶴岡	飼	73%	—	—	18%	9%
岡本谷		80	—	10%	—	10
鶴岡+岡本谷		75	—	5	10	10

鶴飼で、世帯主が洗濯・炊事をしている割合が27%もあるのは、先にも述べたように1人暮らしが2戸と、共稼ぎで勤めに出ている家が1戸あることによるものであろう。風呂たきは、他の仕事に比べると、妻の役割が43%と軽減されている。簡単な大工仕事は、男子の仕事とされているようで、世帯主と男の子供が81%を占めるのは、当然の結果といえよう。

以上みてきたように、妻の労働過剰になるおそれもあるので、風呂たき・掃除・寝床の敷上げなど、子供がしても結果的にあまり変わらないものは、子供が負担し、洗濯・食事の準備・あと片付け・煮たきなど時間的にも子供に負担になるし、経験を必要とするものは、妻が負担するように家事労働を合理的に役割分担した方がよいのではないだろうか。

○ 拡大家族における家事分担

表9-3-9 家庭管理面の分担—— 拡大家族において

地区	食料品の購入	世帯主	妻	世帯主+妻	妻+息子の妻	息子の妻	その他
鶴飼	—	—	50%	—%	—%	50%	—%
岡本谷	—	—	37	18	9	9	27
鶴飼+岡本谷	—	—	40	12	6	24	18
地区	小金の出し入れ	世帯主	妻	世帯主+妻	妻+息子の妻	息子の妻	その他
鶴飼	—	—	50%	—	—	50%	—%
岡本谷	9	9	55	—	—	—	36
鶴飼+岡本谷	6	6	53	—	12%	18	12
地区	家計の管理	世帯主	妻	世帯主+妻	妻+息子の妻	息子の妻	その他
鶴飼	17	17	33%	—	—%	33%	17%
岡本谷	27	27	46	—	18	—	9
鶴飼+岡本谷	24	24	40	—	12	12	12
地区	毎晩の戸締り	世帯主	妻	世帯主+妻	妻+息子の妻	非該当	その他
鶴飼	—	—	66%	—	—%	—%	34%
岡本谷	—	—	18	—	18	45	19
鶴飼+岡本谷	—	—	35	—	12	24	29

鶴飼 6戸

岡本谷 11戸

次に拡大家族内の役割分担について検討してみる。家庭管理面の分担についての調査結果が表9-3-9である。拡大家族においては、核家族におけるより以上に世帯主の権威が及んでいるのではないだろうかという予想に反して、家庭管理の面では、核家族と比較すると、かえって、妻や息子の妻(家計の管理64%)などが大きな割合を占めている。これは、前述の農業労働での仕事の割り振りについてもいえることで、拡大家族の方が、世帯主の権威が小さいように見えるのは、どうしてであろうか。しかし、核家族の場合と同様、小金の管理が世帯主6%と比べると、家計の管理では、世帯主が24%とふえているのを見ると、小金の管理はほとんど妻や息子の妻にまかせているが、もともなる家計の管理を妻にまかせず、世帯主が管理してその権威を家族内で保っている様子が多いことが推察される。ここで、息子が小金の管理にもほとんど関与していないのは問題を含んでいると思われる。

次に家事労働の分担について調査した結果が表9-3-10である。調べた家族がほとんど、妻と息子の妻を含む拡大家族だったので、世帯主の母の役割が、この表にはほとんどあらわれていないことに留意してみていくことにする。洗濯・炊事・食後のあと片付けと、妻対息子の妻の比が5:3になっている。これは、家族内での妻と息子の妻との地位関係の比にも相関を持っているのではなからうか。どちらかが仕事を持ちすぎれば、そこに両者の不和という問題も生じてくる。妻の仕事への負担は大きい、さすがに70%を占めていた核家族の場合と違って、50%に減り、息子の妻と分担している事が多いのは、まだ改善しなければならないところがあるとしても、明るい材料であろう。家事労働の分担については、その家の事情を考慮して考えていくべきであろう。大工仕事は、やはり男子の仕事として世帯主58%、息子6%、男の子6%と分担されているが、世帯主が58%を占め、息子の分担が少ない事は、若い人は勤めに出ているせいもあるが、改善されるべき問題ではなからうか。

概括すると、拡大家族の場合、どうしても家事労働と家計の面についての過重やゆき違いなどの不満から、従来の嫁と姑の不和も生じてくる。そして父と息子が、それぞれの配偶者から来て、ささいな事から、家庭の問題が発生してくる場合が多い。従って、全員が家庭の一員であり、その家族になくしてはならない誇りが得られるように、各個人の能力に応じた家族内での分担を考えることが必要であり、話し合いによって解決する努力も要り、家事の問題は重要なものとなっている。

c) 家族内の権力構造——決定権——

今まで、家長権の移動を世帯主を中心に家計・農業経営・家の代表権といった項目についてみてきたが、ここでは家族内の具体的な問題についての最終決定権は、誰が持っているかについて検討してみることにする。核家族と拡大家族との間にあまり差異がみられなかったので、両方の結果をいっしょにしてまとめてみたのが表9-3-11である。家族内で、誰が決定権を持っているかという事は、その問題の内容にもよるが、家族内の権威構造を理解する上で、重要なカギであろう。

田畑の売買の決定権は、家の不動産に関する事であり、重要なものであるが、86%と、ほとん

表9-3-10 家事労働の分担— 拡大家族において —

地区	洗濯	妻	息子の妻	世帯主の母	妻+息子の妻	妻+世帯主の妹	その他
鶴 飼		50%	50%	—	—	—	—
岡 本 谷		55	9	—	18%	9%	9%
鶴飼+岡本谷		52	24	—	12	6	6
地区	炊事	妻	息子の妻	世帯主の母	妻+息子の妻	妻+世帯主の妹	その他
鶴 飼		50%	50%	—	—	—	—
岡 本 谷		46	18	—	18%	9%	9%
鶴飼+岡本谷		47	29	—	12	6	6
地区	食後のあとかたづけ	妻	息子の妻	世帯主の母	妻+息子の妻	妻+世帯主の妹	その他
鶴 飼		50%	33%	—	17%	—	—
岡 本 谷		55	18	—	18	—	9%
鶴飼+岡本谷		52	24	—	18	—	6
地区	掃除	妻	息子の妻	世帯主の母	妻+息子の妻	妻+世帯主の妹	その他
鶴 飼		33%	17%	—	17%	—	33%
岡 本 谷		46	—	—	37	9%	8
鶴飼+岡本谷		41	6	—	29	6	18
地区	寝床のあげおろし	妻	息子の妻	世帯主の母	妻+息子の妻	妻+世帯主の妹	その他
鶴 飼		17%	17%	—	—	—	66%
岡 本 谷		18	—	—	27%	—	55
鶴飼+岡本谷		18	6	—	18	—	58
地区	風呂たき	妻	息子の妻	世帯主の母	妻+息子の妻	世帯主の父	その他
鶴 飼		17%	17%	17%	—	—	49%
岡 本 谷		18	9	9	18%	18%	28
鶴飼+岡本谷		18	12	12	12	12	34
地区	簡単な大工仕事	世帯主	息 子	男 の 子	世帯主+息子	世帯主+世帯主の父	その他
鶴 飼		66%	—	17%	—	—	17%
岡 本 谷		55	9%	—	18%	9%	9
鶴飼+岡本谷		58	6	6	12	6	12
地区	つくろい	妻	息子の妻	世帯主の母	妻+息子の妻	妻+世帯主の妹	その他
鶴 飼		50%	17%	—	17%	—	17%
岡 本 谷		46	9	—	27	9%	9
鶴飼+岡本谷		47	12	—	23	6	12

表9-3-11 家族内の権威構造——決定権——

田畑の売買の決定権		世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主の父	息子	一家で	その他
地区								
鶴 飼	%	100	—	—	—	—	—	—
岡 本 谷	%	75	5	10	—	—	5	5
鶴 飼 + 岡 本 谷	%	86	3	5	—	—	3	3
就職・結婚		世帯主	妻	世帯主+妻	本人	息子	一家で	その他
地区								
鶴 飼	%	18	—	6	58	—	—	18
岡 本 谷	%	10	5	—	47	—	14	24
鶴 飼 + 岡 本 谷	%	13	3	3	52	—	8	21
テレビのチャンネル権		世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主の父	息子	一家で	その他
地区								
鶴 飼	%	34	6	—	—	24	18	18
岡 本 谷	%	14	5	—	—	5	24	52
鶴 飼 + 岡 本 谷	%	24	5	—	—	12	21	38
高価な家具の購入		世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主の父	息子	一家で	その他
地区								
鶴 飼	%	40	12	18	—	12	18	—
岡 本 谷	%	38	24	—	—	—	24	14
鶴 飼 + 岡 本 谷	%	40	18	8	—	5	21	8
農機具の購入		世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主の父	息子	一家で	その他
地区								
鶴 飼	%	88	6	6	—	—	—	—
岡 本 谷	%	81	5	—	—	—	—	14
鶴 飼 + 岡 本 谷	%	84	5	3	—	—	—	8
保険の加入		世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主の父	息子	一家で	その他
地区								
鶴 飼	%	64	—	12	—	6	6	12
岡 本 谷	%	66	14	5	—	10	5	—
鶴 飼 + 岡 本 谷	%	66	8	8	—	8	5	5

どの場合、世帯主が持っているといつてよい。就職・結婚に関しては、どちらかというとな本人が52%を占め、本人任せという戦後の風潮に合致した。しかし、個人的な問題であるので、本人が中心になるのは、当然の結果ともいえる。テレビのチャンネル権は、経済的・社会的なものでもなく、それほど重要でもないし、また山に囲まれたこの地域では、映るチャンネル数も少なく、子供を中心に一家で持ち、誰ということもないようである。高価な家具の購入は、田畑などと比較すると、妻3%→18%と、妻に裁量がよりまかされており、一家でというのが3%→21%とふえ、みんなで決めるという感じが強い。しかし、世帯主40%というのは、やはり依然として、大事な経済上のことは、世帯主が握っており、その権威を保っている場合が多いことを示している。農機具の購入は、農家にとって重要な事であるが、ここではその決定権は84%が世帯主になっており、農業経営の管理は、世帯主が持っている事を確証づけ、その権威を示している。保険の加入についても同様である。しかし、大事な問題ほど、世帯主が決定権を保有している率が多いという事は、今も家族内で家長権が及んでいることを示し、妻の地位を考えると、問題をはらんでいるといえよう。

d) 外部交渉的役割

表9-3-12 外部交渉的役割の分担(A)

地区		納税の 手続き	世帯主	妻	息 子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他	非該当
鵜 飼	本 谷		76%	18%	6%	—	—	—	—	—
鵜 飼	本 谷		66	19	5	—	—	—	10%	—
鵜 飼	岡 本 谷		72	18	5	—	—	—	5	—
地区		役場への 登録	世帯主	妻	息 子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他	非該当
鵜 飼	本 谷		88%	12%	—	—	—	—	—	—
鵜 飼	本 谷		61	14	10%	—	10%	—	5%	—
鵜 飼	岡 本 谷		74	13	5	—	5	—	3	—
地区		盆・暮の 挨拶	世帯主	妻	息 子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他	非該当
鵜 飼	本 谷		18%	24%	—	—	6%	—	—	53%
鵜 飼	本 谷		14	14	5%	—	—	—	5%	62
鵜 飼	岡 本 谷		16	18	3	—	3	—	3	57
地区		親戚づきあい	世帯主	妻	息 子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	一家で	その他
鵜 飼	主 妻		41%	6%	—	—	12%	—	29%	6%
鵜 飼	主 妻		18	24	—	—	29	—	29	—
岡 本 谷	主 妻		38	14	—	—	29	—	10	—
鵜 飼	主 妻		5	42	5%	—	28	—	10	10
鵜 飼	主 妻		42	11	—	—	21	—	18	8
鵜 飼	主 妻		11	34	3	—	29	—	18	5
地区		慶事・弔事の 挨拶	世帯主	妻	息 子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他	非該当
鵜 飼	本 谷		47%	24%	—	—	29%	—	—	—
鵜 飼	本 谷		19	19	—	—	38	5%	19%	—
鵜 飼	岡 本 谷		32	21	—	—	34	3	10	—

表9-3-13 外部交渉的役割の分担(B)

部落の会合		世帯主	妻	息子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他	非該当
地区		%	%	%		%		%	%
鶺鴒	飼	3.5	6	—	—	4.1	—	1.2	6
岡	本谷	4.2	1.4	5	—	2.9	—	1.0	—
鶺鴒飼 + 岡本谷		4.0	1.0	3	—	3.4	—	1.0	3
部落の共同の仕事		世帯主	妻	息子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他	非該当
地区		%	%	%		%		%	
鶺鴒	飼	3.5	1.8	6	—	3.5	—	6	—
岡	本谷	4.2	1.4	5	—	2.4	5	1.0	—
鶺鴒飼 + 岡本谷		4.0	1.6	5	—	2.8	3	8	—
婦人会		世帯主	妻	息子	息子の妻	世帯主+妻	祖父母	その他	非該当
地区		%	%		%				%
鶺鴒	飼	1.2	7.0	—	6	—	—	—	1.2
岡	本谷	—	9.5	—	—	—	5	—	—
鶺鴒飼 + 岡本谷		5	8.4	—	3	—	3	—	5

納税の手続き・役場への登録は共に世帯主の70%が役割をうけ持っているのは、当然といえる。盆・暮の挨拶で非該当というのは、「改めて盆・暮の挨拶はしない」という家である。盆・暮の挨拶は世帯主と妻はほとんど同じ割合であるが、行かない家が57%あるのは、盆・暮の挨拶という儀礼が簡略化され、無くなってきたという事であろうか。親戚づき合いは、世帯主の親戚に対しては、世帯主を中心に行なわれ、妻方は、妻を中心としてつき合いが、行なわれているのは、当然の結果であるし、また世帯主+妻が20~30%、一家で18%というのも、特に誰というより家族ぐるみで行なわれている様子を示している。慶事・用事の挨拶も特に世帯主にかかることなく、妻と平等に分担しており、世帯主+妻が高率なのは、男手と女手の2人出る必要からであろう。部落の会合には、主として世帯主であるけれども、妻も出席する場合も多いことも数字の上であらわれている。息子の出席が比較的少ないのは、どういふわけであろうか。これも勤めに出ているという事が決定的な要因なのだろうか。

婦人会は、息子の妻や母よりも、その家の妻が代表となる場合が84%もあり、婦人会が、その組内、又部落でどのような役割を果たしているかによっては、考慮しなければならない面も含まれていると思う。

外部交渉的役割と宗教的役割分担についての調査結果は表9-3-14の通りである。

法事の段どりという管理的な役割は、やはり世帯主が果たしており、又、氏神祭りに出るというような家を代表するような場合は、宗教的なものとはいえ、世帯主にその役割がふりあてられている。墓掃除やお寺まいりは、世帯主の父などにもやや分担されているようであるが、ほとんど

表9-3-14 宗教的役割分担(c)

地区	法事の段どり	世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主の父	息子	その他	非該当
鶴 飼	%	5.2	— %	1.8	—	—	1.8	2.0
岡 本 谷		4.2	1.0	2.4	—	—	1.4	1.0
鶴 飼 + 岡 本 谷		4.7	5	2.0	—	—	1.6	1.1
地区	墓 掃 除	世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主の父	息子	その他	非該当
鶴 飼	%	1.8	3.4	1.2	6	— %	2.4	6
岡 本 谷		—	3.8	2.4	1.4	5	1.9	—
鶴 飼 + 岡 本 谷		8	3.8	1.8	1.0	3	2.0	3
地区	寺 ま い り	世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主の父	息子	その他	非該当
鶴 飼	%	1.8	2.8	1.8	6	—	1.2	1.8
岡 本 谷		1.0	4.2	1.0	1.4	—	1.0	1.4
鶴 飼 + 岡 本 谷		1.2	3.8	1.2	1.1	—	1.1	1.6
地区	氏 神 ま つ り	世帯主	妻	世帯主+妻	世帯主の父	息子	その他	非該当
鶴 飼	%	7.6	— %	1.8	— %	— %	6	— %
岡 本 谷		5.2	1.0	1.0	5	5	—	1.8
鶴 飼 + 岡 本 谷		6.3	5	1.2	3	3	3	1.1

父や母は関与していないといつてよい。しかし、労働面で家族の支柱になりつつある息子や嫁の役割が皆無に等しいことは問題がある。徐々に息子や嫁も役割を分担していく必要があるのではないだろうか。宗教的といつても、信仰というより、儀礼的な面が強く、数字上では妻が主となっているようである。ずっとみていくと、管理的な役割は、世帯主が担当しているといえるが、作業的な儀礼面は、役割が同一の人に固定しているわけではなく、妻を中心としてはいるが、その時に応じて、世帯主・妻・祖父母のうち誰かというように融通のきくものである。

e) 育児・教育に関する役割分担

青少年の不良化防止は家庭教育の在り方にそのカギがあると一般に考えられている程、家庭における子供の教育は重要な役割であるといえる。家庭は子供の社会化の機能を持ち、家庭の中で子供の基礎的なパーソナリティは形成されていく。子供に対する接し方、しつけは父母の自覚と暖かいみまもりをとめない、重要なものである。8項目にわたっての結果が表9-3-15、表9-3-16である。勉強をみること、困った時の相談相手、学校での出来事の話し相手・お小遣いを与えるなど、日常的な事は、ほぼ50%が主として母親がその役割を果たしている。母親との接触の方が何かと多いことを考えれば当然の結果といえよう。この点でも母親は子供に対

して重要な責任を持っている事がわかる。父親は、日常的なことには子供に直接関与していないが、叱る時とかしつけなど、子供に対して権威ときびしさを必要とする場合に登場してくるようである。

表 9-3-15 子供と家族の関係(A)

地区	誰れが勉強をみるか		父	母	祖 父	祖 母	兄 姉	父+母	その他	一家で
鵜 飼	%	%	8	58	—	—	—	25	9	—
岡 本 谷	—	—	—	47	—	—	—	18	35	—
鵜 飼 + 岡 本 谷	3	52	—	—	—	—	21	24	—	—
地区	誰れがしつけをするか		父	母	祖 父	祖 母	兄 姉	父+母	その他	一家で
鵜 飼	—	%	—	58	—	—	—	25	—	17
岡 本 谷	6	—	6	18	—	—	—	47	—	29
鵜 飼 + 岡 本 谷	3	35	—	—	—	—	38	—	—	24
地区	誰れが叱るか		父	母	祖 父	祖 母	兄 姉	父+母	その他	一家で
鵜 飼	17	%	17	42	—	—	—	33	—	8
岡 本 谷	24	—	24	24	—	—	—	40	—	12
鵜 飼 + 岡 本 谷	21	31	—	—	—	—	38	—	—	10
地区	困った時の相談相手は		父	母	祖 父	祖 母	兄 姉	父+母	その他	一家で
鵜 飼	17	%	17	42	—	—	—	33	8	—
岡 本 谷	—	58	—	58	—	—	—	24	12	6
鵜 飼 + 岡 本 谷	7	52	—	—	—	—	28	10	—	3
地区	学校での出来事の話し相手		父	母	祖 父	祖 母	兄 姉	父+母	その他	一家で
鵜 飼	—	%	—	33	—	—	—	42	—	25
岡 本 谷	—	53	—	53	—	—	—	6	12	29
鵜 飼 + 岡 本 谷	—	45	—	—	—	—	20	7	—	28

鵜 飼 N=11=7

E=6=5

岡 本 谷 N=10=8

E=11=9

表9-3-16 子供と家族の関係(B)

地区	誰れが小づかいを与えるか	父	母	祖父	祖母	兄 姉	父+母	その他	一家で
鶺鴒 飼		8%	58%	—	—	—	34%	—	—
岡 本 谷		6	64	—	—	—	12	12%	6%
鶺鴒 飼 + 岡 本 谷		7	62	—	—	—	21	7	3
地区	誰れが身のまわりの世話をやる	父	母	祖父	祖母	兄 姉	父+母	その他	一家で
鶺鴒 飼		—	100%	—	—	—	—	—	—
岡 本 谷		—	94	—	—	—	—	6%	—
鶺鴒 飼 + 岡 本 谷		—	96	—	—	—	—	4	—
地区	誰れと風呂に入るか	父	母	祖父	祖母	兄 姉	父+母	その他	各自
鶺鴒 飼		8%	17%	—	—	—	34%	7%	34%
岡 本 谷		24	34	—	16%	—	18	18	—
鶺鴒 飼 + 岡 本 谷		17	28	—	3	—	24	14	14

母に頼りきることなく、父+母がかなりの割合を全体的に示している事は、子供にとっては良い事であり、歓迎すべきことである。子供の教育に対して、主要な役割は、家族の中では父母が中心になり、果たしている。その他の家族員はあまり特別な役割を果たしていないようである。兄姉のパーセントが全くないが、これは2つの部落とともに子供の数が割合少なく、子供の年齢も、すでに青年期にさしかかる家が多い為と思われる。身のまわりの世話については母が96%だが、これは当然の結果であろう。相談事については、年齢や相談内容により、相談相手が選択されるだろうが、子供に、相談事ができたら、ためらう事なくいつでも相談できる環境をつくっておく必要がある。

(c) 老人扶養問題

現代社会においては、寿命が延び、老人の数は段々と増加しつつある。年をとると、身体的にも、衰弱し、だんだん自己の労働によって経済の安定を得るとい事ができにくくなる。そして他からの援助がどうしても必要になってくる。核家族化の進行にともなって、老人は疎外されやすくなりつつあるが、現在の社会保障があまり発達していない我国においては、必然的に子供に頼っている場合が多い。しかし、その中でお互いに経済的安定と精神的安定を分かち合っているかという点、お互いに満足していない状態が多い。

従って、老人問題について、幸福に老後をおくるには、どうすればよいか、また国の社会保障の在り方についても考えてゆかなければならない。ここでは、老後の問題についての8つの質問を出して得た意識調査の結果について述べる。これは、あくまでも意識調査であって、現状とは違っている。

表9-3-1.7 老人問題について

(1) 家庭内での老後の話し合い

項目 \ 地区	鶴 飼		岡 本 谷		計
	N	E	N	E	
よくする	—	—	—	9%	3%
時々する	30%	20%	30%	36	31
あまりしない	40	40	30	9	29
したことがない	30	40	40	46	37

(2) 老後の生活と収入

項目 \ 地区	鶴 飼		岡 本 谷		計
	N	E	N	E	
やっていける	60%	20%	20%	36%	36%
これから対策をとる	20	40	70	46	44
やっていけない	20	40	—	18	17
わからない	—	—	10	—	3

(3) 子供との同居について(すべきかどうか)

項目 \ 地区	鶴 飼		岡 本 谷		計
	N	E	N	E	
はい	50%	40%	89%	91%	71%
いいえ	40	60	11	9	26
どちらでもよい	10	—	—	—	3

(4) 子供との同居について(望むかどうか)

項目 \ 地区	鶴 飼		岡 本 谷		計
	N	E	N	E	
望む	70%	50%	89%	91%	80%
望まない	30	50	11	9	20%

(5) 老後に望むもの

項目	%
健康	45%
経済の安定	20
気楽な生活	17
子供の成長	8
楽に死にたい	4
長生きしたい	4

(6) 老後に一緒に暮らしたい人

	鶴飼	岡本谷	計
配偶者のみ	7%	10%	9%
子供夫婦と孫たち	86	85	85
老人ホーム	—	—	—
特になし	7	5	6

(7) 老後の生きがいや楽しみ

項目	%
子供や孫の成長	27%
気楽な生活	23
家庭の円満	27
宗教	5
趣味を楽しむ	13
社会のために働く	2
その他	3

(8) これからの老人の心構えや生き方

項目	%
時代におくれないようにする	18%
経済的自立ができるようにする	18
若い世代に理解を持つ	25
できるだけ働く	24
子供に依存しない	10
余生を社会のためにつづ	3
その他	2

表 9-3-17 の通りの結果である。

(1)は「家庭内で老後について話し合われることがありますか」の回答である。核家族(N)と拡大家族(H)と比べてみても、あまり差はみられなかった。66%の人が、「老後について余り話し合ったことがない」か「全然話したことがない」と答えている。この事は、老後の心配を差し迫ったものと感じていない為だと思われる。これは、農業労働がかなり年をとってからでも手助けになるという事で、都市ほど、労働面での疎外が少ないという事に関係しているように思われる。(2)の老後の生活については、2つの組の間、拡大家族と核家族との間にもかなりの違いが、みられたが、これから対策をとる、又はやっていると答えている者が多く、老後の生活について心配をして話し合うことは少なくとも、意識の上では、明るい見通しを持っている者が多い。しかし、いずれにしても子供が援助をしなければならぬし、また親も、子供との間を不和にしないように、生活設計を持っておく必要があるだろう。子供との同居についてはすべきであると答えたものが71%、すべきではないと答えたものが26%、どちらでもよいが3%になっている。すべきというのは、当然の義務と考えることで、望むというのは、強制はしたくないが、望んでいるという意味である。(3)と

(4)を比べると、すべきとは思わないが同居を望むという人があり、それが両方のパーセントの差になって出ていることが表よりわかる。すなわち、すべきと答えた人は、同時に同居を望んでいるからである。同居を望んでいる人が多いのは事実なのだが、現実を見直すと、「近頃の若い人達は思うようにいかない」という溜息がきれ、世代のギャップ、希望と現実の食い違いがあるように思えた。同居を望む理由としては、「生活に変化と楽しみがある」「親あっての子」「子供が手元にいると心強い」「百姓だから、農業の仕事できつので若い人に頼りたい」「家を継いでほしいから」「現在嫁・姑の関係がうまくいっているから」があった。反対に、同居を望まない理由としては「息子の仕事上、一緒に住めない」「お互いに束縛されないから」があった。老後に一緒に暮らしたい人は、圧倒的に「子供夫婦と孫達」が多く、前述の同居を望んでいる気持ちを裏づけている。老人ホームと答えた者が一人もなかったが、これは老人ホームが、世間と隔っており、老人だけの隠居所という意識が強く、老人ホームに対する物質的・精神的(安らぎ)なものを期待する気持ちが、少ないという意識を反映しているのではないだろうか。また、農村であるゆえに、老人の労働の場が、いろいろな面で存在するという事が、老人ホームを遠いものにしていくかもしれない。老後に望むものとしては、何よりも健康があげられ、次に経済の安定・気楽な生活となっていて、身体的にも精神的にも安定して落ち着いた老後を求めているようである。

(大西晴子)

4 同族と親族

(1) 同族

a) 武株

表 9-4-1 株内の構成(武株)

		家 番 号	相 互 認 知	本 分 家 関 係 を 統 る
T ₁		①	①→⑦	○
		⑤	①→⑥	○
		⑥	①→⑤	○
		A	①→⑧	○
		⑧	⑧→④	○
		⑭		○
		⑦	⑦→⑬	○
		⑬	⑦→⑮	○
		⑰		○
		⑫	⑰→⑫	○
		⑱		○
		⑳		○
T ₂		②	②×③	○
		③	③×⑤	○
		⑤		○
M 以前		⑭		○
		⑮		○
T ₅		⑭	} 記入あり	×
		⑮		○
T ₄		⑱	⑱→⑲	○
		⑲		○

表9-4-2 株内の機能(武株)

家 番 号	カブウチー同が集まる時									
	年 末	年 始	田 植 え	上 り に	年 法 忌 要	盆 彼 岸	吉 事 凶 に	氏 神 祭	先 祖 祭	そ の 他
①					○		○	○	○	
⑤					○		○	○	○	
⑥					○		○	○	○	○講
⑧			○		○	○盆	○	○	○	
⑭							○	○	○	
⑦	○		○		○		○		○	
⑮			○		○	○	○	○	○	
⑰							○	○		
⑫					○		○	○	○	
⑱							○	○	○	
⑳							○	○		○講
㉑					○		○			
㉒							○			○講
㉓					○		○	○		
㉔			○		○	○盆	○			
㉕					○		○	○	○	
㉖					○		○			

武姓は岡本谷，ウガイを合わせて19戸あり，全体の半分を占めている。この19戸を本分家のつながりを中心として調査した結果，④の単独戸を別として大きく4つに分けることができた。これらをそれぞれT₁，T₂，T₃，T₄株として順次述べてみたいと思う。

i) T₁株 (①⑤⑥⑧⑭⑦⑮⑰⑫⑱⑳㉑)

①は文政年間，今から約150年ほど前からこの地域に定住していたということであるからかなり古い家である。①からの分家は，⑦⑤⑥⑧，それに他部落の④の5戸である。分家の内⑦は，文政2年，つまり約155年前から住んでいたということで，これもかなり古い家である。①から分かれた年代が遠い昔のことであり，また①も⑦も他に分家が多いので，お互いに援助や相談を必要としていない。また，①は⑦を親しく行き来する家としているが，⑦はしておらず意識のヌレをみる。しかし，相互認知は成立している。これは「家」という関係を重んじているからであろう。

⑦からの分家には⑬⑰⑱がある。この内⑱は⑦の弟であり，親戚であるという血縁の濃さから相

互に援助を求め合い、かなり親しく交際している。これに対し⑦は3代前は分家し、本家に対して相談はするが、本家からは援助や相談を求めてこないということである。これは、本家の方が経済的にも富裕であり、年も上であるという意識があるためで、同族本来の身分的・経済的上下関係がみられる。⑧は⑦から昭和9年に出したものである。本家が分家よりも嫁の実家の方を頼りにしているということで、あまり親しい交際はしていない。しかし、結婚や病気などの時は相談にいき、香典の額も⑦が一番多い。

⑨は分家したのが今から137年ほど前で長い年数を経ているので、ほとんどつきあいはしていない。しかし、先祖が分かれた家ということで本家として認めてはいる。⑩の分家に⑪がある。他人よりも信用できるということで、冠婚葬祭、病気、建築の時などに相互扶助関係が成立している。

つきに①の他の分家⑤⑥⑧についてみよう。⑤は明治24年に出し、比較的新しい分家なので①を本家として気軽に援助や相談を求めている。また近所交際としての物の貸し借りや、田植えや稲刈りなどの相互援助も行なっている。⑥は、本家に援助や相談を求めるが、それは家としてのつきあいのためであり、ここにも「家」という観念がみられる。⑧は慶応元年(1865)ごろ分出したということでかなり古い家であるが、今でも親しくつきあっている。そこには、今までずっとそうだったという慣習的なものがあるようである。また、結婚などは事前に相談し、もし反対されたらやめるという調査結果がでており、本家を上とする身分的上下関係があらわれている。

⑨の分家に⑭がある。⑭は⑨の弟であり、一番身近な兄弟ということで、お互いに援助や相談をしている。そこにはあまり本分家という意識はみられず、親族としての意識の方が強いように思われる。

ii) T₂株(②③④)

②がこの地域にいつごろから定住するようになったかは不明である。しかし、④は②を大本家として認めていない。③は寛政元年(1789)に分出したということで、かなり古い分家である。しかし、今でも本家と、冠婚葬祭、病気、農業経営の面で相互扶助関係があり、同族としても近所としても交際が続いている。③の分家である④も、江戸時代の終わりごろ分かれたということであるからかなり古いといえる。しかし、③と違って最近ではほとんどお互いに相談したり援助したりすることもない。というのは、分家して4~5代もたつと血縁関係がうすくなってしまふからである。しかし、それにもかかわらず本分家関係を続けるべきだというのは、それが慣習的になっており、またやめる必要もないからであろう。

iii) T₃株(⑫⑬)

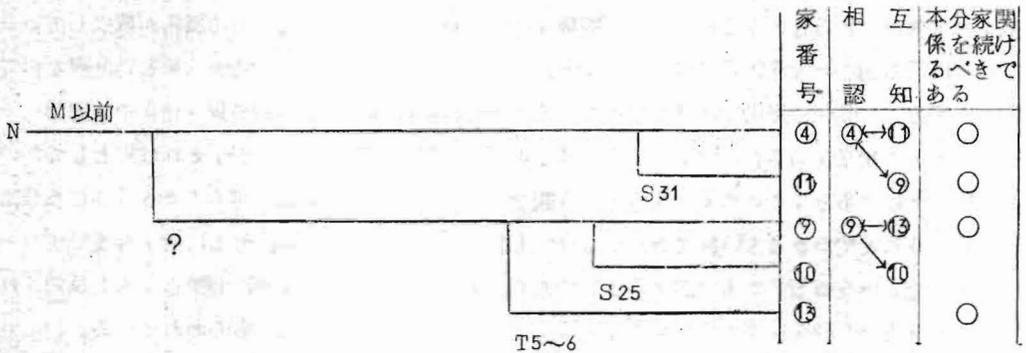
⑫は⑬の兄嫁であり、主人が亡くなった後、⑬の隣があいたのでそこへ住むようになったということである。⑬には病気の時や経済的に困った時などに援助を求め、すぐ近所であるし他に親しい人がいないという理由で、かなり本家を頼りにしている。⑬は明治以前に先祖が城山から移ってきて以来、岡本谷に定住するようになった。本分家関係をいつまでも続けるべきだという質問に対して否定しているが、残念ながらそのはつきりした理由を聞くことができなかった。

IV) T₄株(④⑨)

④は元祿初年(1688),先祖が城山から移ってきて以来約290年間ずっと岡本谷に住んでいる。分家は⑨だけである。⑨は明治40年,現世帯主が25才の時分家した。本家に対しては,冠婚葬祭,病氣,農業経営など,すべていろいろな面で信頼している。④は⑨に援助を頼むことはないが,ちょっとしたことなどはよく相談に行き,親しい近所交際をしている。

b) 中井株

表9-4-3 株内の構成(中井株)



注;⑩は調査によれば単独戸と称しているが,

⑨の調査によれば⑩は分家であると述べ意見のずれをみる。

表9-4-4 株内の機能(中井株)

家番号	カブウチ一同が集まる時						
	年年 末始	田上 植り えに	年法 忌要	盆 彼岸	吉事 凶に	氏 神祭	先祖 祭
④			○	○盆	○		○
①			○		○	○	○
⑨			○		○		○
⑩					○		
⑬			○		○		○

中井株は④①⑨⑩⑬から構成されている。④は先祖が明治以前から住みついたという。⑨は明治以前からの④の分家であり相互に本分家関係は認め合っているが,昔の先祖が分家したという意識から本分家としての関係はうすいようである。その交際内容は,吉凶事,冠婚葬祭,建築,病氣見舞などで,近所交際としての物の貸借もほとんどみられない。⑩は昭和31年に兄である④から分家したが,

分家したのが最近であることと戸主同志が兄弟であることから,⑨に比べ本分家のつきあいは頻繁である。その交際内容は,冠婚葬祭,吉凶事,建築,屋根ふき,盆,年末年始,病氣見舞から農作業面,育児など,本家に相談に行ったり互いに手伝い合ったりして,必要なら経済的援助関係もあるといっている。また⑩が何かと相談したり頼りにする家としては,本家である④をあげ

ている。⑬は⑨から大正5年に分家したもので互いに本分家関係を認め合っていて、また⑬は④を総本家として認めている。しかし、⑬と⑨の本分家関係は経済的に本分家が同程度であることや、分家の戸主が本家の戸主よりも年が上であるということからも本分家間の上下関係はなく、実際の交際は相互扶助関係といえる。交際としては、冠婚葬祭、建築、病気見舞、出産、法事などで、また農機具を共同で所有して農作業面での相談や相互扶助もみられる。⑩は昭和25年、現戸主の夫の死亡により現戸主が夫の母である⑨から独立したものであるが、⑩は調査によると単独戸と称し、分家と認めている⑨との間に意見のズレをみる。しかし⑩を同じ株内と認めるのは中井株の中で⑨だけで、株内内での交際もほとんどなく実際は⑩の単独戸としての性格が強くみられる。⑩を除く中井株全体としては、同じ先祖から出てきているという意識がみられる。

c) 竹内株

表9-4-5 株内の構造(竹内株)

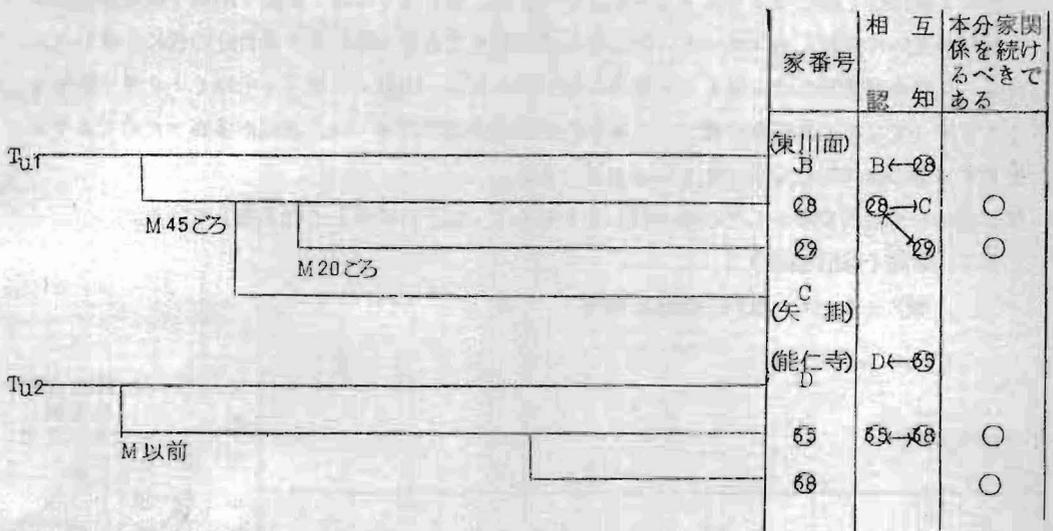


表9-4-6 株内の機能(竹内株)

家 番 号	カブウチ一同が集まる時							
	年年 末始	田上 植り えに	年法 忌要	盆 彼岸	吉事 凶に	氏 神祭	先 祖祭	そ の 他
28			○		○	○		
29			○		○	○		○講
65			○		○	○		
66			○		○		○	

i) T₁₁ 株 (㉔㉕㉖㉗)

竹内姓には2系統あり、それぞれT₁₁株、T₁₂株とする。㉔は明治の終わるか大正の初めころ、父の代に分家している。本家は東川面の㉔で、分家には㉕と㉖(矢掛町矢掛)がある。㉕は分家から援助や相談を求めてこないとしているが、それは㉕が病弱なためだと思われる。本家の㉔に対しては、経済的に困った時、病気、冠婚葬祭などの面で相互扶助関係があり、本家の方を頼りにしている。㉕は明治20年ごろ、先祖が能仁寺から移ってきて以来岡本谷に定住するようになった。本分家関係は世間の風習として認めてはいるが、親密な相互扶助の関係はない。その理由として、相談するようなことがないし、もしあっても金銭的な問題なのでどうにもならないとしている。また、本家の方が家が良いので援助を求めてこないとしており、身分的上下関係の意識がみられる。

ii) T₁₂ 株 (㉘㉙㉚)

㉘の本家は㉔(能仁寺)であり、分家は㉘である。㉘とは、結婚、葬式、病気、農業経営の面などお互いに援助し合っている。㉙は㉘の妹の主人であり、昭和30年自分の代に分家した。分家した時の財産分与は、田(2.2反)、畑(0.8反)、山林(2反)、宅地(20坪)敷地(120坪)で、家の外側だけ建ててもらい内装は自分達で行なった。田地が多かったので人手が足りず、末の妹にむこを取ったということである。

家が近いので近所交際としての物の貸し借りもあり、お互いに親しく行き来している。

d) 堀株 (㉛㉜㉝㉞)

表9-4-7 株内の構造(堀株)

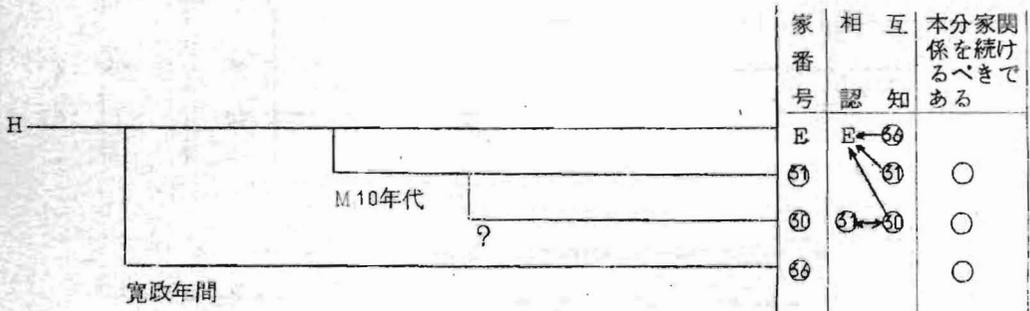


表9-4-8 株内の機能

家番号	カブウチ一同が集まる時							
	年年末始	田上植りえに	年法忌要	盆彼岸	吉事凶に	氏神祭	先祖祭	その他
㉙			○		○			
㉚			○		○			
㉛			○		○			

堀株は⑬⑭⑮の3戸であるが、本家は矢掛町の⑮である。⑬⑭⑮とも⑮を本家として認めている。⑬は180~190年ほど前、先祖が美山から移ってきて以来この地域に定住している。⑭とは古い分家なので今では全く交際がなく、他人と同様になっている、⑬と⑮は兄弟であり、結婚、葬式、病気、建築、農作業の面などにおいて親密な相互扶助関係が続いている。しかし、⑮とは法事・冠婚葬祭などの儀礼的なことにおいてしか行き来がない。

e) 古城株 (⑱⑲⑳㉑)

表 9-4-9 株内の構造 (古城株)

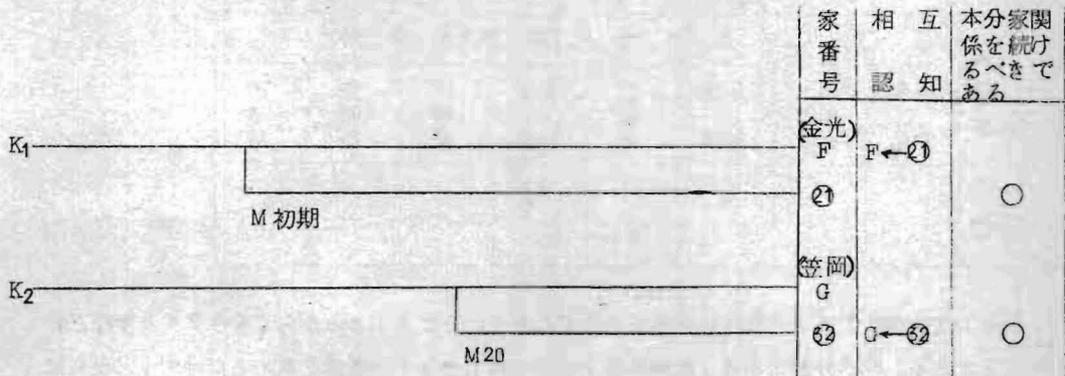


表 9-4-10 株内の機能 (古城株)

家番号	カブウチ一同が集まる時							
	年年 末始	田上 植り えに	年法 忌要	盆 彼岸	吉事 凶に	氏 神祭	先祖 祭	そ 他
㉑			○		○			
㉒			○		○			

古城姓は二戸あるがどちらも分家であり、本家はそれぞれ違っているが、どちらも先祖が開知義から移ってきており何らかの系譜関係があると思われる。まず㉑は明治初期に開知義の⑮から分家している。⑮は今金光に住んでいて、距離的に速くなるので親密な相互扶助関係はない。しかし、㉑は父の代に分家したものであり、⑮の家には祖母もいるので本家に対する強い意識がある。㉒は明治20年に養父の父が開知義から移ってきて岡本谷に定住するようになった。本家は⑮で今は笠岡に住んでいる。㉒も㉑の場合と同様に、距離的に速く離れているので相互扶助関係はない。しかし、冠婚葬祭、法事などの行事には行き来しており、個人的なつながりではなく家と家との関係を重視している。

f) 鳥越株 (㉓ ㉔)

表9-4-11 株内の構造(鳥越株)

	家番号	相互認知	本分家関係を続けるべきである
元文2年 T ₀	㉔	㉔ ↔ ㉗	○
	㉗		○

M以前

表9-4-12 株内の機能(鳥越株)

家番号	カブウチ一同が集まる時							
	年年 末始	田上 植り えに	年法 忌要	盆 彼岸	吉事 凶に	氏 神 祭	先 祖 祭	そ の 他
㉔			○		○			
㉗								

㉔は元文2年(1737)に小林家から分出したということであるから、もう240年ほど昔のことである。㉗が分家であり、冠婚葬祭、病気、建築のときに援助を求めただけで、㉔からは求めてこないとしており意識の違いがみられる。また、㉗は本家よりも血縁の近い親類の方へ援助を求めると答えているが、本分家関係は昔から分かれていたので続けるのが自然だとしている。

(渡辺 郁子)

(武内 映子)

(ロ) 親族

日本の家は2つの構造化の契機をもっている。両親と子供を中核成員として相互に強い愛着と高度な心理的融合に基づく全人格的な合一化を内的契機とするような小集団としての家族集団に本来、普遍的な結合の側面と、日本の伝統的家族としての家の家父長制的構造に関係するような全体社会の制度的規定を受けたすぐれた歴史性を持つ家としての側面である。

我国は、今まで説明してきた同族(株内)と親類(親戚)という2つの親族組織を同時に所有しており、統合原理として家のもつ2つの原理のうち、親類が前者に関係し、同族は後者に関係して成立していると理解される。このように異なる内的契機によって成立しているため、次のような本質的な性格の違いが現われるのである。

親類は普遍的に双系的な性格を持ち、世代経過とともに、その関係が断たれる不安定な性格を持ち、出自に含まれる連続性の観念が欠如している。同族は共通の祖先からの出自によって単系=父系的に規定された出自集団であり、祖先を通じて過去から未来へと連続する超世代的集団である。日本の伝統的な家は、この2つの結合契機が不可分に癒着しつつ対立的に経過する動的な過程であり、家の内部的な諸関係の変化はこれらの2つの契機間の力関係における変化としてとら

えることができるのである。

今までの同族における考察においても明らかなように、親類が同族の結合に大きな役割を果たしていた。また、それと同様に同族も親類に大きな影響を与えていると思われる。しかし、家よりは個人を中心に考えることが多くなった現代においては系譜的な同族よりも、血縁関係に基づく親類の方が実際生活において果たす役割が大きくなっているのではないだろうか。以下、2つの結合契機の力関係に着目しながらこの2つの部落における親類表9-4-13について検討してみよう。

表9-4-13 親類の親等別、地域別分布

親等別 地域別	父方						妻方					母方			嫁方		ムコ方		祖母方			遠い親類	合計				
	I	II	III	IV	V	VI	その他	I	II	III	IV	V	その他	III	IV	V	VI	I	II	I	II			IV	V	VI	
部落内	5	4	2	2		1			3					3	1										13	44	
大字内	6	1	1	2					3	1				1	1	1	1						3			21	
町内	8	2	8	5	5	1	6	4	1	1	2	1	3	7	1	4				4	3		1	2	2		110
隣接町村	5	15	15	9	3	4	8	4	3	6	4	1	2	5	5	1				1	2	1	1	4		2	134
県内	8	15	2	5	4	1	1	2	2	3	4	1	2	4					4	2						86	
県外	12	9	8	3			1	15						2					2							52	
合計	38	62	38	25	16	6	2	17	8	9	10	11	3	5	18	27	2	1	9	4	5	1	2	9	2	15	447

まず、親類の数についてみると表9-4-13のように親類総数447戸で1戸平均1.2戸の親類を持っており、その内訳は20戸以上1戸、20戸未満15戸以上4戸、15戸未満10戸以上17戸、10戸未満15戸であった。なお最高の家では41戸もあり、最低の5戸とくらべると実に36戸もの差があるのである。これは相互認知に基づき範囲の明確な同族と違い、親類は自己を中心として、世帯ごとに異なる親類圏をえがき、また選択が可能であるために所帯の社会的地位、個人のパーソナリティが大きな影響を与え境界線が不明確であり、また相互認知

を全く必要としないことなどのために、このような大きな差が出てくると思われる。このことは次の現象においてはっきりとみられた。妻方母方には現世帯主もしくは父が養子のもが含まれており、特に部落内においてはこれらの家では養子の実家と株内の関係にあるのであり、部落内の親類はすべて株内とみなしてよい。そして、この内の遠い親類や父方Ⅴ親等Ⅵ親等、母方Ⅳ親等などは、一方の家では株内だから親類だと考えていても、もう一方の家では株内と親類とを分けて考えている。つまり親類は世帯ごとに異なる親類圏をえがき、相互認知も必要としないのである。親類とは婚姻によって創出され、死によって消滅するものと考えたので、ここでは一応、葬式に参加する家を親類とみなしたが、葬式に参加するといっても親類として参加するか、または株内として参加するかは個人の意識の問題であろう。親類は個人の意識によって左右されるものであるから、ある家では父方Ⅲ親等までしかあげなかったのに、他の家では父方Ⅵ親等まであげるというような現象がみられるのである。このように親類の範囲というのは非常に不明確なものである。

以下、条件別にくわしく検討することにしよう。(注：妻方とは表の上での妻方+母方+祖母方+嫁方を示すものとする。)

まず地域別分布について考察すると、親類は隣接町村・町内・県内・県外・大字内・部落内の順で分布している。町内と大字内・部落内を加えてみると、矢掛町内が隣接町村を抜いてトップとなり、親類のうちの68.1%を占める。

隣接町村では総社が21.6%で最も多く、次に20.1%の井原、以下は美星町、真備町、玉島と続く。総社、井原は隣接町村の内でも面積人口とも多いためであって、特別この2つの地域との交流が深いということの意味しているのではない。県内では倉敷が47.6%を占め、岡山は27.8%にしかすぎない。17都府県にわたっている県外においては、大阪府が26.5%、広島県が22.4%である。これらのことは、矢掛町が岡山県の西に位置するという地理的要因によって、倉敷市、広島県との結びつきが深くなっている。

また、父方Ⅰ・Ⅱ親等の場合42.8%が、Ⅲ親等以下の場合42.7%が矢掛町内にあり、父方の場合は親等が遠くなくても、矢掛町内においては親類内に占める割合が変わらないのに対して、妻方の場合はⅠ、Ⅱ親等の21.1%がⅢ親等以下の50%が矢掛町内にあり、親等の遠い方が矢掛町内における割合が高くなっている。これは父方では地域の遠近によって縁を切る時期はそれ程違わないのに対して、妻方の場合は親等が遠くなると地域の遠いところは早く縁を切るということを示している。このことに父方重視の傾向が現われている。

親等別分布をみると、父方が234戸で52.8%、妻方が213戸47.7%であって、少し父方の方が多けれども、だいたい同じ割合である。父方妻方ともにⅡ親等の親類が最も多いが、Ⅱ親等とは、世帯主妻の兄弟・姉妹・祖父母・孫などであるから当然の結果といえる。父方においてⅤ親等以下は17.9%、妻方においては7.9%であり、またその他というのはギリ父母・兄弟・オジなどであって、父方の場合は19名、妻方は5名である。父方の方が妻方よりも親等が遠くてもつき合う傾向がみられる。日本全体には、まだ父系重視の傾向が残っており、同族の強い

ところでは特にこの傾向が強い。しかし、この部落においては幾分その傾向がみられてはいるがあまり顕著ではなく、どちらかといえば親類の原則である双系的傾向がみられると言ってよい。嫁方の場合はⅡ親等までしかみられないが、現在において妻方の場合Ⅴ親等まで付合っていることから推想すると、年月を経て嫁が妻の座につくころになると、彼女に関する親類がとって変わるのだろう。

Ⅴ親等以下においては93%が隣接町村までの範囲内にあり、79.5%が町内までの範囲にあるということからも同じ親等でも遠い地域ほど早く縁を切るということがいえる。これは意識の上でもはっきりと現われており、「親類の縁を切る時期は部落内外において異なりますか」という問いに対して全員がハイと答え、部落内では60.1%の者が株内となって半遠久的に付合うだろうと答えているのに対し、部落外ではやはり60.1%の者がイトコ半ぐらいまでと答えていた。

親族の機能においても同族と親類では全く相異なっている。同族の場合は団体機能が主であり、家の伝統の継承に関係し、多かれ少なかれ本家分家間の庇護・奉仕関係を基軸とする本家による分家扶養の性格を濃厚にしているのに対して、親類の場合は協同的機能が主である。基本的には平等原則を前提とする日常生活互助ないし情緒安定・連帯の側面を強調しており、互助機能と社会的機能の2つを持っている。いくら平等原則を前提としているといっても、親類関係というものは通婚により拡大し、個人の死亡・離脱によって縮小するように、世代的経過とともに変化するものであって、それに応じて相互に期待される役割も流動化するのである。もっとくわしく言えば、自己からの親類的距離を基準として、親類的役割ないし相互扶助義務の序列が自己を中心として同心円的に設定される。そしてその序列を基準として特定の時点で、特定の目標をめぐって一時的に集団が成立し、その範囲はその条件と目標に規定されるとともに、個人的な選択性の原理(親等・地理的要因・社会的地位・制度的規制力個人の性格・年齢 etc)が作用するため、きわめて流動的なのである。このことは一般的に言えることであって、この2つの部落での親類の機能はどのようなのか以下において考察してみることとする。以下の表は調査の整理の都合上、交際内容を次のように分類して集計したものである。①経済的に困った時②婚礼の時③出産の時④葬式の時⑤農業経営の面⑥秋祭りなどの時⑦建築の時⑧病気見舞⑨法事表9-4-14
⑩正月⑪盆⑫彼岸⑬節句⑭その他

親類の機能が日常生活互助ないし情緒安定・連帯の側面を強調しているからには、地理的要因が大きな影響を与えていると思われるので、まず表9-4-14親類の地域別交際内容からみていくことにする。それぞれの地域内において、大体、行く場合と来る場合が同じくらいになっているのが注目される。互助の精神が親類関係には要求されるのである。(注：以下、行く場合の数字を取り上げて考察を進める。)

表 9-4-1.4 親類の地域別交際内容

地域	交際内容														合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
部落内	5	41	38	44	18	10	41	44	43	9	14	10	2	40	359
	4	38	40	44	17	10	40	44	40	11	11	10	1	39	349
大字内	1	16	11	21	6	3	13	17	20	5	4	3		12	132
	1	18	13	21	7	4	13	16	21	3	4	2		15	138
町内	7	83	62	107	10	25	58	87	80	23	30	12		43	627
	5	77	64	107	15	33	55	80	83	29	39	19	2	40	648
隣接町村	12	89	61	130	9	18	54	111	103	15	27	25	6	55	715
	8	90	59	130	9	20	50	104	97	18	34	25	5	53	702
県内	5	68	48	83	7	10	45	70	61	8	11	6	1	32	455
	5	60	42	85	6	19	44	69	64	15	20	14	3	35	480
県外	2	34	19	52	1	2	15	34	29	5	8	4	1	15	221
	2	30	19	51	2	7	13	32	33	7	9	5	1	10	221
合計	32	331	239	437	51	68	226	363	336	65	94	60	10	197	2509
	25	313	237	438	56	93	215	345	338	83	117	75	12	192	2539

注) 上段：行く時 下段：来る時

地域別に、このような交際においてどれくらいの親類が行き来しているのかを知るために次のような操作をした。(表 9-4-1.4 の地域別合計) ÷ {(地域別の親類の戸数) × 1.4 }
 部落内 58.2%, 大字内 44.2%, 町内 40.5%, 隣接町村 37.1%, 県内 37.7%, 県外 21.3% と、一部逆転しているところもあるが、地域が近い程、交際が親密であることが分かる。そして半分以上の親類が行くものを拾ってみると、部落内・大字内・町内では②③④⑦⑧⑨⑭が多く、日常的な事から儀式にまで広範囲にわたっているが、隣接町村・県内・県外では②④⑧⑨など儀式に限られてきて、③⑦⑭などの日常的な交際内容が落ちるのである。

次に親類としての役割や相互扶助の義務の序列は自己からの親類の距離を基準としていると思われるので、表 9-4-1.5 親類の親等別交際内容を考察してみよう。世帯主や妻と兄弟姉妹の関係にあるⅡ親等がどの交際内容においても最も多くなっている。しかし、その中においても(表 9-4-1.5 の父方Ⅱ親等の合計) ÷ {(父方Ⅱ親等の親類の数) × 1.4 } という操作をしてみると、父方Ⅱ親等は 48.2%, 妻方Ⅱ親等は 39.8% と幾分、父方の兄弟姉妹との交際の方が深いことが知れる。どの親等においても比較的良好に行き来しているのは②③④⑦⑧⑨であり、反対に①⑤⑥⑩⑪⑫⑬は濃い親等に限られてくるという傾向がみられており、個人の生死に関する時などの親類の

中における地位の変動のある行事においてよく交際がされており、その他の場合は濃い親類に限られるのであろう。しかし、濃い親類に限られるといっても、地理的要因が大きく左右しているものと思われて相当のバラつきがある。よって、親類の交際内容を検討する場合は地理的要因と親等とを合わせて考えてみる必要がある。

表9-4-15 親類の親等別交際内容

親等 交際内容	父方			妻方			母方			嫁方			ムコ方			祖母方	速い親類	合計
	I	II	III	IV	V	VI	その他	I	II	III	IV	V	VI	その他	I			
①	5	11	2					1										32
	5	9	2	1				1										25
②	32	75	30	11	2	4	1	6	8	74	6	5	3	1	16	20	2	331
	26	72	32	12	2	4	1	3	8	69	4	6	3	1	15	19	2	313
③	28	61	16	7	1	4	1	4	6	56	4	2	1	8	12	1	8	239
	27	59	15	6	2	4	1	4	7	54	2	1	2	1	8	15	1	237
④	33	82	38	23	15	8	2	15	8	95	9	10	3	2	18	27	2	437
	33	82	38	23	15	8	2	15	8	96	9	10	3	2	18	27	2	438
⑤	2	21	2	2	1	1			2	12				4			1	51
	4	25	2	2	1				1	10				4	1		1	56
⑥	12	15	3	2	1				6	12	1	1	1	5	1		5	68
	16	28	3	3	1				6	15	1	1	1	7	3		5	93
⑦	18	56	17	8	3	4	6		6	50	1	3	1	1	10	17	1	226
	18	51	17	6	3	4	6		6	54	3	1	1	1	10	11	1	215
⑧	30	76	33	14	8	6	2	10	8	81	7	8	3	2	11	27	1	363
	29	71	31	14	7	6	2	7	7	78	7	8	3	2	12	24	1	345
⑨	25	70	31	19	11	8	2	7	8	62	3	5	3	1	14	22	1	336
	30	68	34	19	10	8	2	6	7	61	2	3	3	1	16	23	1	338
⑩	7	14	3	1					2	18	1			2	3		6	65
	19	27	6	1					1	10				5	2		6	83
⑪	7	19	9	2					4	22	4	1	1	5	6		6	94
	18	36	17	4					3	15	1	1	1	1	9	1	5	117
⑫	6	12	7	1					3	19				4	1		1	60
	11	26	13	2					2	12				4	1		1	75
⑬	2	1		1					1	4				1			1	10
	2	1	2	1					1	3				1			1	12
⑭	13	41	16	6	4	1	3	6	6	53	4	2	2	4	6	11	1	197
	15	42	13	4	4	1	3	5	5	50	6	2	1	3	7	10	1	192
合計	220	554	207	97	46	34	1054	69	570	36	38	19	13	104	147	8	4	2509
	253	597	225	98	45	34	944	62	534	30	35	18	11	108	145	9	4	2539

表 9-4-16 親類の親等別、地域別交際内容

交際内容	地域	親等								親類						合計																																
		父方				その他				妻方				その他																																		
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	I	II	III	IV	V	その他	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	祖母方	遠い親類																					
①	部落内	5														5																																
		4														4																																
	大字内	1														1																																
		1														1																																
	町内	4		1								2								7																												
		3		1								1								5																												
	隣町	1								1		10								12																												
	接村	1		1								6								8																												
	県内	3		1								1										5																										
		2		1		1								1										5																								
	県外	2																				2																										
		2																				2																										
	合計	5		11		2								1		12		1										32																				
		5		9		2		1								7		1										25																				
②	部落内	15		4		2		1		1		3				3										12	41																					
		13		4		2		1		1		2				3										12	38																					
	大字内	6		1								3		1		1		1		1		2										16																
		8		1								3		1		1		1		2										18																		
	町内	8		21		7		2								4		11		1		1		7		10		4		3		1		2	83													
		8		19		6		2								4		9		1		1		6		10		4		3		1		2	77													
	隣町	4		14		10		5		4		4				27		3		2		1		3		4		1		2		1	89															
	接村	4		14		13		5		3		4				28		2		3		1		3		4		1		2		1	90															
	県内	8		14		1		1		1		25				3		1		1		2		3		4				2								68										
		5		13		1		2		1		1		23				2		1		1		2		2		4				1								60								
	県外	12		5		7		1								5				2				1										34														
		9		5		7		1								4				2				1										30														
	合計	32		75		30		11		2		4		1		8				74		6		5		3		16		20		2		9		3		5		1		3		2		12		331
		26		72		32		12		2		4		1		8				69		4		6		3		15		19		2		9		2		5		1		3		2		12		313

交際内容	地域	親等							妻方その他					母方				嫁方			祖母方						遠い親類	合計
		I	II	III	IV	V	VI	VII	I	II	III	IV	V	他	III	IV	V	VI	I	II	III	I	II	IV	V	VI		
③	部落内	15	4	1	1		1		2						3											11	38	
		15	4	2	2		1		3						3	1											13	44
	大字内	4	1						3							1										2	11	
		4	1		1				3						1	1										2	13	
	町内	8	16	4	2				4	8		1			4	7			4	3							62	
		8	17	4	2				3	8		1			4	9			4	3							64	
	隣町	4	12	5	2		4		2	21	2			1	2			1	2								61	
	接村	3	12	4	2		3		4	21	1	1		1	1			1	2								59	
	県内	7	10	1	1				18	2		1			3			3	1								48	
		7	8	1			1		17	1		1			1			3	1								42	
	県外	9	4	1	1				4																		19	
		9	3	1	1				3						2												19	
	合計	28	61	16	7	1	4	1	6	56	4	2		8	12	1		8	1	5		2			11	239		
	計	27	59	15	6	2	4	1	7	54	2	1	2		8	15	1		8	1	5		2		12	237		
	④	部落内	15	4	2	2		1		3					3	1											13	44
			15	4	2	2		1		3					3	1												13
		大字内	6	1	1	2				3		1			1	1	1	1						3				21
			6	1	1	2				3		1			1	1	1	1						3				21
町内		8	22	8	5	5	1		4	11	1	2	1		7	14			4	3		2	3				107	
		8	22	8	5	5	1		4	11	1	2	1		7	14			4	3		1	2	2			107	
隣町		5	15	15	8	3	6		4	36	5	3	1		5	5	1		1	2	1	1	4		1		130	
接村		5	15	15	8	3	5		4	36	5	3	1		5	5	1		1	2	1	1	4		1		130	
県内		8	15	2	4	3	1	1		27	3	4	1		2	4			4	2							83	
		8	15	2	4	3	2	1		28	3	4	1		2	4			4	2							85	
県外	12	9	8	3				15						2			2									51		
	12	9	8	3				15						2			2									51		
合計	33	82	38	23	15	8	2	8	95	9	10	3		18	27	2	1	9	4	5	1	1	9	3	14	437		
計	33	82	38	23	15	8	2	8	96	9	10	3		18	27	2	1	9	4	5	1	2	9	2	14	438		

交内容 際	親等 地域	父方その他							妻方その他					母方				嫁方			ムコ方			祖母方			遠い 親類	合計	
		I	II	III	IV	V	VI	VII	I	II	III	IV	V	他	III	IV	V	VI	I	II	III	I	II	III	I	II			III
⑤	部落内	10 1 1 1 1							1					2										1	18				
		9 1 1 1							2					2										1	17				
	大字内	4							2																6				
		5							1					1											7				
	町内内	5							1 1					1				1 1							10				
		2 7							1 1					1				1 2							15				
	隣町 接村	1							1 6									1							9				
		1							6									2							9				
	県内	1 1 1 1							2					1											7				
		1 2 1 1												1											6				
	県外	1																							1				
		1 1																							2				
	合計	2 21 2 2 1							2 12					4				1 2						1	51				
		4 25 2 2 1							1 10					4 1				1 4						1	56				
	⑥	部落内	4 1 1 1							1					1										1	10			
4 1 1 1							1					1										1	10						
大字内		2							1																3				
		3							1																4				
町内内		6 7 1 1							3					3 1				2 1							25				
		6 10 1 1							3 1					4 3				3 1							33				
隣町 接村		2 1							3 9 1									1 1							18				
		1 4 1							3 7 1									1 2							20				
県内		2 1 1							1 1 1					1				2							10				
		6 5 1							3 1					2				1							19				
県外		2																							2				
		3 2							2																7				
合計		12 15 3 2 1							6 12 1 1 1					5 1				5 2						1	68				
		16 28 3 3 1							6 15 1 1					7 3				15 3						1	93				

交際内容	親等 地域	父 方 其 他								妻 方 其 他					母 方				嫁方			ムコ方			祖母方			遠い親類	合計
		I	II	III	IV	V	VI	VII	他	I	II	III	IV	V	他	III	IV	V	VI	I	II	III	I	II	IV	V	VI		
⑦	部落内	14 4 3 2								3					3 1										11	41			
		14 4 2 2								3					3 1										11	40			
	大字内	4 1 1								1 1					1 1 1							2				13			
		4 1 1								1 1					1 1 1							2				13			
	町内	3 16 4 1								3 8					4 9				4 3							58			
		4 16 4 1								3 7 1					3 8				4 3							55			
	隣町	3 10 5								4					3 19 1				2 3 1							54			
	接村	3 7 6								3					3 20 1				1 1			1				50			
	県内	6 10 1 2 1								17 1 1 1					2 2											45			
		5 8 1 1 1 1								20					1 2				2							44			
	県外	6 2 2 1								2					2											15			
		6 2 1 1								3																13			
	合計	18 56 17 8 3 4								6 50 1 3 1					10 17 1				7 4 2			11			226				
		18 56 17 6 3 4								6 44 3 1					10 11 1				6 4 2			11			215				
	部落内	15 4 2 2 1								3					3 1										13	44			
		15 4 2 2 1								3					3 1										13	44			
	大字内	5 1 1 2								3					1 1 1							2				17			
		5 1 1 1								3					1 1 1							2				16			
	町内	8 22 8 3 1								4 9 2 1					3 14				4 3 1 1							87			
		8 21 7 3 1								3 8 2 1					4 12				4 3 1 1							80			
隣町	4 14 15 5 2 5								4 33 5 3 1					3 5 1				2 1							111				
接村	4 10 14 5 2 4								4 33 5 3 1					4 4 1				2 1							104				
県内	7 13 2 2 1 1 1								24 2 3 1					2 4 4 2											70				
	7 12 2 2 1 2 1								24 2 3 1					1 4 4 2											69				
県外	11 7 3 1								9					2 1											34				
	10 8 3 1								7					2 1											32				
合計	30 76 33 14 8 6 2								8 81 7 8 3					11 27 1 1 9 3				5 1 3 1			13			363					
	29 71 31 14 7 6 2								7 78 7 8 3					12 24 1 1 9 3				5 1 3 1			13			345					

交際内容	親等 地域	父方その他							妻方その他					母方				嫁方			ムコ方		祖母方			速い 親類	合計		
		I	II	III	IV	V	VI	VII	I	II	III	IV	V	他	III	IV	V	VI	I	II	III	I	II	III	IV			V	VI
⑨	部落内	14 4 2 2 1							3					3 1												13	43		
		11 4 2 2 1							3					3 1												13	40		
	大字内	5 1 1 2							3 1					1 1 1 1									3				20		
		5 1 2							3 1					1 1 1 1									3				21		
	町内	6 21 8 3 1 1							4 7 1 1					4 11				4			3		2 3				80		
		8 19 8 2 1							4 9 2					6 11				4			3		2 3				83		
	隣町 接村	5 13 13 7 3 6							4 25 1 2 1					4 5							2 1 1 4		1			103			
		4 15 14 9 3 5							3 21 1 1					4 5				1			1 1 1 4		1			92			
	県内	7 10 1 3 3 1 1							17 2 2 1					2 4				3 2									61		
		4 15 14 9 3 2 1							20 1 1 1					2 3				3 2									64		
	県外	7 7 4 3							7									1									29		
		10 6 6 3							5					2				1									33		
	合計	25 70 31 19 11 8 2							8 62 3 5 3					14 22 1 1				7 3			5 1 1 9 3		14			336			
		30 68 34 19 10 8 2							7 61 2 3 3					16 23 1 1				8 3			4 1 1 9 3		14			358			
	⑩	部落内	3							1					2												3	8	
			4 1							1					2												3	11	
大字内		2							3																		5		
		2							1																		3		
町内		3 7 1							2 2					1				4			3						28		
		5 11 1							1 1					3 1				4			2						29		
隣町 接村		1 1 1							10					1							1						15		
		3 4 3							6					1							1						18		
県内		1 1							2 1					1				2									8		
		6 5 1							1									2									15		
県外		3 1																1									5		
		5 1 1																									7		
合計		7 14 3 1							2 18 1					2 3				6 1 4					3			65			
		19 27 6 1							1 10					5 2				6 3					3			83			

交際内容	親等 地域	父方その他							妻方その他					母方				嫁方			ムコ方		祖母方			速い 親類	合計		
		I	II	III	IV	V	VI	VII	I	II	III	IV	V	その他	III	IV	V	VI	I	II	III	I	II	III	IV			V	VI
①	部落内	6 1 1							1					2												3	14		
		1 3 1 1							1					1												3	13		
	大字内	2							2																		4		
		2 1							1																		4		
	町内	3 7 1							2 4 1					2 3				4			2 2						30		
		5 12 4 2							2 2					1 6				3			2						39		
	隣町	1 1 4							2 13 3					1 1							1						27		
	接村	3 10 7							1 9 1					1 1							1						34		
	県内	3							2 1					2				2 1									11		
		5 9 1							1 1					1				2									20		
	県外	3 3 1																1									8		
		4 4							1																		9		
	合計	7 19 9 2							4 22 4 1					5 6				6 2 3			3					3	94		
	計	18 36 17 4							3 15 1 1					1 9 1				5 3								3	117		
	②	部落内	4							1					2												3	10	
			3 1							1					2												3	10	
		大字内	1							2																		3	
1							1																		2				
町内		2 4 1							1 3												1						12		
		3 7 4 1							1 1					1 1													19		
隣町		1 6 1							2 11					2 1							1						25		
接村		1 8 6 1							1 7					1													25		
県内		3							2									1									6		
		4 7 1							1									1									14		
県外		3																1									4		
		3 1							1																		5		
合計		6 12 7 1							3 19					4 1				1 1 2								3	60		
計		11 26 13 2							2 12					4 1 1												3	75		

交際内容	親等 地域	父方その他							妻方その他					母方				嫁方			ムコ方			祖母方			速い 親類	合計
		I	II	III	IV	V	VI	他	I	II	III	IV	V	他	III	IV	V	VI	I	II	III	I	II	IV	V	VI		
⑬	部落内	1																					1	2				
	大字内																						1	1				
	町内	1 1																						2				
	隣町	1																					1 4	6				
	接村	1																					1 3	5				
	県内	1																						1				
		1 1																						3				
	県外	1																						1				
		1																						1				
	合計	2 1 1																					1 4	10				
	2 1 2 1																					1 3	12					
⑭	部落内	13 4 1 2 1							2					3 1										13	40			
		15 4 1 2 1							3															13	39			
	大字内	4 1 2							2					1 1				1							12			
		4 1 2							3					3 1				1							15			
	町内	5 11 3 2							2 6 1 1					2 5				1 2							43			
		3 11 3							1 6 1 1					2 5 1 1				2							40			
	隣町	2 6 4 1							4 25 2 1 1					1 2				1 1						1	55			
	接村	4 5 3 1							4 23 3 1					1 2				1 2						1	53			
	県内	3 6 1 1							13 2					2				2 1							32			
		4 6 2 1							13 3					1 2				2 1							35			
県外	3 1 3 1							5									1							15				
	4 1 1							2									1							10				
合計	13 41 16 6 4 1							6 53 4 2 2					6 11 1 4 2				3 1			14			197					
	15 42 13 4 4 1							5 50 6 2 1					7 10 1 4 2				4 1			14			182					

次に表9-4-16親類の親等別地域交際内容を検討してみよう。表9-4-16まず①経済的に困った時というのは親類の7.1%しか往来がない。しかもその範囲は父方・妻方ともⅡ親等までが90.6%を占めており、地域別では県外はさすがに少ないが、その他はまんべんなく分布している。「金銭面やその他で援助を与えたり、受けたりした親類がありますか」という問いに対して与えた人が24人、受けた人は29人であった。そして、その内容のほとんどが保証人になり、なってもらったりしたものであった。与えた場合の58.3%が部落内で、87.5%が矢掛町の範囲に分布していた。やはり父方Ⅱ親等が最も多かったが、部落内では遠い親類すなわち株内が相当数あげられていた。最終的に困った時には、地域に関係なくⅡ親等の人々に相談するが、そうではなくて農協の近代化資金などを借りる時の保証人などになってもらう時には地域的に近い人々に頼むという傾向がみられる。特にこの場合は、互いに保証人になり合うという例が多かった。

⑤農業経営の面においては親類の11.4%としか往来がない。そのうちの35.2%が部落内に、そして66.5%が矢掛町の範囲にあり、父方Ⅱ親等が41.1%、妻方Ⅱ親等が30.7%を占め、この2つで71.8%である。この場合の往来が少ないのは次のことに原因していると思われる。親類はそれぞれ異なる職業を持ち、自分の生活を持っている上に、もし農業であっても、ほとんどの家が兼業で手伝いをする暇がないことと、経営面積が狭い上に、機械化が進んでいるために手伝いをあまり必要としないのだろう。しかし⑤と違って⑦建築の時は55.5%もあり、県外の他はどの地域も親類の半数以上が往来をし、親等別では父方・妻方ともⅢ親等ぐらいまでであって、建築の時には地域では親等に左右される。⑤⑦ともに労働提供なのだが、⑤は毎年のこと⑦は一生に一回あるかないかのことであるということに、このような大きな違いが生まれる原因があるのだろう。⑥秋祭りなどの時⑩正月⑪盆⑫彼岸は、親類のうちの15.2%、14.5%、21.2%、13.4%が往来をし⑩盆を除いて後は大体、似た割合を示している。そして、これらは地域にはあまりかわり合いがなく、親等では父方・妻方ともに大体、Ⅱ親等までである。⑩⑪⑫の場合は父方は行く場合より来る方が多く、妻方では行く方がずい分と多くなっている。このことは、これらの行事が個人に関するものではなく、「家」に関するものであるということに起因している。「家」の観念が強い時には、同じ一族であるということの確認のためにも、祖先を敬うためにも往来が頻繁だったが、「家」という観念が失われつつある現代においては直接関係のある親類しか往来をせず、ごく内輪なものである。しかし、同じ、「家」に関する行事でも⑨法事には親類の75.1%が一同に会するのであって、同じ目的のために親類が団体を作ることでは葬式に次いで往来が多い。⑩⑪⑫はそれぞれの家の祖先のために使われるが、⑫はたまにしかないことでもあり、一族みんなて祖先の冥福を祈るという性質による。②婚礼の場合には74.0%の親類が往来する。婚礼は新しい親類が生じる機会であり、その事を親類に披露して承認を得るための重要な式である。しかし、現在では長男でも農業を継ぐ例は非常に少なく、その上とりあえず別居して息子夫婦は町に住むという例も多い。その為、この儀式は昔ほどの意味は持たなくなってきたはいるが、まだまだ親類としての義務とみなされているようだ。次に③出産祝いには父方・妻方に関係なくほぼ同じ割合で往来があるが、ⅠⅡ親等では69.2%の親類が、それ以下では31.1%と減少する。地域的には部落内・大字

内では親等が遠くても祝うが、県外を除くその他の地域ではⅠⅡ親等が祝うのみである。④葬式は②の婚礼が新しい新類を生ずると反対に、これを機に親類関係を切る儀式であった。また切らないまでもつき合いが薄くなるという重要な意味をもつものである。葬式には地域親等にかかわらず親類のうちの97.7%が往来している。この中には日常は全く交際はないけれども葬式にだけは参加するといった親類もかなりあった。これらのことから、葬式への参加は親類として果たさなければならぬ最低の義務であるとみなしてもよいだろう。また葬式に準ずるものとしては⑧病氣見舞があげられる。親類の81.2%の者が往来している。やはり④と⑧は直接につながり得るものであるところから、このように密な往来を作り出しているのだろう。④その他は特別なことがなくても往来することがある親類なのであるが、いわば④の往来がある親類のうちで日常生活互助はなされていると思われる。これには個人のパーソナリティ・社会的地位などが大きく影響している。そのことの現われとして④葬式には参加しないが、④その他の往来はあるといった現象もみられた。親類のうち44.7%の中で往来があり、部落内99.0%、大字内57.1%、町内23.2%、隣接町村40.1%、県内37.2%、県外29.2%と地域的に近い方が日常的交際は多いことがうかがわれる。しかし、隣接町村においてもかなり多く、これは交通の発達とほとんどの家に乗用車を所有している現状から考えると当然の結果だろう。

表9-4-17 1番目に重要な親類

表9-4-18 2番目に重要な親類

親等 地域	父方			妻方			嫁方		ムコ方	合計	親等 地域	父方			妻方		嫁方		母方		遠い 親類	合計	
	I	II	III	I	II	III	I	II	I			I	II	III	I	II	I	II	I	II			
部落内		8			1					9	部落内	6	1								5	12	
大字内		4			1					5	大字内											1	
町内	3	2		2	3				1	11	町内	2	6	2	1	2	1		2			16	
隣接 町村	1	2	1		1				1	12	隣接 町村	1	3	5	3	5				1			18
県内	7	1	1		1	1	1	1		13	県内	6				2						8	
県外	4	1			1			1		7	県外	2			3							5	
合計	15	18	2	2	4	1	1	2	2	57	合計	5	21	8	4	11	3		2	1	5	60	

次に部落の人の意識としてどの家を重要であると考えているか検討してみよう。表9-4-17をみると一番重要な家は父方Ⅱ親等が最も多くなっている。そして父方Ⅰ親等・妻方Ⅱ親等と続き、この3つで82.4%を占めている。また、父方と妻方では父方61.4%、妻方38.6%となり父方重視の傾向が表われている。表9-4-18をみると二番目に重要な家でもやはり父方Ⅱ親等が最も多くなっている。ここでも父方65%、妻方35%と父方重視の傾向が現われている。

以上、親類について種々検討してきたが、この部落においても日本の一般の村と同様に父方重視の傾向が細かい点においては見うけられる。しかし、全体的な立場からみると、親類の原則である双系の傾向がうかがえる。

(蜂谷 淑子)

5. 農業協同組合

はじめに

現在、矢掛町農協は昭和38年度に第1次合併を行なって10ヶ年以上を経過し、町を単位に大きく発展してきている。しかし、昭和30年以降の日本経済高度成長期の中にあつて農業は、工業部門との格差が拡がり、労働力不足や兼業化によって大きく変化してきた。矢掛町も、所得水準の向上、インフレ、雇用労賃の上昇などにより、ますます兼業化にむかう傾向にある。こうした農村の変化は、とりもなおさず農協の経営・組織・運営等に変化を及ぼしたはずである。そこで矢掛町農民の組織体である矢掛町農協と農民意識について検討することにする。なお調査票は135部回収できた。

(1) 農業協同組合の歴史と矢掛町農協の歴史

昭和38年に第1次合併が行なわれたが、まずそれまでの日本農業協同組合の歴史と矢掛町農協の歴史の大略をとらえ、矢掛町農協が合併するに到つた背景を考えることにしたい。

農業協同組合は、戦後のいわゆる占領軍の農村民主化政策の一環として行なわれた農地改革指令に基づき、昭和22年11月に農業協同組合法が公布された。農地改革によって寄生的土地所有制を崩壊させ、自作農的小土地所有制を創出する。この新しい民主化された農業生産関係を維持・強化する組織として農協が創設されたのであった。

戦前、農村には農村産業組合と農会の2つがあつて、産業組合は農村への金融と流通面を農会は農業技術の指導といったように分担されていた。産業組合は、農業者以外の力によって組合が支配されていたため、占領軍・日本政府は、農協を農業者を中心とした生産協同組合体として育てる考え方を示し、農協を農業者だけの協同組合ということに限定して産業組合・農会を発展的に解消して両方の目的を達成しようとした。

このことは、農協法第1条に「この法律は、農民の協同組織の発達を促し、もつて農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上を図り、あわせて国民経済の発展を期することを目的とする」ということに明らかであり、さらに第3条に「この法律において農民とはみずから農業を営み、または農業に従事する個人をいう。」ということによく示されている。

しかし、農協は国家の主導によって上から創設されたものであった。また、組織自体も戦時統制下のもつて作られた農業会をうけついでのものであった。自由主義・民主主義の原則を守るとされながら国家の発言力は大きく、農協も本来農民の自主的団体にもかかわらず自主性に欠けていた。また食管法は、食出確保、農家経済の安定化とともに農協貯金により農協を支えた。

しかし、成立間もないころドッジ不況の中で農協による農民貯金の伸び悩みなどにより、農協は大きな危機に直面した。しかし、この危機も朝鮮戦争の勃発に伴う特需により不況からのがれ、農業生産もしだいに増大した。農協も経営不況から昭和28年の農林漁業組合連合会整備促進法など再建三法によって立直つた。しかし、再建も国家による再建であつたため組織体としての農協の自主的再建ではなかつた。

昭和30年から高度成長期をむかえ、工業部門の労働力需要の増大により、しだいに労働力不足

・兼業化など農業構造に大きな問題が生じてきた。こうして農村の姿はすっかり変わってしまった。こうした矢先、昭和36年に政府は日本農業の今後のいき方を示すものとして農業基本法を公布した。この法律は、昭和35年の秋池田首相の時発表した国民所得倍増計画につながりあるものである。ところが、一般産業で働いている人達の所得の伸びに比べて農業所得の伸びが相変わらず遅い。その原因をつきとめて他産業従事者並に所得を引き上げようとするのがこの法律のねらいである。その基本法の主なねらいは、第1に経営規模の拡大をはかり、日本農業の構造上の欠陥を直さなければならない、第2に労力の足らない経営規模の小さい農家は協同経営を進めなければならない、第3に離農促進、第4にこれからの農業は米麦だけにたよらず需要動向に見合う畜産・果樹・蔬菜などを取り入れて選択的拡大をはからなければならないとした。この基本法制定と同じ年に農協合併助成法が制定された。この法律の目的は、「適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる組合を育成する」ことにあった。

農業構造の変化に対応するため、矢掛町でも農業基本法・農協合併助成法制定にそって合併を計画しはじめたのである。「合併理由書」に次のように書かれている。「我国経済の著しい発展は農業と他産業との間に生産性及び農業従事者の生活水準に甚しい格差を生じ労働力の減少、消費構造の変化などこのまま推移すれば農業の前途は極めて暗いものと言わねばならない。政府は先に農業基本法を制定し、農協法の一部改正、その他関係法規の整備をして今後の我国農業の行くべき道を定め、農協をして構造改善事業の推進母体たらしめた。しかしながら当地域における農協の現状は経営規模弱小で生産指導・共同出荷による市場獲得・資金及び資材の購入等に幾多の困難に突入り農業の近代化もかけ声のみでほとんど実行不可能に感じられた。…」(矢掛)「農業基本法の制定に準じて農業構造の改善は目下重要な農協の仕事となっている。これには資金の造成と農協指導事業の充実が必要である。行政区域を1つにする7農協が合同合併し信用度の増大による生産資金の増大と経営基盤確立による営農指導体制の充実を計るため…」(美川)

「当組合は、35年度より遅れた農業の構造改善を図ろうと農業基本法の主旨にそって営農改善総ぐるみ運動を計画推進してきた。その結果からして現在の農協では

- (1) 生産指導の不徹底
- (2) 大量生産販売による市場確保の困難
- (3) 資金及び資材購入及び販売のコスト高
- (4) 農業経営の行き詰まり等

小規模農協では容易に解決できない諸点があるとの結果を得た。たまたま県及び町等の指導により町内7農協の合併の議が起り研究の結果推進することに決定した。……」(小田)

「合併理由書」に見られるごとく、日本経済成長期にあって農業は、1つの大きな曲角にさしかかった。それに対応していくのに単協では規模が小さすぎて市場の確保・組合の信用度・生産指導等に多くの困難があり、農業の近代化はできない。そこで国・県の指導によって農協の近代化を計り、農協をして構造改善の推進母体となっていこうとしたのである。

ここで矢掛町の合併の足どりを見ていこう。

第1次合併

- S. 3.7. 6. 7 農協合併推進協議会：農協近代化の件について農林事務所・町役場・矢掛町内7農協に於て農協合併について協議する。
- S. 3.8. 1. 8 調印：仮合併契約書に7農協が調印した。
- S. 3.8. 1. 24 推進協議会：これまでの経過を報告して7農協合併を最終目標にその一段階としてとりあえず5農協が合併することを再確認した。
- S. 3.8. 1. 26 調印式：5農協（矢掛・小田・中川・川面・美川）
- S. 3.8. 2. 10 臨時総会：5農協いっさいに開催して合併を決議，設立委員各4名を選出した。
- S. 3.8. 3. 31 新設組合発足：旧矢掛町農協の建物を改造して事務所を設置し，旧農協単位の支所をおいて業務を開始した。

第2次合併

- S. 3.8. 1.2. 26 組合長専務参事合同会：3農協合併について話し合い，各農協から5人の代表者を選出することにした。
- S. 3.9. 2. 11 調印：合併契約書に調印した。
- S. 3.9. 2. 23 臨時総会：2農協の吸収合併を決議した。
理事会：総会で一任された1農協のみの合併となった場合を協議した。
- S. 3.9. 4. 1 第2次合併組合発足：矢掛町三谷農協を吸収合併して，業務を開始した。

第3次合併

- S. 3.9. 1.1. 20 合併交渉委員会：合併交渉を行なった。
- S. 3.9. 1.2. 10 交渉委員会・調印：合併について協議のうえ，調印した。
- S. 3.9. 1.2. 26 臨時総会：山田農協の吸収合併を決議した。
- S. 4.0. 2. 1 第3次合併組合発足：山田農協を吸収して，矢掛町一円を区域とする組合として発足した。

矢掛町農協は，第1次に5農協（矢掛・小田・中川・川面・美川）が合併し，第2次，第3次において三谷・山田両農協を吸収合併し町単位の農協として現在に至っているのである。

ここで，合併を決議した臨時総会で組合員から問題に出された意見を臨時総会議事録で2・3ひらりと，「経営計画は，立派であるより，よい経営で計画書がそのまま実績書となるよう今後努力されたい。尚農協は，あくまでもその本質である組合員のための組合として将来限りない発展を希望する。」「組合員と職員の和はどうか。」「合併して出荷するようになったら我地区の果樹生産者は不利になるのではないか。」などなどの問題がよっている。根本にあるところの問題は，あくまでも組合員のための農協であってほしいということである。組合員抜きの農協は考えられない。農協合併が7農協そろって行なわれなかった理由はいろいろあると思われるが，単協それぞれに特定市場をもっているとか，経済的な関係の不一致などがあったためであろう。

(四) 矢掛町農業の概観

表9-5-1 矢掛町の専業別農家の割合の推移

	S 3 5	S 4 0	S 4 5
総世帯数(戸)	4 6 1 7	4 5 4 6	4 6 1 1
農家戸数(戸)	3 3 7 8	3 2 1 4	3 0 7 2
農家率(%)	7 3.9	7 1.3	6 6.6
専業農家率(%)	3 9.9	2 3.3	9.7
第2種兼業率(%)	1 9.6	3 9.2	6 1.0

(農林業センサス)

表9-5-2 全国専業別農家の割合の推移

	S 3 5	S 4 0	S 4 5	S 4 7
専業	3 4.3%	2 1.5%	1 5.5%	1 4.3%
第1種兼業	3 3.6%	3 6.7%	3 3.7%	2 7.1%
第2種兼業	3 2.0%	4 1.7%	5 0.7%	5 8.4%

(農林省統計表)

表9-5-1によると矢掛町は、昭和45年の農家率が66.6%であり農村の町である。しかし、農業構造をみていくと昭和45年には専業農家が1割を割った。それに反して昭和35年以降第2種兼業農家がふえてきて昭和45年には、61%にも達している。この傾向は、今後も続くものと思われる。また、矢掛町の一戸あたりの平均耕地面積は昭和45年の農林業センサスによると56アールと零細であり、1ヘクタール以下が90%以上も占めている。表9-5-2は、全国的にみたものであるが全国的にいても専業農家率が低下し、第2種兼業率が増加する傾向がある。しかし、矢掛町は、全国に比べてその傾向が昭和35年以降急速に進んでいると思われる。その理由として考えられることは、矢掛町のすぐ南に笠岡・倉敷などの工業地帯の発達にある。このことは、矢掛町を農村から都市への変化を早めた。

表9-5-3 各戸農業担当者

農業担当者	妻	世	世+妻	世+妻+父	世+妻+母	世+父+母+妻	妻+母	母	その他	計
戸数(戸)	10	6	29	2	13	6	3	3	10	82
割合(%)	12.2	7.3	35.3	2.5	15.8	7.3	3.7	3.7	12.2	100.0

表9-5-3は、調査表によって82戸の農業担当者のうちわけを示したものである。世帯主と妻で行なっているものが35.3%と一番多い。兼業化が高率であるため妻や母という女性の農業に対する比重が高くなっていることは事実である。また日曜日に農業をするという片手間の農業の傾向にある。このことは主婦の労働力を増し、日曜日なしの忙しい毎日であることも示している。

矢掛町の場合70%近くは、水田であり米作中心の農業である。昭和46年の農林省統計調査部の「農業所得統計」でみると、第1位は鶏卵であり、第2位は米、第3位はたばことなっている。

昭和46年に鶏卵と米が逆転した。このことは、減反政策と関係あるように思われる。

(イ) 農協の事業

以上、矢掛町の農業を概観してきたが、次に農業を基盤として成り立っている農協の事業についてみていきたい。農協は、以前「米肥商的農協」といわれるほど米の販売、肥料を中心とした生産資材を扱って農協経営が行なわれていた。ところが農村をとりまく環境の変化により農業構造が変化し、今では「米肥商的農協」の形は薄れていき信用事業を中心とした農協経営に変わってしまっている。また、ストア・電気製品・車などの日常生活用品に事業が拡大され地域に深く根ざした農協事業を行なっている。そこで販売事業・購買事業・信用事業についてみていきたい。

a) 販売事業

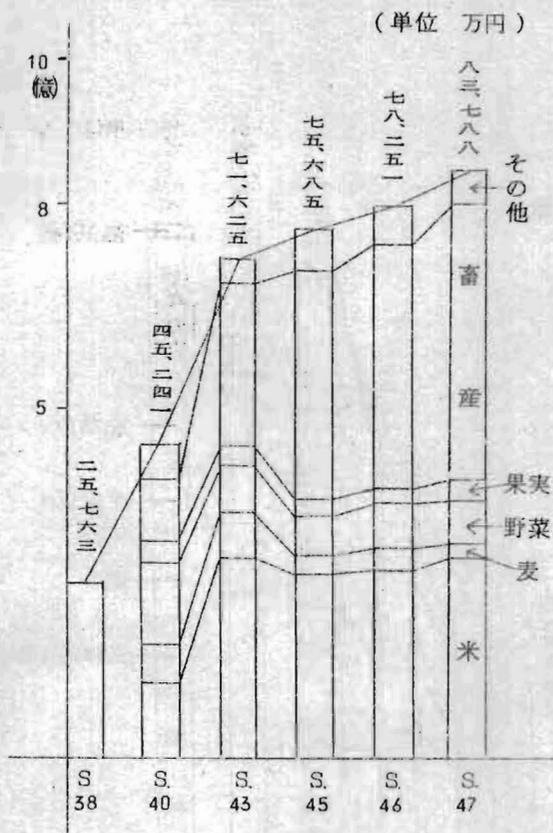


図9-5-1 販売高の推移

販売事業は、地域の農業生産を知る指標である。図9-5-1をみると米作・畜産中心である。第1次合併の昭和38年に比べると昭和47年は、3.25倍にものびている。しかし、昭和43年ごろから横ばい状態である。品目別にみると40年には麦の割合が比較的高かったが、しだいに減ってきている。米も昭和43年ごろから横ばいである。これは、減反政策によるものであろう。その反面畜産物が、しだいにその割合を増してきた。

表9-5-4は、「米以外の農産物を農協を通して売りますか」という問いに対して7~8割を農協を通して売るというものは、17.4%にすぎない。これに対して売らないは、39.1%も占めている。かなりの方は、農協を通さずに売っていることを示している。農協を通さずに直接商人に売っているのであろう。農協に出すと手数料が高

くついて直接商人に出荷したほうが利益が上がるためだ。このあたりに大きな問題を含んでいる。農協は、農協法第8条にみられるように組合員への奉仕を目的とするものであって、決して農民の不利になるようなことはやってはならない。農民が安心して農産物を生産できるためにも販売ルートの開拓や全ての農産物を農協を通して売れる体制を整えることが必要だ。これが実行されれば販売高の増加は可能である。

表 9-5-4 米以外の農産物を農協を通して売りますか

		7~8割以上	半々	2~3割以下	売らない	無記入	計
計		16 (17.4)	4 (4.3)	10 (10.8)	36 (39.1)	26 (28.4)	92 (100.0)
経営規模	5反未満	3 (6.4)	1 (2.2)	7 (14.)	20 (42.5)	16 (34.0)	47 (100.0)
	5~10反	9 (23.1)	3 (7.7)	2 (5.1)	16 (41.0)	9 (23.1)	39 (100.0)
	10~15反	3 (6.0)	0	1 (2.0)	0	1 (2.0)	5 (10.0)
	15~20反	0	0	0	0	0	0
	20反以上	1 (10.0)	0	0	0	0	1 (10.0)
階層別	専業	3 (7.5)	0	0	1 (2.5)	0	4 (10.0)
	一種兼業	2 (18.2)	1 (9.1)	0	2 (18.2)	6 (54.5)	11 (100.0)
	二種兼業	11 (14.3)	3 (3.9)	10 (13.0)	33 (42.8)	20 (26.0)	77 (100.0)

b) 購買事業

購買高は、農民の購買力の増加と物価値上がりによって年ごとに増加してきている。

図9-5-2をみると、肥料・飼料は横ばいか、やや下がりぎみであり、それに比べて婦人の店や生活資材の割合が高くなっている。農協の購買事業が各方面に手を広げ、給油所・婦人の店・農機具・自動車サービスセンターetcのものが増える。生産資材中心から生活資材へと変わってきている。電化製品・自動車も扱うようになってきている。

表9-5-5, 表9-5-6によると肥料・飼料は、82.6%も農協を利用している。しかし「農機具は農協で購入するか」という問に対して買わないというのが34.8%もある。農民の中には、農機具を買ったあとのアフターサービスが悪いという人が多い。たとえば日曜日に故障した場合には休みであるという具合である。農民のための農民への購買の必要性は、ここにも伺うことができる。

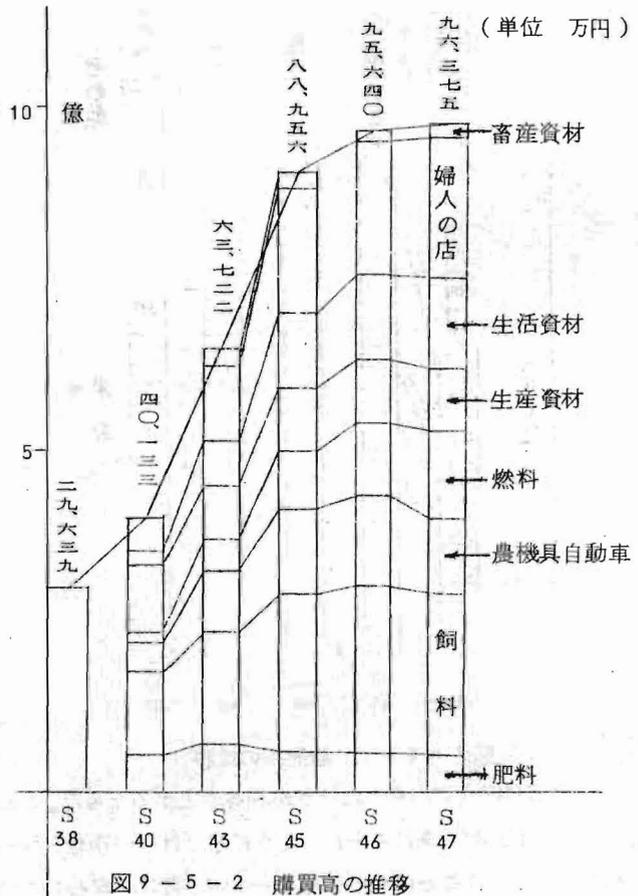


表 9-5-5 肥料・飼料は農協で購入しますか

		7~8割以上	半々	2~3割以下	買わない	無記入	計
計		76 (82.6)	7 (7.6)	6 (6.5)	2 (2.2)	1 (1.1)	92 (100.0)
経営規模	5反未満	37 (78.7)	3 (6.4)	4 (8.5)	2 (4.2)	1 (2.2)	47 (100.0)
	5~10反	33 (84.6)	4 (10.3)	2 (5.1)	0	0	39 (100.0)
	10~15反	5 (100.0)	0	0	0	0	5 (100.0)
	15~20反	0	0	0	0	0	0
	20反以上	1 (100.0)	0	0	0	0	1 (100.0)
階層別	専業	4 (100.0)	0	0	0	0	4 (100.0)
	一種兼業	10 (90.9)	1 (9.1)	0	0	0	11 (100.0)
	二種兼業	62 (80.5)	6 (7.8)	6 (7.8)	2 (2.6)	1 (1.3)	77 (100.0)

表 9-5-6 農機具は農協で購入しますか

		7~8割以上	半々	2~3割以下	買わない	無記入	計
計		23 (25.0)	16 (17.4)	17 (18.5)	32 (34.8)	4 (4.3)	92 (100.0)
経営規模	5反未満	9 (19.1)	6 (12.8)	8 (17.0)	21 (44.7)	3 (6.4)	47 (100.0)
	5~10反	13 (33.3)	6 (15.4)	8 (20.5)	11 (28.2)	1 (2.6)	39 (100.0)
	10~15反	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	0	0	5 (100.0)
	15~20反	0	0	0	0	0	0
	20反以上	0	1 (100.0)	0	0	0	1 (100.0)
階層別	専業	3 (75.0)	1 (25.0)	0	0	0	4 (100.0)
	一種兼業	4 (36.4)	2 (18.1)	4 (36.4)	0	1 (9.1)	11 (100.0)
	二種兼業	16 (20.8)	13 (16.9)	13 (16.9)	32 (41.5)	3 (3.9)	77 (100.0)

c) 信用事業

先に述べたように、販売事業では販売高が年々横ばい状態で、これをカバーすべく農協は今迄の「米肥商的農協」から「金融農協」へ変身しているようである。生活が金の多い少ないで決まる世相だから農協経営をスムーズに行なうために銀行等の他の金融機関に対抗して金融農協の姿勢が強まる傾向がある。矢掛町農協もこの例にもれず貯金・共済金・貸付金とはどまるどころをしらないほど年々増加している。共済金・貯金・貸付金についてそれぞれみていきたい。

共済保有高は、貯金高・貸付金額と比べて伸びが最も大きく昭和38年から昭和47年にかけて1.7倍以上にも達している。昭和47年の内わけをみると生命共済が、全体の87.78%を占め、ついで建物更生共済1.26%、子ども共済0.96%となっている。このことは、老後と農業外での危険の増大によるものであろう。

昭和46年3月から昭和47年12月末にかけて急激に共済も貯金も増加しているのがみられる。貯金高も昭和38年から昭和47年に8倍以上にもなっている。農協が、「米肥商的農協」としての色彩が強かった当時は、米を中心とした農家所得の剰余金であった。しかし、第2種兼業が増え、

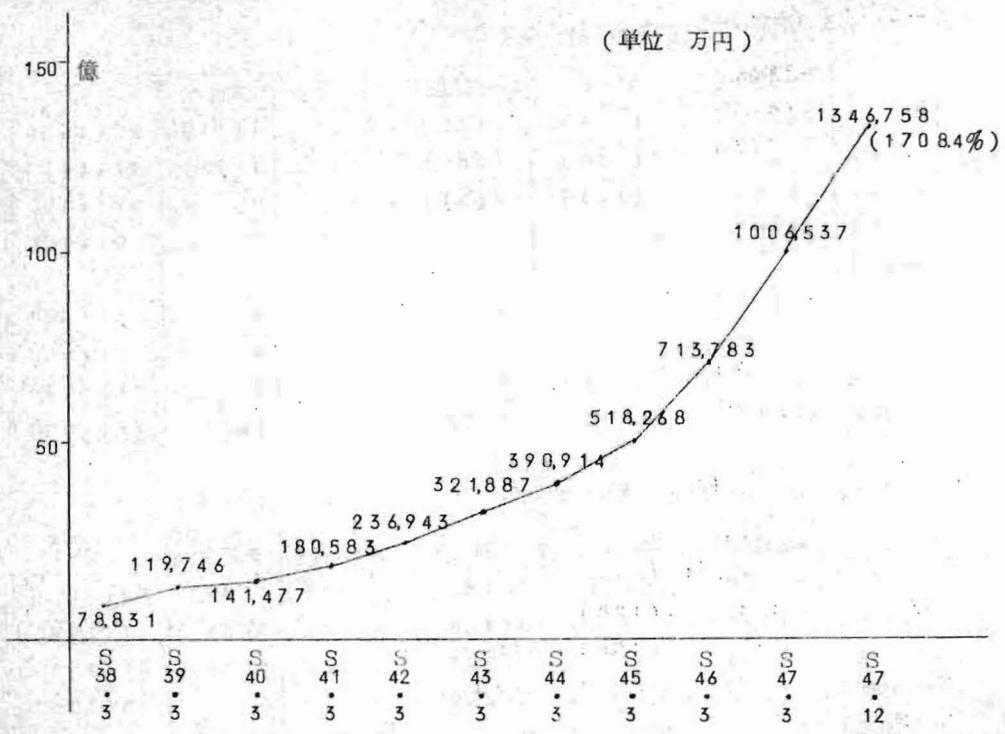


図 9 - 5 - 3 長期共済保有高

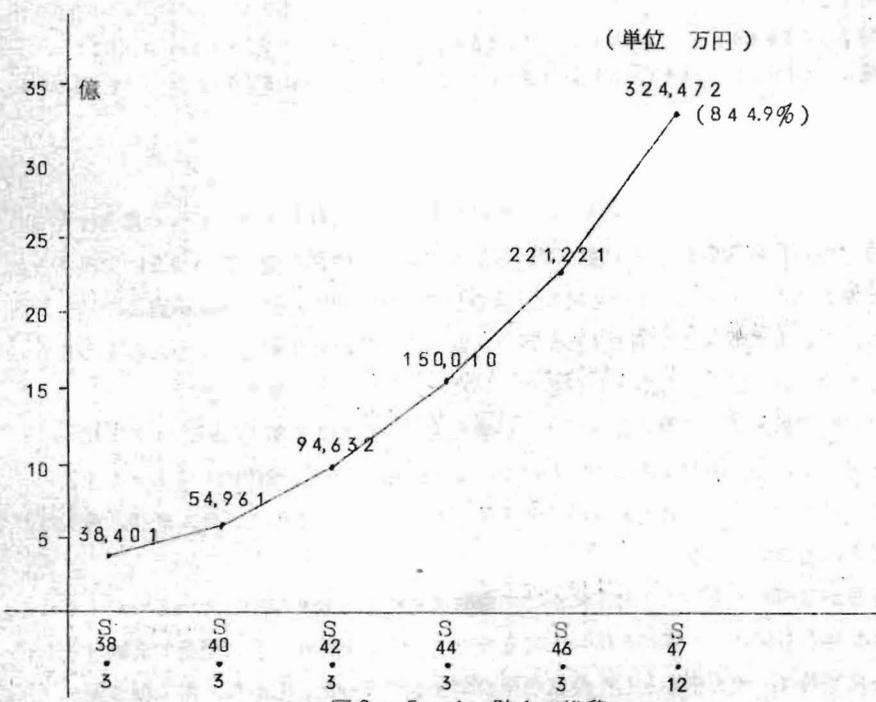


図 9 - 5 - 4 貯金の推移

農業外収入によるところが大きくなってきている。

表 9-5-7 余裕金を農協に預けていますか

		7~8割以上	半々	2~3割以下	全くしない	無記入	計
計		31 (33.7)	23 (25.0)	27 (29.3)	7 (7.6)	4 (4.4)	92 (100.0)
経営規模	5反以下	10 (21.3)	10 (21.3)	18 (38.3)	5 (10.6)	4 (8.5)	47 (100.0)
	5~10反	18 (46.1)	11 (28.2)	8 (20.5)	2 (5.2)	0	39 (100.0)
	10~15反	2 (4.0)	2 (4.0)	1 (2.0)	0	0	5 (10.0)
	15~20反	0	0	0	0	0	0
	20反以上	1 (100.0)	0	0	0	0	1 (100.0)
階層別	専業	4 (100.0)	0	0	0	0	4 (100.0)
	一種兼業	6 (54.5)	4 (36.4)	0	0	1 (9.1)	11 (100.0)
	二種兼業	21 (27.3)	19 (24.7)	27 (35.0)	7 (9.1)	3 (3.9)	77 (100.0)

表 9-5-7 は、「余裕金を農協に預けていますか」という質問である。農協へ半分以上貯金しているという人が 58.7% である。しかしかなりの額が外の金融機関に流れていることも確かである。階層別にみると専業・第一種兼業の人の多くは、大部分もしくは半分農協へ貯金しているが、

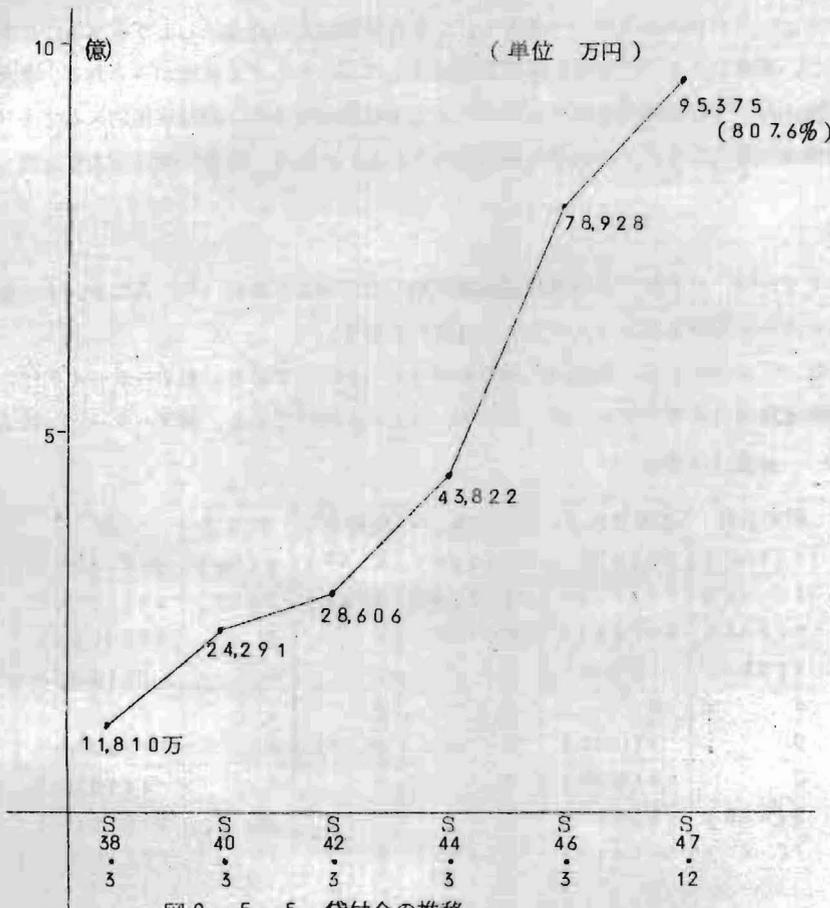


図 9-5-5 貸付金の推移

第2種兼業になると52%の人が農協に貯金していて、半数は他の金融機関に貯金している。

図9-5-5は、貸付金の推移である。借付金も貯金高と同じく昭和38年から昭和47年末にかけて8倍以上になっている。

この借入金がなにに使われているかをみたのが表9-5-8である。

表9-5-8 借入金を何に使われますか

		事業拡張資金	農機具購入	学資	その他	無記入	計
計		11 (1'1.9)	34 (3.69)	1 (1.2)	8 (8.7)	38 (4.1.3)	92 (10.0.0)
経営規模	5反未満	4 (8.5)	9 (19.1)	0	6 (12.8)	28 (59.6)	47 (10.0.0)
	5~10反	4 (1.02)	23 (59.0)	1 (2.6)	2 (5.1)	9 (23.1)	39 (10.0.0)
	10~15反	2 (4.0.0)	2 (4.0.0)	0	0	1 (20.0)	5 (10.0.0)
	15~20反	0	0	0	0	0	0
	20反以上	1 (100.0)	0	0	0	0	1 (10.0.0)
階層別	専業	4 (100.0)	0	0	0	0	4 (10.0.0)
	第1種兼業	1 (9.1)	10 (90.9)	0	0	0	11 (10.0.0)
	第2種兼業	6 (7.8)	24 (31.2)	1 (1.3)	8 (10.4)	38 (49.3)	77 (10.0.0)

農機具を購入するというのが3.69%で一番多く、つぎに事業拡大の資金にしようとするのが多い。階層別にみると、専業の人すべてこれから事業を拡大していこうとする意欲がみられる。また、第1種・第2種兼業においては農機具を購入していこうとする傾向にある。経営規模別にみても10反以下の方は、農機具を購入していこうとする傾向がみられる。これは、農業労働の省力化を計ったものであろう。

(⇒) 農協と農民

農協の事業をみてきたが、組合員である農民は農協に対してどのように思っているのか、また農協にどうしてもraitたいかを調査票をもとにみていきたいと思う。

表9-5-9は、「お宅にとって農協は必要ですか」という問いであり、表9-5-10は、「お宅にとって将来も農協は必要であると思われませんか」という問いである。表9-5-9によ

表9-5-9 農協は必要か

		絶対必要	必要である	どちらでもよい	必要なし	無回答	計
計		12 (1.3.0)	60 (65.2)	15 (16.3)	3 (3.3)	2 (2.2)	92 (10.0.0)
経営規模	5反未満	2 (4.2)	30 (63.8)	10 (21.4)	3 (6.4)	2 (4.2)	47 (10.0.0)
	5~10反	9 (23.0)	25 (64.1)	5 (12.9)	0	0	39 (10.0.0)
	10~15反	1 (2.0.0)	4 (8.0.0)	0	0	0	5 (10.0.0)
	15~20反	0	0	0	0	0	0
	20反以上	0	1 (100.0)	0	0	0	1 (10.0.0)
階層別	専業	0	4 (100.0)	0	0	0	4 (10.0.0)
	第1種兼業	5 (45.5)	6 (54.5)	0	0	0	11 (10.0.0)
	第2種兼業	7 (9.1)	50 (64.9)	15 (19.5)	3 (3.9)	2 (2.6)	77 (10.0.0)

表 9-5-10 将来も農協は必要か

		必要である	変わらない	わからない	必要でなくなる	無回答	計
計		46 (50.0)	30 (32.6)	10 (10.8)	4 (4.4)	2 (2.2)	92 (100.0)
経営規模	5反未満	13 (27.7)	23 (48.9)	6 (12.7)	3 (6.4)	2 (4.3)	47 (100.0)
	5～10反	28 (71.8)	7 (17.9)	3 (7.7)	1 (2.6)	0	39 (100.0)
	10～15反	4 (80.0)	0	1 (20.0)	0	0	5 (100.0)
	15～20反	0	0	0	0	0	0
	20反以上	1 (100.0)	0	0	0	0	1 (100.0)
階層別	専業	3 (75.0)	1 (25.0)	0	0	0	4 (100.0)
	第1種兼業	6 (54.5)	5 (45.5)	0	0	0	11 (100.0)
	第2種兼業	37 (48.0)	24 (31.2)	10 (13.0)	4 (5.2)	2 (2.6)	77 (100.0)

ると78.2%の人は農協を絶対必要である、もしくは必要であると答えている。どちらでもよい、必要なしと答えたのはすべて第2種兼業の人であり5反以下の人に多い。表9-5-10によると将来も必要であるか、または変わらないと答えた人が82.6%を占めており将来においても必要であると感じている。将来のことは分からない、もしくは必要でなくなると答えた人は、やはり第2種兼業の人で5反以下の人に多い。しかしながら、第2種兼業の人でも74%の人は農協を必要と感じ、79.2%の人が将来においても農協を必要と感じているようである。

必要とする理由は、「より大きな力とするため」「農業経営を続ける以上」「兼業農家がふえる」と指導・販売において必要となる」「農薬散布の指導・肥料の販売等気軽に利用できる」「農業経営合理化のため」「万事手取り早く必要性にとむ」「物価高のおり信用で高いものが買えるから」「農作業方法がむづかしくなってきた」「金が銀行より借りやすい」「農家にとって切り離せない身近な存在である」等々である。また、必要でなくなってきた理由として「農協の運営が営利的なため」「農業所得の占める比率が低くなってきている現在、農協の必要度が低くなりつつある」等々である。必要であると感じるのは、大きな力を必要とし、農業を続けていく以上販売・購買・指導が必要であると考えている。表9-5-9・表9-5-10のところでも述べてきたように組合員にとっては、まだまだ農協は必要であるし身近な存在であるといえる。その反面、第2種兼業化の進む中で農業意欲を失ない、農協の必要性が低くなりつつあると感じている人もいることも注目されよう。

つぎに、農協のどのような活動がもっとも必要なのかを尋ねたのが表9-5-11である。

表9-5-11でみると指導・信用・購買の順である。10反以下の人及び第2種兼業の人は、指導事業を農協に期待していることが分かる。このことは、集約的・合理的な技術を必要としているものと思われる。

ところで「どういう用件で農協へ行くか」という問いに対して70%の人が生産資材購入のためと答えている。つぎに税金を収めに行く、生活用品購入のため、預金をするためと続いている。肥料・農薬を求めに農協に出かけるものと思われる。

表9-5-1 1 農協にどのような活動を望まれますか

		購買事業	販売事業	指導事業	信用事業	無回答	計
計		19(20.7)	16(17.4)	28(30.4)	20(21.7)	9(9.8)	92(100.0)
経営規模	5反未満	11(23.4)	7(14.9)	14(29.8)	7(14.9)	8(17.0)	47(100.0)
	5~10反	6(15.4)	8(20.5)	14(35.9)	11(28.2)	0	39(100.0)
	10~15反	2(4.0)	1(2.0)	0	2(4.0)	0	5(100.0)
	15~20反	0	0	0	0	0	0
	20反以上	0	0	0	0	1(100.0)	1(100.0)
階層別	専業	1(25.0)	0	0	2(50.0)	1(25.0)	4(100.0)
	第1種兼業	3(27.3)	3(27.3)	3(27.3)	2(18.1)	0	11(100.0)
	第2種兼業	15(19.5)	13(16.9)	25(32.4)	16(20.8)	8(10.4)	77(100.0)

表9-5-1 2 農協の政治活動についてどう思われますか

		大いにやってほしい	やるべきでない	どうでもよい	無回答	計
計		41(44.6)	11(12.0)	27(29.3)	13(14.1)	92(100.0)
経営規模	5反未満	13(27.6)	9(19.2)	14(29.8)	11(23.4)	47(100.0)
	5~10反	24(61.5)	2(5.1)	12(30.8)	1(2.6)	39(100.0)
	10~15反	4(8.0)	0	1(2.0)	0	5(100.0)
	15~20反	0	0	0	0	0
	20反以上	0	0	0	1(100.0)	1(100.0)
階層別	専業	2(50.0)	0	1(25.0)	1(25.0)	4(100.0)
	第1種兼業	6(54.5)	1(9.1)	4(36.4)	0	11(100.0)
	第2種兼業	33(42.8)	10(13.0)	22(28.6)	12(15.6)	77(100.0)

表9-5-1 2は、農協の政治活動(例えば米価・減反政策)についてどう思われますかに対する答えである。「大いにやってほしい」とするものが44.6%を占めている。米価は、米作中心の農家にとって死活の問題であるからであろうが、兼業化の進む中で29.3%の人はどうでもよいと答えている。

表9-5-1 3 農協の職員に対してどう思われますか

		親切・ていねい	事務的	冷たい	別に思わない	無回答	計
計		27(29.3)	20(21.7)	7(7.7)	31(33.6)	7(7.7)	92(100.0)
経営規模	5反未満	8(17.0)	13(27.7)	4(8.5)	16(34.1)	6(12.7)	47(100.0)
	5~10反	17(43.6)	5(12.8)	2(5.1)	14(35.9)	1(2.6)	39(100.0)
	10~15反	2(4.0)	2(4.0)	0	1(2.0)	0	5(100.0)
	15~20反	0	0	0	0	0	0
	20反以上	0	0	1(100.0)	0	0	1(100.0)
階層別	専業	2(50.0)	1(25.0)	1(25.0)	0	0	4(100.0)
	第1種兼業	7(63.6)	0	0	3(27.3)	1(9.1)	11(100.0)
	第2種兼業	18(23.3)	19(24.7)	6(7.8)	28(36.4)	6(7.8)	77(100.0)

表9-5-13は、「農協の職員に対してどう思われますか」という問いであるが、「親切・ていねい」が29.3%を占め、その反面「事務的」「冷たい」と答えるものも同じように29.4%占めている。農協が合併すると職員と組合員の関係が薄くなり、官僚的・事務的で冷たいと感じる人がかなりいることを示している。

表9-5-14 農協と農民の関係をどう思いますか。

		今のままで十分	わからない	物足りない	無回答	計
計		50(54.3)	17(18.5)	16(17.4)	9(9.8)	92(100.0)
経営規模	5反未満	28(59.6)	9(19.1)	5(10.6)	5(10.6)	47(100.0)
	5~10反	20(51.3)	6(15.4)	10(25.6)	3(7.7)	39(100.0)
	10~15反	2(40.0)	2(40.0)	1(20.0)	0	5(100.0)
	15~20反	0	0	0	0	0
	20反以上	0	0	0	1(100.0)	1(100.0)
階層別	専業	2(50.0)	0	1(25.0)	1(25.0)	4(100.0)
	第1種兼業	7(63.6)	2(18.2)	1(9.1)	1(9.1)	11(100.0)
	第2種兼業	41(53.2)	15(19.5)	14(18.2)	7(9.1)	77(100.0)

表9-5-14は、「農協と農民の関係をどう思いますか」という問いである。「十分である」と答えた人が54.3%で「物足りない」と答えた人が17.4%ある。「物足りない」とする理由は、「何事も親切に教えてほしい」「農協は農民の意志を代表してほしい」「共済・電気製品等むりやり押しつけられては困る」「親近感がない」「農民から金を吸い上げる事を考えず農民の収入のことを考えてほしい」「農民側の農協であってほしい」「農協は手を揚げすぎる」「もっと指導事業に力を入れてほしい」等々である。

以上のことは、農協と農民の親近感がなくなっていることを示し、もっと自分達の農協であって欲しいと望んでいる。また農協が、商業的な部門に手を揚げ過ぎて農協の本来の仕事である指導・販売などに力を入れてほしいとする人もかなりいる。

最近、世界的な食料危機がとりだたされているが、物価の値上がりや農産物価格が安く不安定なことにより農業収入では生活することができないとする声がよく聞かれ、減反政策など一貫性のない農政に対する非難の声も各所で聞かれる。そのため、S.47年に矢掛町産業課でおこなった農業の意向調査でも農業を主体としていきたいとするものが13.7%、兼業を主体としていきたいとするものが60%近く占めている。兼業を主体としていきたいとする理由として後継者がいない33.3%、農業に将来性がないとするものが39.3%である。こうした兼業化や農業意欲低下、都市化する現状の中で、昔は農業を奨励していればよかった農協も、それでは経営が成り立たずやむおえず金融中心になり、組合員から離れていかないために各種事業に手を出さなければならぬ現状である。そこにまた組合員の不満が出てくる。このジレンマが農協にとって大きな問題であろうと思われる。また、事業が拡大する中で農協が組合員ばかりではなく地域住民一体としての農協に変わりつつあるのではなからうか。しかし、農協が農業従事者の組織体であることを見過ごしてはな

らないであろう。

(河合 久和)

参考文献

1. 『農協25年』 編集代表 近藤康男 御茶の水書房
2. 協同組合の話 家の光協会

第 10 章 宗教と民俗

1. 社 寺

(1) 矢掛町内の主な社寺

矢掛町内には数多くの寺院・神社がある。『小田郡史』に記載され、表になっているものだけで、寺院36ヶ寺、神社22社にのぼっている。四方を山に囲まれているとはいえ、平野部を中心に開けた地方である。早くから文化の栄えたことは寺院の宗派をみるとよくわかる。真言宗の寺院が曹洞宗のそれと並んで多い。

以下、矢掛各地の寺社の主なものを調べてみることにしよう。

a) 小 田

○ 小田寺



写真10-1-1 小田寺 薬師堂

真言宗傍加山小田寺は、天平12年(740)4月8日に創立され、開基は行基菩薩である。開山当時は法相宗であったが、延喜2年(902)、益信僧正が宿して衆徒を集め闕伽の井に於いて伝法灌頂を行ってから真言宗となり、三密瑜伽の道場となった。

小田寺『由緒書』には「・・・靈驗少ナカラズ武将ノ尊信厚ク当郡ノ氏仏トナリ応安年中神戸山

城主床上小松秀清当山ニ帰依シ七堂伽藍及寺家十二坊ヲ造営シ庄園三十町ヲ寄進ス弘治元年(1555)八月二十八日兵火ニ罹リ烏有ニ帰ス永祿八年(1565)十一月二十七日小田兵部少輔隆清再建シタルモノナリ」とある。

本尊は千手観音で、脇仏として毘沙門天と不動明王が祭られている他、薬師堂に薬師如来が安置され地藏堂には地藏菩薩も祭られている。

現在行なわれている行事には、次のようなものがある。

- ・修正会 1月1日～3日
家内安全、国家安泰を願って本堂で大般若経を唱える。
- ・永代土砂加持加法会 4月15日
亡くなった人の霊をとむらう。
- ・祖師講和会 8月21日
毎月21日に行なっている御祖師講を特に盛大に行なう。

この他に、4月8日には釈迦の生誕を祝い、6月15日は弘法大師の生誕を記念する行事を行なっている。

○ 武答神社



写真10-1-2 武答神社 本社

井原市との境界付近、観音山のふもとに位置している。明治12年(1879)に作製された『武答神社明細書』によれば「往昔、素盞鳴尊吉備ノ国ニ行幸シ給フ時、小田渡ニ於テ御秋在ラセラレシ故ヲ以テ此村ノ産土神ト尊崇シケルト古老ノ口碑ニ存ス 創立不詳応安年中床上小松神戸山築城ノ際当村神

祇七社ヲ再建ス訣一社ナリ」と記されているように、村社として素盞鳴尊をお祭りしている。従来は武答天子宮と称されていた。

現在ある建築物は、天保10年(1839)8月に再建された社殿、天和2年(1682)9月に再建された拝殿の他、釣殿等が主なものである。境内には火産靈神を祭神とする御崎神社が境内神社として祭られている。

武答神社の氏子は六百戸以上といわれているが、神主さんの話によれば570戸ということである。そして主に日置株、藤枝株の鎮守を祭っている。また祭日は以下の通りである。

歳旦日 1月1日 (新祭を兼る)

火祭 8月27・28日 (小田の火祭)

割木を十段ぐらい積み重ねて、それを担いで小田の上分と下分に分れて「ヤボタ」という所で争う。それに勝った方が先に神社に上ることができる。明治40年頃迄行なわれていた。

春祭 4月上旬

以前は、4月10日に祈念祭として行なわれていた。

秋祭 10月17・18日

㊦ 美川

○ 吉祥寺



写真10-1-3 吉祥寺 本堂

萬松山吉祥寺は旧美川村羽無に位置する。開創は、寺の記録によれば永享12年(1440)3月であるが、本山である福井県永平寺では永享11年(1439)としているし、又、嘉吉2年(1442)という説もあり定かでないが、1440年前後と思われる。

この寺は2度火災にあっている。したがって現存する建築物は320年ほど以前に再建されたものである。主なものを上げてみると、本堂、庫裡、開山堂、位牌堂等である。

壇家は上高末、美星町宇戸方面に分布しており、約200戸にのぼっている。現在行なわれている祭礼の主要なものは8月16・17日に行なわれている施餓鬼法要である。寺の世話は護持会という信者で結成された組織で行なわれている。

吉祥寺の建立については口碑が伝わっている。開基である説通智愷が備中を歩いて、寺を建立するための場所を求めていた。彼は備中一宮の吉備津神社から矢を放って場所を決定しようとした。彼の放った矢は、現在ある吉祥寺の山門の前あたりにあった榎木に命中した。ところが、その矢には羽がついていなかったため、このあたりを「羽無」と呼ぶようになり、その場所へ吉祥寺が建立されたということである。

この寺は曹洞宗の寺院であって、古くから僧侶並びに信徒の養成の役割を負っていた。末寺は3ヶ寺あり、次の通りである。

岡山県吉備郡新本	正眼寺
“ “ 富山	東光寺
“ “ “	東福寺

本尊として十一面観世音菩薩、脇立として毘沙門天王・不動明王が祭られている。

○ 木花神社



写真10-1-4 木花神社 本殿

美川には神社が七つある。八幡神社(北)、八幡神社(南)、明剣神社(東)、明剣神社(西)、

諏訪神社、吉備津神社、それにこの木花神社である。三谷の中心でもある木花神社は、この地方の守護神である。祭神は乳の神である木花姫で、以前は王子宮とも言われた。



写真 10-1-5 木花神社 祈禱

7月20日に夏祭りが行なわれる。神主が祈禱を行ない、その後出席者によって会食が行なわれる。最近では仕事に出ている人が多いので、出席する人は、家に残っている女性、子供、老人が多い。この祈禱の時に虫よけの札も祈禱を受け、村界に立てられて虫封じの役目を負う。その後これは下高末、上上高末、新本、奏へと順次送られて行くが時期は不明である。

木花神社は境内神社として、美佐岐神（火の神）、荒神社（荒神様）、龍王神社（水の神）、木野山神社（大山祇命）の4社をともに祭っている。



写真10-1-6 美佐岐神 木野山神社



写真10-1-7

荒神社



写真10-1-8

龍王神社

c) 矢掛

○ 大通寺



写真10-1-9 大通寺 山門

小林に位置する高峰山大通寺は、創立天平15年(743)3月18日である。『小田郡史』には、天文15年(1546)とあるがなにかによっているのかはっきりしない。開基は承天大和尚。このときの宗派は不詳であるが、彼は観音霊場を高峰山頂に定め、不空羂索観音を奉請した。

その後、永享11年(1439)に月溪良掬禅師が今の曹洞宗へ移し、現在では総持寺末永祥寺の末寺となっている。

曹洞宗には本山が二つある。一寺は道元禅師が開創した越前永平寺。他の一寺は瑩山禅師(四代目大師)が開いた総持寺である。最初に本山となったのは総持寺である。

本尊は不空羂索観音であったが今は観音堂へ移されており、現在は釈迦如来が本尊として祭られている。脇仏は加葉仏と弥勒菩薩をお祭りしている。

現存する建築物は、地藏堂、仁王門、山門、観音堂、坐禅堂、本堂、開山堂等がある。開山堂には月溪良掬和尚禅師像を安置してある。

祭礼・行事としては、壇家のために行なり正月の祈禱、2月15日の涅槃会、4月8日花祭、8月15日の観音様の祭り、それに施餓鬼法要などが主要なものである。

文禄3年(1594)、毛利輝元が眼病を患ったときに祈禱を行ない、平癒したことにより寺領14石を寄贈され、毛利家の祈願所となった他、伏見官家の祈願所にも天保3年(1822)になっており、曹洞宗専門道場として僧侶の養成にあっていた。現在、33代目住職、柴口吟龍氏が住まわれている。

○ 大善寺



写真10—1—10 大善寺 本堂

念仏山大善寺は文祿4年(1595)3月15日に、純普上人によって開かれた。念仏山の山号が示すように、矢掛町では唯一の浄土宗の寺院である。

建築物は、本堂、大仙堂、庫裡、鎮守堂からなっている。本尊は、本堂に安置されている阿弥陀如来、脇立は観音菩薩、勢至菩薩である。

行事として行なわれているのは、1月25日御忌会、春分の日春季彼岸会、7月15日盂蘭盆会、秋分の日秋季彼岸会である。又、大善寺の敷地内に、浄土宗と関係ないが、大仙院が祭られており、旧の1月24日、7月24日に大仙尊会が行なわれている。

○ 専教寺



写真10-1-11 専教寺 本堂

一乗山専教寺は、山城国からこの地へ移ってきた佐藤順永という代官が、真言宗の多かったこの地方へ自分の信仰する一向宗の庵をつくったのがはじまりである。以前は、渡辺四郎氏宅へあったのを現在の場所へ移した。開創は寛文2年(1662)3月2日と寺の記録には残っているが、『小田郡史』によれば天和3年(1683)とあり、定かではない。

建築物は、本堂、庫裡、観音堂、山門、鐘楼堂などがある。この寺は矢掛で唯一の浄土真宗で、西本願寺が本山である。阿弥陀如来を本尊としている。

行事は、4月8日、釈迦の生誕を記念する花祭、8月15日、先祖の供養をする永代経、12月20日前後の報恩講(一年間無事にすごせたことに対して感謝する)があるが、徐々に行なわれなくなっている。しかし、壇家の数は広島・福山からの中小工業者の流入で、年々増加している傾向にある。けれども分布状況を見ると美星、笠岡、倉敷、総社、岡山などが主である。

○ 矢掛神社



写真10-1-12 矢掛神社 拜殿

『矢掛神社昇格願書』によれば、矢掛神社は、もとは丑寅大明神と称していた。仁徳天皇の時代に、吉備津神社は勅されて末社72社を創建したが、その中の一社として創立されたのが丑寅大明神である。したがって、祭神は吉備津彦命である。最初は字中山にあったのであるが、後に今の字金森へ遷宮されたという。その時期は、①孝徳天皇の大化元年(645)に三寶大荒神と共に、小坂太良左衛門兼次が勧請した。②後深草天皇の實治元年(1247)8月1日、小坂與左衛門尉兼森、小坂多郎左衛門兼信の勧請による。③称光天皇の応永27年(1420)10月8日に天満宮と共に勧請される。というように、三説あってはっきりしない。しかし、旧庭瀬藩廳に保存されていた本社棟札に「奉上棟丑寅宮一社再建永世鎮護、天文十二年癸卯九月本願界隆願主江木源五郎尉季義」とあることが矢掛神社の『由緒=関スル調査及史蹟並口碑伝説ノ調』に載っているのです、これを信用

すれば、天文12年(1543)以前であることだけは明らかである。

現在の神社は、享保年間に火災にあったために、同20年8月に再建されたものである。祭礼は、10月22・23日の両日、30ヶ所の御たく所を25人ほどの惣代が矢掛から三成方面を回っていた。また、この神社は氏神様でもあり、その他、祈禱も行ない病氣や交通安全なども祈る。以前は、町内に1人でも病人ができれば、町内祈禱といって町内全員で祈禱をしたり、御百度をふんだりもした。大正元年10月1日、鶴江神社を合祀し、その際、矢掛神社と改称した。

○ 鶴江神社

創建された年代は不詳である。祭神は吉備津彦命、楽々森彦命、鶴茅茸不合尊であって旧小林村一帯の氏神鎮守である。

社伝によれば「往昔鶴江庄拜志郷尾林ノ里人相議リ吉備津楽々森両命、国土平安ノ偉業ヲ称エ武勇

ヲ崇ビ恩德ヲ敬慕シ官に請フテ恭シク此處ニ勸請奉祀スル所、今日小田郡矢掛町大字小林字岡本谷ノ
現在地是ナリ、後年鶴茅茸不合尊ヲ併祀セシニ因テ祭神三座ト成ル云々」とある。

- d) 三谷
- o 洞松寺



写真 10 - 1 - 13 洞松寺 本堂

舟木山洞松寺は後小松天皇の御宇、応永19年(1412)に創建された。現在、横谷に位置する。開基は猿掛城主庄元資である。洞松寺の山号は、神功皇后が三韓征伐の時に下道郡より通船の場で、皇后御船の帆柱をこの山の木で造らせた故事によるといふ説や、安徳天皇が讃岐国屋島に御座になられたとき、この山の東麓より良材を伐下して船を造らせた為に舟木山と勅号を賜わったという説がある。

開山は喜山性讚和尚であるが、彼は自分の師である怒仲天閣禪師を中興の祖とした。そして自分は師の激後当山の二世として発展に努めた。『洞松寺住山記』によれば、開山当時の住持はいずれも名僧であり、元資以来の猿掛城主が菩提寺として信仰が厚かったのも一面には武家として為政者の顧問格であったことが想像される。こう考えてくると洞松寺を中興した庄元資は想像以上の先見の明のあった武将に相違ない。

現在、洞松寺には本堂、庫裡、釣殿、禅堂、塀門などがあり、規模はかなりなものである。

本尊は観音菩薩である。本山は総持寺となっており、当寺自身もかなりの数の末寺をもっていた。その分布は、備中はもとより、備前・美作・備後・長門・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・伊予・筑前・美濃・尾張・三河・遠江などにわたり、曹洞宗の巨刹であった。

○ 妙泉寺



写真10-1-14 妙泉寺 本堂

○ 棒澤寺

鶯峯山棒澤寺は『備中誌』によれば、開基は聖徳太子、中興の祖は覚義上人、且那は毛利元清となっている。真言宗仁和寺派であった。

本尊は観世音菩薩、脇立は不動明王、大聖歓喜天となっている。しかし、火災にあい本堂等建築物もほとんど消失してしまった。

○ 国勝寺

神遊山国勝寺は、はじめ得道寺中蔵坊といひ、鶯峯山中の院末寺であった。創建された年代は天平年間ということくらいしかわかっていない。

ところで、元禄12年(1699)11月6日に下道朝臣国勝の母の骨つぼが出土し、その後、享保12年(1727)6月6日にこの寺に収められることになった。よって享保15年(1730)2月23日に国勝寺と改名した。

矢掛では日蓮宗寺院は多くないのだがそのなかのひとつである。日蓮宗の中でも身延寺派の平法華といわれる最も普通の派である。

現在地は三谷村横谷。開基は花房正成と伝えられ、時に慶長10年(1605)であった。そして開山として妙顕寺から日題上人を迎えた。現住職は25代目谷口玄厚氏である。

本尊は釈迦如来を祭っている。祭祀は次の通りである。

正月1日～3日 開運祈願祭

正月5日～2月3日 寒修業

3月3日 節分祭

土用丑の虫封じ

盆 柵経

秋分の日 性霊供養(大供養)

旧9月12日 龍口法難会

11月23日 御会式開山会

壇家は現在百十数戸と戦後増加してきている。これは単なる日蓮宗信仰のためばかりではなく、共に祭られている葛城大尊天のためであると住職は言っておられる。

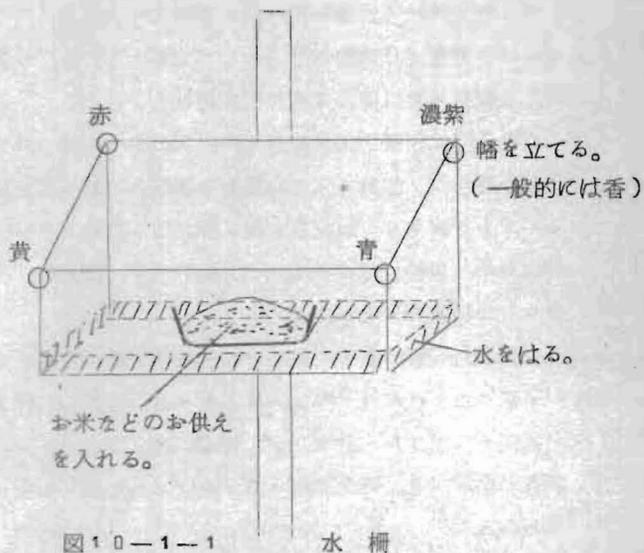


写真10-1-15 国勝寺 庫裡

国勝寺も数多い真言宗のひとつで、本尊は地蔵菩薩、脇立は不動明王、薬師如来である。本山は高野山金剛峯寺である。

行事としては、盆に行なわれている柵経が最も主要なものである。以前は水柵といって青、黄、赤、白、濃紫の五色の幡をかざった水柵(図10-1-1参照)を家の外におまつりして、お経をあげていたのだが、戦後はすたれてしまい、今では家の中でお着経をするのみである。これは施餓鬼の供養をするものである。

壇家は百余戸あり、大字単位で点在している。



○ 福頼神社



写真10-1-16 福頼神社 拜殿

創立年代は不詳であるが、福頼神社の『神明細書上帳扣』によれば、天正年間に毛利公が猿掛城主になったときに、猿掛城鎮護のために再興したものであるが、その後廃祀同様になっていたものを板倉越中守が信仰するようになって再び福徳仁吉に造営させたものである。言いつたえによれば、この時「猿掛神社」と書いたのぼりをたてたところ、さけてしまったので、板倉氏と悪意な福武氏に頼るという意味で「福頼神社」として立てたところ、今度は万事うまくいったということである。その時より猿掛神社は福頼大明神福武神社となった。

また『福武家家系図』の付記には次のように印されている。「福頼神社ノ神託ニ依リ、主人板倉侯ノ領地横谷村ノ山林ニ宮ヲ建築シテ奉祭ス 故ニ板倉侯、江戸屋敷ニ於テ、数々靈現アラハレ天災ヲ免ルコトヲ得タリ 以来板倉侯ノ祈願所ト尊敬セラレ山林ヲ寄附セラル 福頼神社ハ以前猿掛城主毛利公ノ鎮守ナリ、福武家、毛利侯ノ縁故アルヲ以テ神託現ハレ福武家ノ鎮守トシ尊敬奉祭ス云々。」

これから判断すると、先ほどの明細書とは少し異なることがわかる。また続けて「子孫ヲ以テ代々社ヲ務ムルコトナス、他家の血縁ヲ以テ務ムベカラズ、子孫若シ尊神ヲ誤ルトキハ如何ナル罰アルモ計ラレズ、神處ニ逆ヒ戻ルコトナク敬神致スベキ事 鶴汀翁（仁吉）ヨリ堅ク子孫ヘ申附アリ、慎テ頭脳ニ刻シ厳守スヘキ事 以上」とあり、他の血縁をきびしく排していたことがわかる。

建築物は本社、前殿、遙拝神殿、幣殿の他籠殿、隨身門、燈籠などがある。また境内には末社13

社が祭られている。祭神は素戔鳴命、大國主命である。

祭礼は、例祭として旧3月9日に行なわれていたが、現在は4月9日（宵祭）10日（本祭）の2日間にわたって行なわれている。その他、歳旦祭（正月）、祈念祭（引目祈禱——厄払い——）、新嘗祭、等が行なわれていたが現在ではすたれてしまった。月次祭は毎月9日の夜、崇拜者が家内安全を祈るものである。その際には神樂が行なわれ神主が祝詞を上げた。

氏子はいないが、神社の性格からかその崇敬者は1千人にものぼっている。

e) 山田村

o 観蓮寺



写真10-1-17 観蓮寺 本堂

弘田山観蓮寺は暁星山（遙照山）にある蓮蔵寺の塔頭（下寺二坊のようなもの）であった。現在は蓮蔵寺は消滅してしまっているが、朝廷の特別の保護を受けていた。観蓮寺は奥山田に位置し、慈覚大師が開基であって本尊は薬師如来であった。

創立など猿掛城での戦乱以前の事は不明である。観蓮寺は山頂にあった蓮蔵寺から、まず覚王寺の所へ移り江戸時代初期に現在の地に移ってきた。

主な建物は、本堂、庫裡、山門等である。本堂は約150年前のものであり、庫裡は元禄13年に建てられたものである。また山門は明治10年の建立である。

本尊は蓮蔵寺より伝えられた観音様、聖観音像で、毎月17日に信徒が集まって祭っている。祭礼は旧4月8日、弘法大師の入滅した日に花祭を行なっている。

脇仏は勝軍地藏である。これは宇喜多家の持仏であったが、遙照山から観蓮寺に伝えられたもので

ある。

この寺からは明治の初年に恵掌が出て弟子の養成を行ったり、インドに行って経典を研究した。

○ 極楽寺

伽楞山極楽寺は鷲峯山椿澤寺の末寺のひとつである。今から約350年ほど前に現在の里山田へ下りてきた。もとは大光院と呼ばれていた。

主要な建築物は本堂、庫裡、鐘楼堂、経堂、鎮守堂である。本尊は薬師如来、脇立は弘法大師、観音様である。また鎮守堂には千手観音が祭っており、「この鎮守ににらまれると命があぶない」といわれている。

この寺には大般若経300巻が宝暦年間にそろえられた。祭礼は正月、盆を中心にして行なわれている。信者の参拝も多い。明治初年に観蓮寺へ移った15代目恵掌はインドを何度も訪れ、大蔵経をそろえた学僧であり、社会福祉にも力を注いだ。また観蓮寺の地蔵とこの寺の地蔵は対になっており恵掌がインドから持ち帰ったものである。

その他、この附近の六角堂へ普通寺から持ち帰った稻房大師を祭ったりもした。

壇家は225戸を数えており、その中175戸を山田で占めている。

f) 川面村

○ 円通山蓮花寺

本尊は聖観音である。建立は元禄4年(1691)3月であると『小田郡誌』には記されている。本山は永平寺と総持寺で曹洞宗である。その他は不詳である。

○ 四王寺

四王寺は昭和8年3月30日に金剛院と妙覚寺とが合併して創設されたものである。そしてその時に四体の仏像が寄ったので四王寺と呼ばれた。したがって本尊は四体ある。金剛院から寄せられたのは聖観音菩薩(立像)である。妙覚寺からは次の三体が寄せられている。

・ 聖観音菩薩

水砂・川面と小林の境に観応屋敷(石童観音)跡があるが、以前この屋敷にあった二体の聖観音菩薩の一体である。もう一体は大通寺の不空羅索観音となっている。

・ 阿弥陀如来(座像)

・ 十一面観世音菩薩



写真10-1-18 極楽寺庫裡

東川面の田寺というところに毛利土族である守屋株(10軒)があり、守屋株で祭っていたこの立像を妙覚寺が建立されたときに妙覚寺に移した。

以上の三体である。

建築物は本堂(明治11年再建)鐘つき堂、客殿(庫裡)、土蔵などである。

祭礼等の行事としては

1月1日 正月修正会(国家安泰祈願)

1月15日 本尊供(祭)(本堂で壇徒の家内安全を祈り本尊の御法樂を行なう)

春秋の彼岸 壇徒を回る

盆 柵経(施餓鬼柵)

8月10日前後 3年交代で山道のそりじ

8月20日 施餓鬼法要(寺の客殿で、なくなった壇徒の精霊を祭る。その後布教師による法話がある。)

が行なわれている。

現在の壇家数は211戸である。

○ 鶴江神社

『備中誌』によれば星田、黒木、宇内、水砂、川面、本堀、浅海、江良などの産土神である。また「小田村小林村には別れ社を建て宗内村には鶴成社と称してけり」とある。

「延喜式備中国小田郡鶴江神社と有是也。文徳天皇嘉祥四年正月正六位 清和天皇貞観元年2月27日従5位下備中18神の一也。」

建物の本堂、幣堂、神楽殿、拜殿、隨身門などの他に神庫(6)常夜燈(1対)鳥居(1基)がある。

また境内には境内神社として黒丸神社、荒神社があり、それぞれ素盞鳴命を祭っている。この鶴江神社の祭神は吉備津彦命である。そして祭礼として4月10日春祭、10月22日例祭、12月31日新穀祭、その他年中恒例祭儀1回が行なわれている。

氏子数は約千人、崇敬者数は百人となっている。

⑧) 中川村

○ 西方院



写真10-1-19 西方院 本堂

江良に位置する伽楞山極楽寺西方院は西極楽寺とも呼ばれている。今から四、五百年以前には伽楞山には西ノ坊、大光坊、金剛坊、西明坊、辻坊、宇ノ坊、大坊、坂ノ坊、新蔵坊、阿賀井坊、塔春坊、大光坊の十二坊があった。その後、正保・寛永頃にその内の七坊（大坊、大光坊、金剛坊、西明坊、新蔵坊、塔前坊、辻坊）が境内に下りてきた。これを西極楽寺といい、その中の大坊が現在の西方院である。昭和7、8年より以前は門などは共有していたが、以後西方院のものとなった。

開創は天平九年、行基と言われているがはっきりしていない。大坊が西方院と称するようになったのは寛永12年（1672）長意方院のときで一応この時点を開山としている。

明治以前に火事あって現在の本堂は文久3年（1863）庫裡は明治元年（1867）に建立されたものである。

西方院は高野山真言宗で本山は金剛峯寺である。本尊は西極楽寺一山の本尊阿弥陀如来、西方院の本尊である不動明王が昭和7、8年頃から現在までいっしょに祭られている。

祭礼・行事としては1月2日の年始受け（信徒が寺を訪れる）1月4・5日答礼（住職が信徒宅を回る）4月15日前後の総供養（施餓鬼法要と同様なもの）毎月13日に大師会（看経、講話、座談会）各部落で15日に大師会などが行なわれている。

阿弥陀如来を東極楽寺と西極楽寺で奪い合ったときに東は台座を取り西は座像を取ったと伝えられているが東極楽寺の方では反対の説をとっている。

○ 常光寺



写真10-1-20 常光寺

開創は天平9年（737）2月といわれているが詳しいことはわかっていない。昔は現在上寺と呼

ばれている所にあったが、現在地へは安政年間に下りてきたと言われている。現在住職は国勝寺の住職が兼務している。本尊は薬師如来でこれは町文化財に指定されている。また協立として日光菩薩、月光菩薩、十二神将が祭られている。

祭礼は1月3日朝の家内安全を祈る、2月28日、10月21、22日に家内安全を祈るが行なわれている。

ところでこの寺は氏神様である四位神社(毘沙門様)の別当寺となっているので、1月3日、10月21、22日には氏子の安全をも祈願している。

壇家は現在約60戸である。

h) 矢掛町のその他の社寺

表10-1-1 その他の社寺一覧表

地区名	寺院名	位置	宗派	本山	本尊・協立	建立年代
小田	円融寺	中小田	日蓮宗	京都妙顕寺	三寶尊	暦応3年
	大弘寺	中小田	曹洞宗	福井永平寺	阿彌陀如来	永祿11年
	禅源寺	堀越	曹洞宗	福井永平寺	釈迦如来	永祿元年
	金龍寺	堀越	曹洞宗	福井永平寺	釈迦如来	天正2年
美川	医王寺	下高末	真言宗	仁和寺	弘法大師・薬師如来	不詳
	観音寺	宇角	真言宗	仁和寺	聖観世音菩薩・不動明王・毘沙門王	不詳
	高月寺	下高末	真言宗	不詳	阿彌陀如来	不詳
矢掛	多聞寺	矢掛	真言宗	仁和寺	毘沙門天王	天文2年
	観音寺	矢掛	真言宗	仁和寺	十一面観世菩薩	寛永7年
	瑞雲寺	矢掛	曹洞宗	永総平持寺	釈迦如来	享祿年間
	能仁寺	小林	曹洞宗	永総平持寺	聖観世音菩薩	承応3年
	大光寺	矢掛	曹洞宗	永総平持寺	釈迦牟尼仏・文殊菩薩	徳川末期
三谷	寶泉寺	横谷	真言宗	仁和寺	薬師如来	承和2年
	観照寺	横谷	真言宗	仁和寺	大日如来	不詳
	仏種寺	東三成	真言宗	仁和寺	観世音菩薩 薬師弘法	不詳
山田	長泉寺	里山田	曹洞宗	永総平持寺	瑠璃光薬師如来	慶長4年
	本覚寺	奥山田	曹洞宗	永総平持寺	地聖蔵観大音菩薩	安政4年
川面	西明院	宇内	真言宗	佐賀大覚寺	観世音菩薩	寛永元年
中川	大光院	江良	真言宗	金剛峯寺	正観音菩薩	天平9年
	薬王寺	浅海	真言宗	金剛峯寺	薬師如来	元祿時代
	摩耶庵	本堀	真言宗	金剛峯寺	薬師如来	承安元年

地区名	神社名	位置	社格	祭神	祭日	備考
小田	日吉神社	中小田	郡社	大己貴命・天兒屋根命 国常立尊・大山咋命		
美川	八幡神社	上高末		仲哀天皇・応神天皇 神功皇后	10月26・27日	
	吉備津神社	羽無		吉備津彦命	10月26・27日	
	諏訪神社	下高末		建御名方命	10月26・27日	
	八幡神社	字角		応神天皇・神功皇后	10月26・27日	
	明剣神社	内田		宗像三柱神	10月26・27日	
三谷	萩原神社	横田	村社	天兒屋根命	9月4・5日	毛利元清が猿掛城主の時、氏神として官社の造営をした(『兵乱記』)
	八幡神社	東三成	村社	仲哀天皇・外七神	10月29・30日	
山田	崇道神社	里山田	村社	舍人親王	10月20・21日	
	御崎神社	奥山田	村社	若日子建・吉備津彦命	10月20・21日	
	岩山神社	中村	村社	神日本盤余彦命	10月20・21日	
川面	大元鵜江神社	東川面		吉備津彦命 守良御玉命・相殿天御 中主神	10月 27日	鵜江神社の末社で宇内、黒木の産土神
	鵜成神社	宇内		吉備津彦命	10月 15日	
中川	岩山神社	浅海		石土毘古神 石巢比禰神	10月 25日	
	若宮神社	江良		神武天皇	10月 23日	
	四位神社	本堀		吉備武彦神 岩山神	10月 23日	
	貴布禰神社	江良		高龍神・雷神 大山祇神	10月 23日	

(ロ) 矢掛町の民間信仰

矢掛町には数多くの神社・寺院が存在する。しかし神社についていえば、祭神は吉備津彦命であるものがかなりあり、また寺院についていえば、真言宗と曹洞宗のものが多いことなど共通した点が見えがえる。

寺社の多いことから、矢掛町の人々の信仰心が深いと言い切ることは早計であろうが、早くからこの地方は開けており、特に山岳仏教の色彩の濃い真言宗の寺院が多いことから文化の水準も高く信仰心も厚かったであろうことは想像に難くない。

これは単に寺社についてだけの場合であるが、その他生活と関わりの深い民間の信仰にはどのようなものがあり、また信仰心とどのような関係があるかを調べてみよう。

α) 株内の鎮守

公的な性格をもった神社、例えば矢掛神社のような神社などと異なり、自分達の属する株の中での信仰、つまり自分達の共通の先祖を合同で祭っているのが株内の鎮守である。

美川を例にとると、三谷部落では7つの株が知られている。そしてそれぞれ株の鎮守を祭っている。以下それを挙げると、

- 白河神社… 阿部株鎮守
- 摩利神社… 阿辺株鎮守
- 摩利神社… 岡田株鎮守
- 摩利神社… 斎藤株鎮守
- 七社宮… 大藤株鎮守
- 不詳… 渡辺株鎮守
- 不詳… 三宅株鎮守

となる。このうち阿辺株と岡田株では神社であるにもかかわらず、僧侶に来てもらい、お経をあげてもらっている。これらは中世の神宮寺の名残りと思われる。

しかし、三谷部落のこれらの7株の神社は、株の鎮守とはいっても、本当の意味での氏子のような性格を有しているのではない。これらで祭っているのは、自分達の尊敬する武勇や知恵の守護神である。たとえば阿辺株の摩利四天尊や大藤株の大国主命のごときで



写真10-1-21 摩利神社 岡田株鎮守

ある。



写真10-1-22

斎藤株鎮守

b) 金毘羅天

美川地区羽無の吉祥寺の裏山に金毘羅天がある。これは、そもそも今から300年ほど前に吉祥寺11代目の住職が建立したものである。当時、美川では最初の神宮寺であった。

三谷部落に斎藤株は5軒あるが、この祭神は稻荷様である。社は流れ造りで正月の初午の日に稻荷講が行なわれる。準備は当番制になっており、当日は木花神社の神主が来て祈禱を行なう。

岡田株には実は二種類ある。現在の岡田勘市さんの系列と岡田文子さんの系列で、前者の方が古い。しかし90年ほど前から鎮守を合同で祭っており、4月3日を祭礼の日としている。

このような鎮守はたいてい大きな木がうっそうと茂っている下にあるものが多く、あまり目立たない。そして現在ではどの鎮守においても昔ほど盛大にきっちりと行なっているところは少ないようである。



写真10-1-23 金毘羅天 本社



写真10-1-24 金毘羅天 拝殿



写真10-1-25

金毘羅天鐘堂

現在残っている建築物は、本社、こもり堂（通夜堂）拜殿（この前の広場で祭の余興が行なわれた）鐘堂である。こもり堂には祭に来た人が宿泊した。

以前は盛大な祭が行なわれ祈禱を受けに来る人の数も多かった。矢掛をはじめとして、笠岡、総社、遠い者は県外からも噂を聞いてやって来る人もいた。

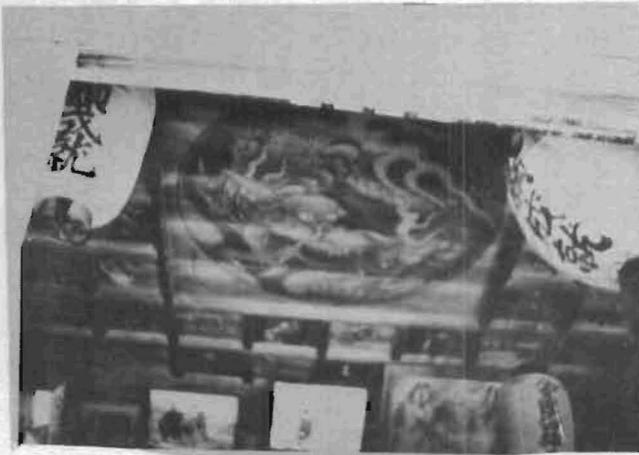


写真10-1-26 金毘羅天 絵天井

祭礼は小祭と大祭とに分かれていた。小祭は毎月17・21の2回、寺で住職がおつとめをするもので、一般からの参加はほとんどない。大祭は年に3回あり、正月大祭、春季大祭、夏季大祭がそれである。日程は正月が1月10日、春が3月10日、夏は7月9、10日の両日にわたって行なわれる。夏は、以前は旧の6月9、10日に夜を徹して行なわれた。この大祭には部落の人々を中心に参拝者も多く賑わっていたが、現在では下の吉祥寺でお経をあげる程度である。

この金毘羅天は多目的信仰の対象となっており、中でも家内安全・五穀豊穡を祈願する人が多かった。

c) 大仙様



写真10-1-27 大仙院

矢掛地区にある浄土宗寺院、念仏山大善寺の境内に伯耆大山にある延命地藏菩薩の分霊を祭っている大仙院、大仙様がある。

大仙院の由緒によれば、「大仙智明権限ハ伯耆ノ国大仙ニ鎮座マジマシテ精霊供養、家内安全、五穀豊穡等ノ靈験顕カニシテ全国数百万ノ信徒ノ信仰地デアリマスガ吉備兩地方ニテモ信者ガ多ク参拝者充滿スルト唯モ何分ニモ遠隔其ノ不便ナルタメニ之ガ御分霊ノ近隣ニ請セントスル情多年切ナルモノアリ依テ大善寺復興ト当町ノ祭辰ノタメニ昭和六年四月伯耆大山ヨリ御分霊ヲ勧請シ当寺ノ境内ニ一字ヲ建立シ春ト夏ト二回祭典ヲ執行シ流水灌頂(経木)供養牛馬安全・五穀豊穡等ノ祈念シ特ニ正月の大祭ニハ経木流シノ靈験ニ浴セント数万ノ善男善女ノ信徒ノ方ガ参拜シ云々」とある。大仙院建立当時大善寺は壇家教が減少しつつあったので大善寺復興をかねて、昭和6年4月に御分霊を祭った。

大仙院創設以来、春夏2回の祭典には多数の人々が集まるようになり、町内の店では大売出しを行ったり、方々から来た露店が道の両側に軒を並べるといふ様子で、交通整理が必要なくらい混雑をした。又、牛市があったり、動物の興業があるといふぐあいで、矢掛地区の重要な年中行事のひとつであった。ついで5～6年前までは一万人ほども参拝者があったのであるが、それも最近では信仰心と生活との関わりが薄れて減少するようになった。

d) 葛城大尊天

三谷地区にある日蓮宗妙泉寺では河内国葛城山に鎮座する葛城大尊天を合祀している。

葛城大尊天は、その昔、福山の山中で平重盛が出合って守護を受けたといわれるもので、山岳信仰に属するもので、そもそも真言宗系の信仰対象である。

ところが、昭和25年11月に25代目現住職である谷口玄厚氏は夢で葛城大尊天の宣託を受けたことから、祈禱による大衆信仰の道をひらこうとして、この葛城大尊天を勧請し、祭祀をすることにしたということである。

4月の第1日曜日に葛城大尊天春季祭が行なわれている。又、毎月3日に葛城山例祭、23日に供養を行なっている。

日蓮宗寺院でさえも信徒と得ようとすると山岳信仰の葛城大尊天という真言宗、密教の要素を取り入れねばならないということに、矢掛町における真言宗の影響、加持祈禱を好むという性格がよく表われている。

e) 観音信仰

観音信仰は現世の除災招福を保障するものとして広く行なわれた。つまり現世利益を求めての信仰である。この矢掛町内の寺院の中でも観世音菩薩を祭っているところはかなりある。その中から大通寺と専教寺を例にとってみよう。

大通寺は観音霊場を承天和尚が創建したことに由来するので観音信仰とは縁が深い。以前は毎月1回雨の祈禱などを行なっていて心願成就を祈る参拝者が多かった。

一方、専教寺の観音様は福授世観世音菩薩である。この寺は浄土真宗で来世仏である阿弥陀仏を祭っているが、それとは別に、この宗派にはめずらしい現世仏である観音様を祭っているのである。

観音様にまつわる次のような言いつたえがある。「矢掛の大水の時、ある子供が和田川でおぼれかけた時、観音様がどこからともなく現われて子供はそれにしがみついて助かった」という。ここでは8月27日に夏祭として観音様をお祭りしている。ところで、大抵のものは西向きに安置されるのだが、専教寺のものは東に向いており、「東向きの観音様」という俗称で親しまれている。そして現在でも多くの人々が参拝に訪れている。



写真10-1-28 専教寺 観音堂

f) 毘沙門様

美川地区三谷の空上に毘沙門様がある。社などは全くないが山の中の小さな滝に黒光りする大きな石がある。その石の下が少しくぼんで小さなほこらのようなものがあり、毘沙門様と呼ばれている。

昔、毘沙門様が怒って光り始めたところ瀬戸内海で魚がとれなくなった。そこで玉島の漁夫達が参拝して祈ったところ、再びとれるようになったという。

以前は1月3日、3月3日に祭礼を行ない祈禱を行なっていて北海道からも来る人があったという。現在は1月3日のみに簡単な祭が行なわれているが、参拝者はほとんどいないようである。